

こ だま し みず い せき
児玉清水遺跡Ⅱ
－ B 地点の調査－

2007

本庄市遺跡調査会

序

児玉清水遺跡は、本庄市児玉市街の東側に位置しておりますところから、近年は開発が進み、隣接地（A地点）の発掘調査もすでに実施されているところです。この児玉の地は、古くから鎌倉街道の宿や市の栄えた土地として知られておりますが、ここに報告する調査地点（B地点）からは、このような歴史のはるか昔、採集や狩猟を生業としていた縄紋文化の遺跡が発見されました。

本遺跡の周辺には、地名のもととなった綺麗な湧き水が豊富にあり幾つかの池沼が残されております。縄紋時代においてもこの湧き水を利用するために湧水点付近に営まれた集落遺跡が児玉清水遺跡であると考えられます。縄紋文化においては、今日よりはるかに自然環境に依存した生活でありましたが、環境の変化に対して自然への深い理解に支えられた様々な技術によって、たくましく生きた姿を垣間見ることができる重要な遺跡であることが、今回の発掘調査によっても確認することができました。しかし、ここに報告する児玉清水遺跡の周辺においても、湧水点のひとつである「思池」については「親水公園」として整備されておりますが、この区域が国道に接しておりますところから急速に開発が進み、周辺は歴史的に形成されてきた景観が徐々に失われつつあります。

このたび、この土地に残された埋蔵文化財は、ここに記録として保存し永く後世に伝えることになりました。これらの、地域に育まれたかけがえのない埋蔵文化財は、将来の私たちの文化的な生活を形づくるためのひとつの基礎となりえるものであり、これらを守り、後世に伝えて行くことはもとより、地域の理解のために生かしてゆくことが今後の文化財保護の課題であるといつてよいでしょう。

ここに、この発掘調査報告書が刊行できましたことは、有限会社永光商事をはじめとする関係各位ならびに関係諸機関の皆様のご協力の賜と深く感謝いたします。このささやかな調査報告書は、埋蔵文化財の保護・活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、教育や研究にたずさわる皆様はもとより、この地域の市民の皆様の郷土理解のご参考となりえるならば幸いです。

平成19年6月27日

本庄市遺跡調査会
会長 茂木孝彦

例 言

1. 本書は、埼玉県本庄市児玉町児玉字清水2319-2に所在する児玉清水遺跡（No.54-309）B地点の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、有限会社永光商事の店舗建設に先立つ埋蔵文化財保存事業として、平成8年度に児玉町遺跡調査会が実施したものである。
3. 発掘調査および整理・報告に要した経費は、有限会社永光商事の委託金である。
4. 本報告にかかる発掘調査は、徳山寿樹（児玉町教育委員会社会教育課主事：当時）および大熊季広（児玉町教育委員会社会教育課主事：当時）が担当し、また佐藤宏之（國學院大學OB）が調査補助員として専従した。
5. 本書の編集は、尾内俊彦の協力を得て鈴木徳雄が行い、第Ⅲ章1・2は尾内が、その他については鈴木が行った。なお、遺物の分類・実測・整図および観察表については、(有)毛野考古学研究所に委託して実施し、主担当には高橋清文があたり、主として土器分類を和久裕昭、観察表を高橋清文、写真撮影を長井正欣が分担した。
6. 本書に掲載した出土遺物、遺構・遺物の実測図ならびに写真等の資料は、掲載以外の資料を含め、本庄市教育委員会において保管している。
7. 発掘調査及び本書の作成にあたって下記の方々の御助言・御教示を賜った。記して感謝いたします。（順不同、敬称略）

秋田かな子、新屋 雅明、猪瀬美奈子、江原 英、大熊佐智子、大倉 潤、
小川 卓也、小栗慎一郎、金子 彰男、金子 直行、櫻井 和哉、佐藤 雅一、
末次雄一郎、菅谷 通保、関根 慎二、外尾 常人、谷藤 保彦、田村 誠、
知久 裕昭、寺崎 裕助、鳥羽 政之、永井 智教、中沢 良一、長滝 歳康、
中村 倉司、長谷川清一、日沖 剛史、平田 重之、福田 貫之、古郡 正志、
古谷 渉、増田 修、丸山 修、峰村 篤、矢内 勲、山口 逸弘、
綿田 弘実、埼玉県市町村支援部生涯学習文化財課、児玉郡市文化財担当者会
8. 本書作成にかかる主たる作業は、調査担当者および下記の者が行った。

尾内 俊彦、田口 照代、福島 礼子、渋谷 裕子、藤重千恵子

目 次

序

本庄市遺跡調査会会長 茂木 孝彦

例言

第Ⅰ章	発掘調査の経緯	1
第Ⅱ章	遺跡の地理的・歴史的環境	3
	1. 地理的環境	3
	2. 歴史的環境	4
第Ⅲ章	発掘調査の概要	9
	1. 調査遺跡の概要	9
	2. 検出遺構の概要	9
	3. 出土遺物の概要	15
第Ⅳ章	児玉郡における縄紋後晩期集落の占地	31
	1. 児玉郡地域における後・晩期遺跡	31
	2. 後・晩期における加工水場集落の形成	33
	3. 北関東内陸部の様相と地域圏	36

参考・引用文献

図版

報告書抄録

児玉清水遺跡B地点発掘調査組織

児玉町遺跡調査会（平成8年度：抜粋）

会 長	富丘 文雄	児玉町教育委員会教育長
	田島 三郎	児玉町文化財保護審議委員長
理 事	清水 守雄	児玉町文化財保護審議委員
	野口 敏雄	児玉町文化財保護審議委員
	小島 和子	児玉町文化財保護審議委員
	吉川 音絵	児玉町文化財保護審議委員
幹 事	大塚 勲	児玉町教育委員会社会教育課長
	関根 安男	児玉町教育委員会社会教育課長補佐
	田島 賢二	〃 社会教育係長
	倉林美恵子	〃 社会教育係主任
	鈴木 徳雄	〃 文化財係長
	恋河内昭彦	〃 主任
調査員	徳山 寿樹	〃 主事
	大熊 季広	〃 主事補
	尾内 俊彦	児玉町遺跡調査会 調査員

児玉清水遺跡B地点整理・報告組織

本庄市遺跡調査会（平成18年度）

会 長	茂木 孝彦	本庄市教育委員会教育長
	清水 守雄	本庄市文化財保護審議委員
理 事	佐々木幹雄	本庄市文化財保護審議委員
	丸山 茂	本庄市教育委員会事務局長 (会長代理)
監 事	八木 茂	本庄市監査委員担当副参事
	門倉 実	本庄市会計課長
幹 事	前川 由雄	本庄市教育委員会文化財保護課長 (事務局長)
	鈴木 徳雄	〃 課長補佐兼埋蔵文化財係長
	太田 博之	〃 埋蔵文化財係主査
	恋河内昭彦	〃 埋蔵文化財係主査
	松澤 浩一	〃 埋蔵文化財係主事
	松本 完	〃 埋蔵文化財係主事
	的野 善行	〃 埋蔵文化財係臨時職員
	尾内 俊彦	本庄市遺跡調査会 調査員

本庄市遺跡調査会（平成19年度）

会 長	茂木 孝彦	本庄市教育委員会教育長
	清水 守雄	本庄市文化財保護審議委員
理 事	佐々木幹雄	本庄市文化財保護審議委員
	丸山 茂	本庄市教育委員会事務局長 (会長代理)
監 事	八木 茂	本庄市監査委員担当副参事
	関根 一夫	本庄市会計課長
幹 事	儘田 英夫	本庄市教育委員会文化財保護課長 (事務局長)
	鈴木 徳雄	〃 課長補佐兼文化財保護係長
	太田 博之	〃 埋蔵文化財係係長
	恋河内昭彦	〃 埋蔵文化財係主査
	大熊 季広	〃 埋蔵文化財係主任
	松澤 浩一	〃 埋蔵文化財係主任
	松本 完	〃 埋蔵文化財係主事
	的野 善行	〃 埋蔵文化財係臨時職員
調査員	尾内 俊彦	本庄市遺跡調査会 調査員

第 I 章 発掘調査の経緯

本報告にかかる児玉清水遺跡B地点の発掘調査は、店舗住宅建設に伴って失われる埋蔵文化財の記録保存のために実施されたものであり、発掘調査に至る経緯の概要は、以下のとおりである。

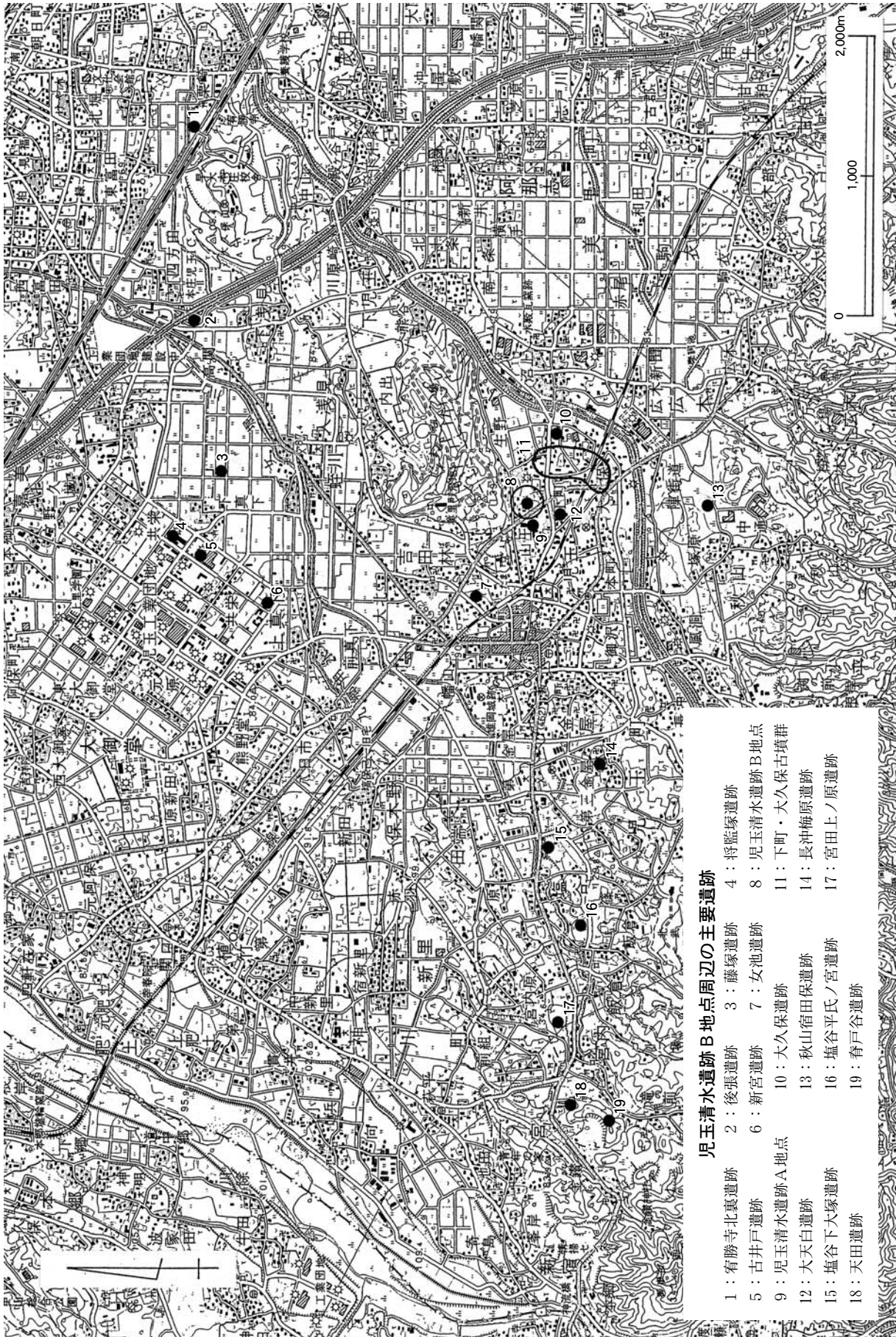
発掘に至る経緯 埼玉県児玉郡児玉町大字児玉（現本庄市児玉町児玉）字清水3192-2外の2,110㎡において、有限会社永光商事の店舗建設計画に基づいて、平成7年10月3日に有限会社永光商事代表取締役永尾齋二から、この店舗建設予定地内における埋蔵文化財の所在及び取り扱いについての照会があったので、同年10月11日に現地が周知の埋蔵文化財包蔵地（No.54-309）児玉清水遺跡に相当し試掘調査の必要がある旨の回答をおこなった。平成7年10月11日に試掘調査の依頼があったので試掘調査を実施した結果、開発予定区域の大半には既に攪乱が及んでいたが、一部に埋蔵文化財の所在が確認されたところから、児玉町教育委員会は、埋蔵文化財の試掘調査の結果について回答するとともに、埋蔵文化財の現状変更を最小限に実施するように有限会社永光商事と協議を行った。しかし、店舗建設による埋蔵文化財への影響は避けがたく、この店舗建設によって埋蔵文化財に影響が及ぶと考えられる区域を児玉清水遺跡B地点とし、その約200㎡の発掘調査を実施する必要が生じた。以上の協議を踏まえて、平成8年4月1日付けで有限会社永光商事代表取締役永尾齋二から児玉町遺跡調査会会長に発掘調査の依頼があったので、児玉町教育委員会の指導に基づいて、児玉町遺跡調査会と有限会社永光商事との間で埋蔵文化財保存事業委託契約を締結することで、記録保存のための発掘調査を実施することとなった。

発掘の届出 発掘の実施にあたって、有限会社永光商事代表取締役永尾齋二より、平成8年4月1日に、文化財保護法第57条の2第1項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘の届出について」が児玉町教育委員会に提出されたので、平成8年4月1日付け児教社第2号で埼玉県教育委員会教育長に進達した。この発掘の届出に基づいて、埼玉県教育委員会教育長から、児玉町教育委員会教育長あてに、平成8年4月12日付け教文第3-20号で有限会社永光商事代表取締役永尾齋二に「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」の通知があり、文化庁の指導による土木工事等の着工前の発掘調査実施の指示があり、また発掘調査により重要遺構等が発見された場合の別途協議の必要について通知された旨の通知があったので、児玉町教育委員会教育長は、平成8年4月22日付け児教社第22号で有限会社永光商事代表取締役永尾齋二あてに送付した。

発掘調査の届出 発掘調査の実施については、児玉町遺跡調査会会長富丘文雄から、平成8年4月1日付け児遺調第2号で、文化財保護法第57条第1項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘調査の届出について」が児玉町教育委員会に提出されたので、平成8年4月1日付け児教社第2-2号で埼玉県教育委員会教育長に進達した。この届出に基づいて、埼玉県教育委員会教育長より、平成8年4月12日付け教文第2-5号で埋蔵文化財の発掘調査についての指示を含む「埋蔵文化財の発掘について（通知）」が児玉町遺跡調査会会長富丘文雄にあった旨、埼玉県教育委員会教育長から児玉町教育委員会教育長に、平成8年4月12日付け教文第2-5号で通知があったので、同日児玉町遺跡調査会会長富丘文雄に伝達した。

なお、現地の発掘調査は、平成8年4月2日に開始され、平成8年5月16日に終了した。

（本庄市教育委員会文化財保護課埋蔵文化財係）



兒玉清水遺跡B地点周辺の主要遺跡

- 1：有勝寺北裏遺跡
- 2：後張遺跡
- 3：藤塚遺跡
- 4：將監塚遺跡
- 5：古井戸遺跡
- 6：新宮遺跡
- 7：女池遺跡
- 8：兒玉清水遺跡B地点
- 9：兒玉清水遺跡A地点
- 10：大久保遺跡
- 11：下町・大久保古墳群
- 12：大天白遺跡
- 13：秋山宿田保遺跡
- 14：長沖梅原遺跡
- 15：塩谷下大塚遺跡
- 16：塩谷平氏ノ宮遺跡
- 17：宮上ノ原遺跡
- 18：天田遺跡
- 19：春戸谷遺跡

第1図 兒玉清水遺跡B地点と周辺の遺跡

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境

1. 地理的環境

児玉清水遺跡の所在する本庄市は、平成18年1月10日に旧本庄市と旧児玉町が合併し、人口約83,000人の埼玉県北部の中心的な都市となった。新「本庄市」の市域は、東西約17.2km、南北約17.3km、面積89.71km²に及び、東は深谷市および児玉郡美里町、西は児玉郡神川町、南は秩父郡皆野町および長瀨町、北西は児玉郡上里町、また北側は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市に接する、埼玉県の北西部に位置している。

本庄市には、市域の北東部に位置する本庄市街にJR高崎線本庄駅が、南西部に位置する児玉市街にはJR八高線児玉駅がある。また、市の北東部には上越新幹線本庄早稲田駅が平成16年3月に開業している。本庄市街の北側には国道17号線が、児玉市街には国道254号線が通り、伊勢崎市から本庄市街を経て児玉市街方向に国道462号線が延びている。また、市域の北東部に関越自動車道本庄・児玉インターチェンジがある。

本庄市の地形

本庄市の地形は、市域の南東側に八王子-高崎構造線上の断層崖を境に三波川系結晶片岩帯に相当する基盤層をもつ上武山地が位置している。この上武山地の南東部を構成する本庄市域においては、陣見山や不動山をはじめとする500m級の山々が連なり、分水嶺を境に南側は秩父郡に接している。また、上武山地に接して第三紀層を基盤にもつ児玉丘陵が平野部に半島状に突出しており、山地付近から流下する小河川の浸食によって幾つもの小支丘に分割されている。児玉丘陵の延長上には、やはり第三紀の丘陵である生野山・浅見山と呼ばれる各残丘が点列状に存在している。

本庄市域の北西側には、関東平野西端を構成する神流川扇状地が展開し、扇端部に位置する深谷断層を境に烏川低地が展開しており、近世以降ではこの低地帯に利根川が流下している。神流川扇状地は、本庄台地とも呼称される低位の台地面を構成するが、この扇状地扇中央部には、本庄市児玉町宮内地内に水源を発する、かつて「赤根川」と呼ばれた「女堀川」と、神川町大字二宮所在の延喜式内社である金鑽神社付近に水源を発する金鑽川が合流し、これらによって開析された沖積地が形成されている。

児玉丘陵の南側には、上武山地内の秩父郡皆野町金沢付近に水源を発する小山川（旧身馴川）が流れている。この小山川は、山地域の幾つもの沢水を集めて流下しているが、児玉市街の南側付近では伏流しており、美里町十条付近で表流量を増しながら本庄市五十子付近で女堀川と合流し、また深谷市域で志戸川と合流し利根川へと注いでいる。この小山川は、その流域の大半が三波川系の結晶片岩帯を流下しているところから、河床礫のほとんどは結晶片岩の礫によって構成されている。

児玉清水遺跡の地形

児玉清水遺跡は、この小山川左岸の台地上に位置し、第三紀の残丘である生野山丘陵を北側にひかえた占拠地である。本遺跡の付近には「清水池」、「思池」、「大池」と呼ばれる湧水を貯水した溜池が存在しており、遺跡はこの湧水地に挟まれた位置に占拠している。この湧水に源を発する細流は、生野山丘陵の南側に沿って小さな開析谷を形成しつつ流下し、小山川（旧身馴川）へと合流している。

本報告にかかる児玉清水遺跡B地点は、これらの湧水によって開析された小支谷に挟まれた舌状に延びる台地の先端付近に位置し、古くから「思池遺跡」として知られている遺跡がその一部に相当しているものと推定される。なお、本調査地点は、国道254号線バイ

パスの北側に接する、本庄市児玉市街に近いJR八高線児玉駅の東側約800mに位置しており、近年急速に郊外型店舗の建設をはじめとする開発が進行した区域に相当している。

2. 歴史的環境

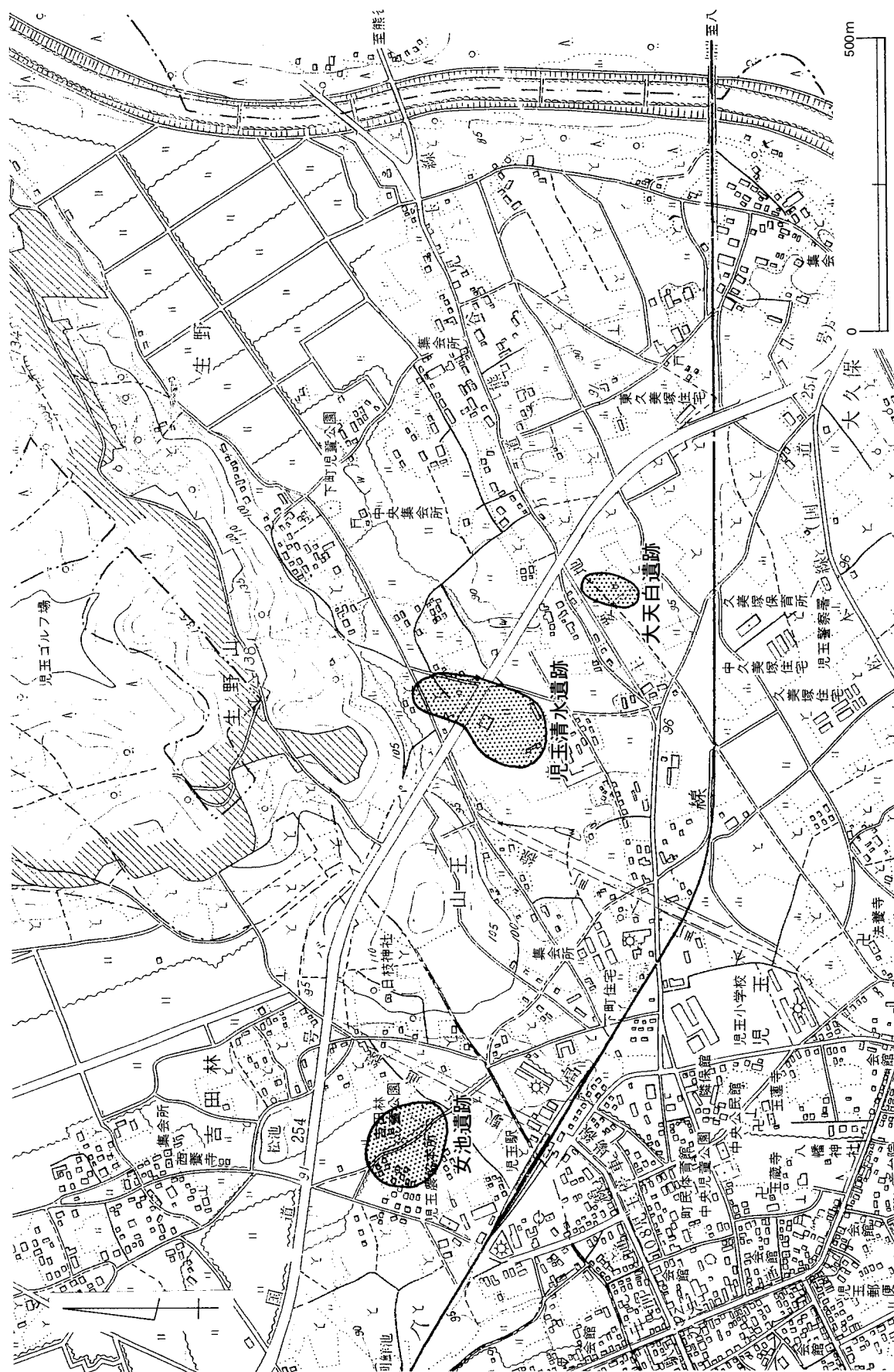
児玉清水遺跡B地点では、縄紋時代の集落跡の一部が検出されているところから、まず本庄地域の縄紋時代の遺跡を中心に概観してみたい。

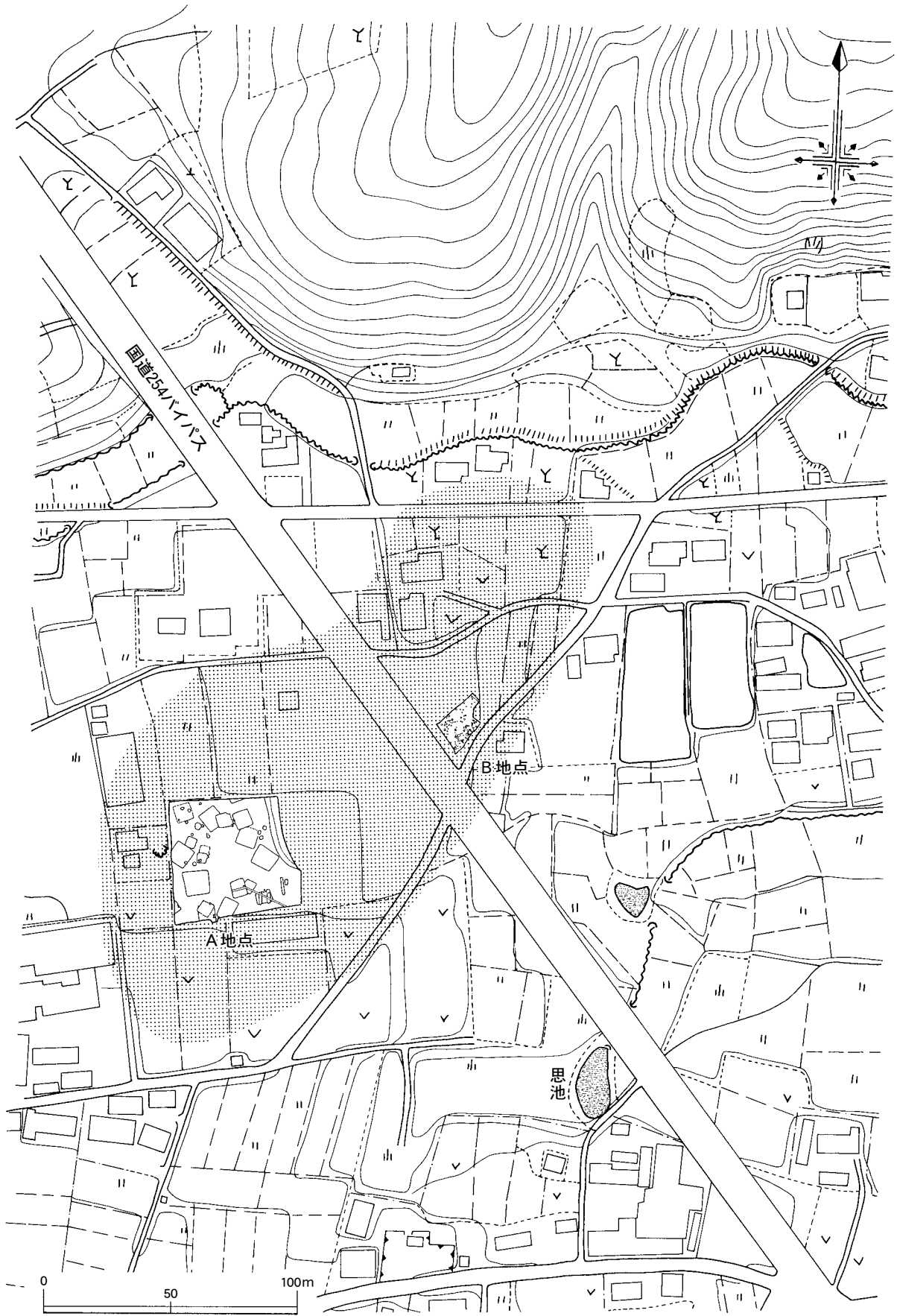
縄紋草創期・早期 縄紋時代草創期では、長沖梅原遺跡において小範囲に爪形紋や縄の側面圧痕紋をもつ土器等の遺物が集中して検出され、また秋山宿田保遺跡においても爪形紋や側面圧痕紋土器等が小範囲から検出されている。浅見山丘陵の東側先端部には宥勝寺北裏遺跡があり、爪形紋や縄紋の側面圧痕紋あるいは撚糸紋をもつ土器群等が、小範囲に集中的に出土していることが知られている。また、宮内上ノ原遺跡（松澤 2005）において撚糸紋系土器や押型紋系土器、貝殻沈線紋系土器あるいは貝殻条痕紋系土器等の各土器群がそれぞれ少数検出されている。なお、山地域においても近年次々と小規模な遺跡が検出されている。これらは、それぞれ小規模な遺跡であるが、おそらくは、この遺物集中地点は何らかの生活の痕跡として、居住を伴う生活地点ないしは比較的長期間におよぶ露营地として反復的に利用されたものと捉えることができるであろう。

縄紋前期 縄紋前期では、丘陵部を中心に住居跡を伴う遺跡が急増する傾向が顕著である。宮内上ノ原遺跡では前期初頭から終末期に至る各型式の土器群をはじめとする遺物や竪穴住居跡をはじめとする遺構が検出されている。また、塩谷下大塚遺跡（恋河内 1990）では有尾式期の、天田遺跡（恋河内 2000）や脊戸谷遺跡（鈴木他 2005）においても、諸磯式期の住居跡がそれぞれ検出されている。このように児玉丘陵周辺には、竪穴住居跡を伴う縄紋前期の遺跡が稠密の分布しており、竪穴住居跡を伴わず小規模な遺物の分布を示す草創期や早期の遺跡の存在形態とは大きな差異が認められる。このように、この地域は縄紋前期に入って丘陵部を中心に急速に定住的な集落を伴う土地の用益形態へと移行したことを推定することができるが、前期末葉では再び遺跡数は減少に転じている。

縄紋中期 縄紋中期では、本遺跡の南側に中期後半期の大天白遺跡があり、児玉丘陵部においても塩谷平氏ノ宮遺跡（恋河内他 2006）等の集落遺跡が数多く確認されているが、平坦な本庄台地面においては将監塚遺跡（石塚他 1986）、古井戸遺跡（宮井他 1989）や新宮遺跡（恋河内 1995）等の大規模な環状集落が隣接して設営されることが特徴的である。このように縄紋中期には、大規模遺跡が本庄台地面に集中し、あるいは丘陵部への分布が認められるとはいえ、遺跡の分布自体は必ずしも特定の地形区分に偏在するのではなく山地域を含む広範囲に分布している。このように縄紋中期の集落跡が多様な地形区分に比較的等質な分布を示すことは、特定の生態的環境に直接依存するのではなく、様々な土地においても適応が可能な比較的等質な経済活動のあり方を想定すべきであろう。

縄紋後・晩期 縄紋後・晩期では、丘陵部や山地域の遺跡において零細な資料が検出されるに過ぎない状況へと変化している。この時期においては旧河道に接して占地する藤塚遺跡（鈴木 1997）や「藤池」等の湧水点に接して占地する吉田林女池遺跡（恋河内 2001・2004）等において住居址等の遺構が検出されている。なお、「大池」や「思池」に隣接する本遺跡も同様な占地をとるものである。このように後・晩期においては、湧水点や小河川に面する比較的低位の地点に集落が位置していることに注目しておくべきである。このような遺





第3図 児玉清水遺跡A地点とB地点の調査位置

跡の占地状況は、丘陵部等における遺跡数の減少とともに、土地利用形態の変化とも相関があるものと思われる。このように、縄紋後・晩期の集落は、河川や湧水地をもつ支谷に接する占地をもち、中期と比較して低地域を集落の周辺に広く取り込んだ占地を採用していることは極めて特徴的である（第IV章で詳述する）。

弥生～古墳中期

本庄市域における弥生時代の遺跡は少なく、中期までの遺跡は小山川流域等に小規模な遺跡が点在する状況であるが、後期には児玉丘陵を中心とする谷戸を臨む丘陵部に小規模な集落跡が増加しており、谷水田の開発を前提とした占地であると考えられる。古墳時代前期に入ると集落遺跡が増加するが、これは低地域が開発が急速に進展するためである。この開発は、主として生野山丘陵以北の女堀川流域の低地域の灌漑を伴うものであり、後張遺跡群をはじめとする大規模な集落が形成される。このような低地域が開発と集落の設営に伴って鷲山古墳をはじめとする古式古墳が相次いで築造されることは注目すべき点である。こうした集落遺跡の占地の傾向は古墳時代中期以降においても継続するとともに、丘陵部にも開発が進んでいる。

周辺の古代集落

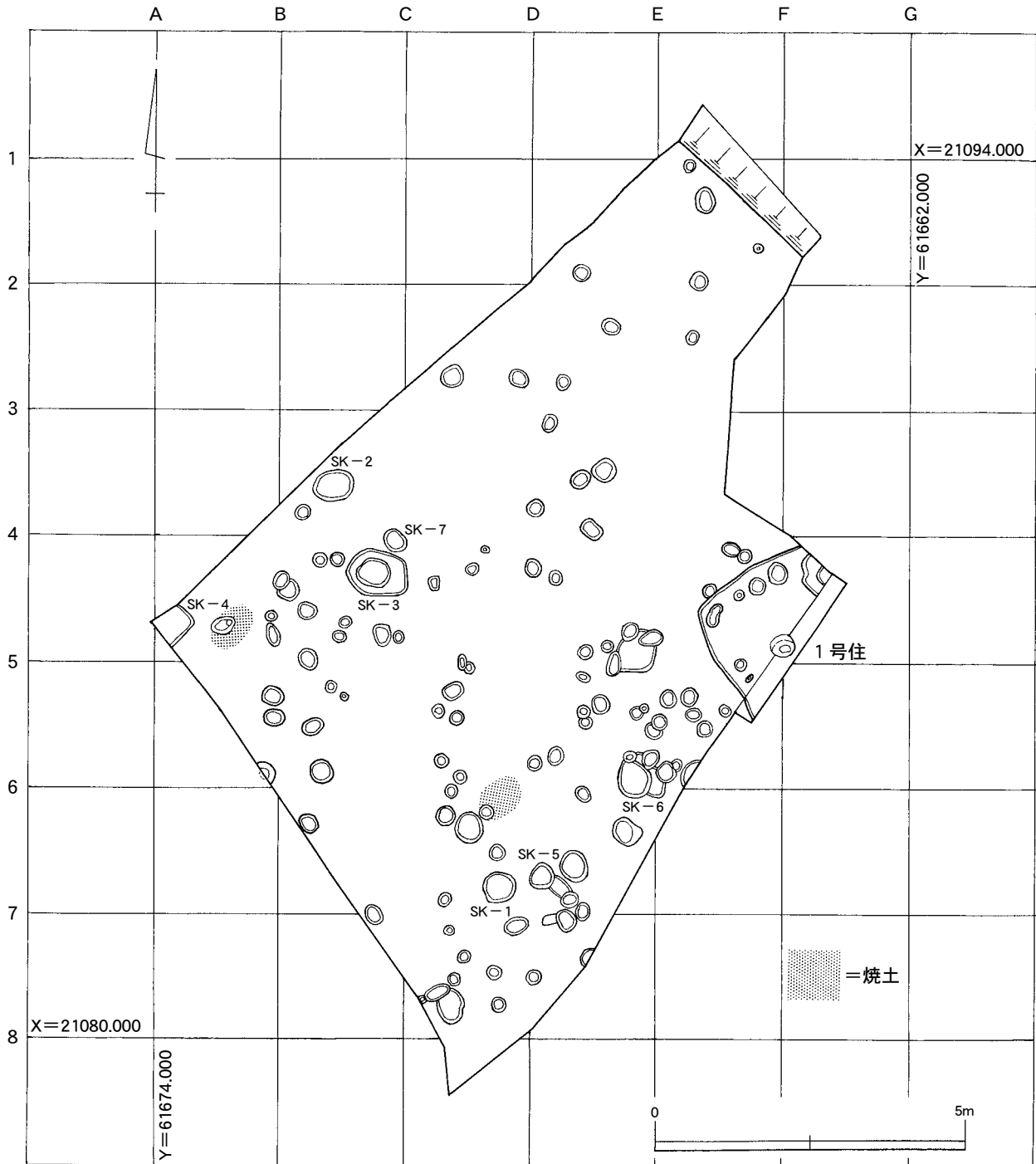
本遺跡の位置する生野山丘陵以南の区域においては、下町・大久保古墳群の存在が知られており、現在1基のみが残存しているが、かつては数多くの古墳が存在していたようである。また、古墳時代後期以降の集落跡は、児玉清水遺跡A地点（鈴木他 2006）のほか、古墳時代後期から平安時代にかかる集落跡である児玉大久保遺跡（恋河内 2003・桜井 2004）が確認されている。これらの集落の形成時期は、古墳時代後期の6世紀代を主体とし、7世紀から奈良時代においては集落は衰退するものと推定される。生野山丘陵以南においては律令期の集落は比較的少なく、神流川からの導水にかかる「九郷用水」によって灌漑が開始された児玉条里遺跡をはじめとする条里水田を臨む平坦な台地上に展開していることは特徴的である。この律令期における児玉郡における集落の占地や水田の景観の形成は、計画的かつ構造的に進行したことを示しており、9世紀後半以降では、これらの計画的な集落は分解の方向を辿り、丘陵部をはじめ本遺跡周辺の生野山丘陵南側の区域等に新しく進出するようである（鈴木 1997）。このような過程で、平安時代においては集落形成が再び活発となり、9世紀後半から10世紀後半頃の住居跡群が確認されている。

周辺地域の中世

本遺跡の占地する生野山丘陵以南の区域は、児玉党系在地領主である「児玉氏」の本貫地に相当しており、その経済基盤となった中核的領域が、このように小山川（旧身馴川）に沿った区域に相当していることは注目しておくべき点である。これらの区域は、基本的に九郷用水灌漑区域である条里形地割をもった水田区域の外部に属している。このような条里形地割の外部の系統的な灌漑体系の外の区域が児玉党系「児玉氏」の第一次的な経済基盤であったことは、彼らの開発の過程の一端を物語る部分があるものと考えられることができる。

児玉地域の灌漑

本遺跡付近には、先に見たように湧水を貯水した溜池が存在しており、西側の谷戸にこの水源によって灌漑された水田が展開しているが、この溜池の用水は潤沢ではなく、近代においても大規模な水田は拓かれていない状況であった。この地域の灌漑用水の不足は、昭和十二年に完成した間瀬堰堤（国登録有形文化財）に貯水された用水によって灌漑する児玉用水（現美児沢用水）によって補われることとなった。この生野山丘陵以南の区域の灌漑については、この児玉用水の「児玉水路」によって既存の用水路に導水されることによって確保されたのである。



第4図 児玉清水遺跡B地点の調査区域

このように本遺跡の位置する本庄市児玉町児玉の区域は、基本的に九郷用水の灌漑区域ではなく、灌漑用水の乏しい水田の少ない畑地が卓越する区域であった。しかしこの「児玉」の区域は、九郷用水灌漑区域の外部に位置し、児玉党系在地領主であった「児玉氏」の本貫地として位置づけられるとともに、鎌倉街道の宿と市が発達するこの地域の経済的な結節点を形成していたことに注意しておくべきであろう。近年、旧児玉市街に接するこの地域は、国道254号バイパスの開通に伴って急速に郊外型店舗が進出し、市街化が進行しており昔日の面影は失われつつある。

(鈴木徳雄)

第Ⅲ章 発掘調査の概要

1. 調査遺跡の概要

本遺跡は、新規開店の店舗建設に伴う発掘調査であり、地中深く設置せざるを得ない浄化槽部分を対象として調査範囲が設定された。試掘調査の結果、遺構確認面が少々深めであることが確認されたため表土を深く掘り下げる事が前提となったので、作業員の負担の少ない出入り口の確保と排出される土砂の搬出用に北壁にスロープを設けた結果、全測図のような調査区形状となっている。

遺物包含層

この遺跡の大きな特徴としては、調査区内の遺構確認面の上部ほぼ全域に縄紋時代の遺物包含層が一定程度の厚みを持って存在していることで、場所により量の多寡はあるものの縄紋土器の破片を主体としてこの狭い調査区から出土したとは思えない遺物の数量が検出されている。出土した遺物の形式は土器片のほとんどが縄紋後・晩期の時期に所属するものであり、包含層中には遺物の集中が特に顕著なところが見られこの様な場所を土器集中区と呼称して特定したが、積層する遺物の検出には作業行程に慎重さが要求された。この集中区の遺物中には同一個体の破片が纏まって検出された所が存在しており、調査後に組み立てたところ1個体として完成したものが含まれているが、大半は各々個体の相違する破片が主体となっている。

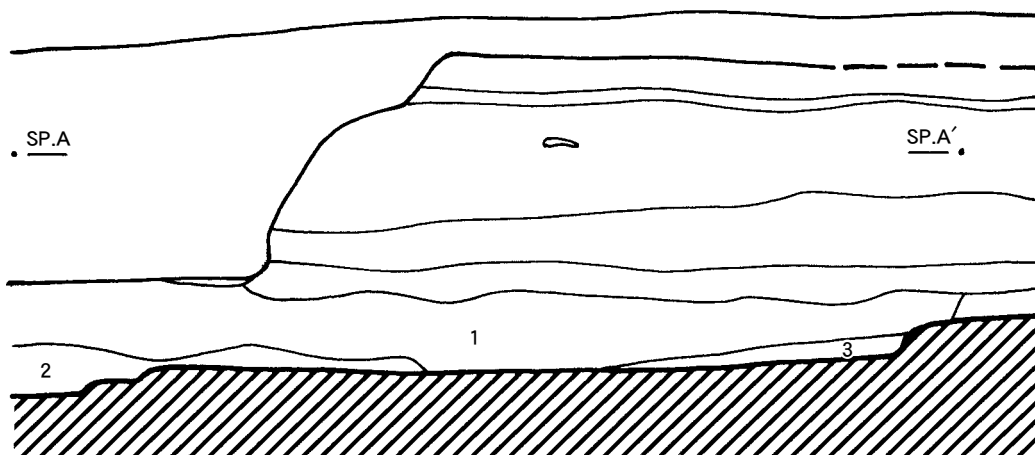
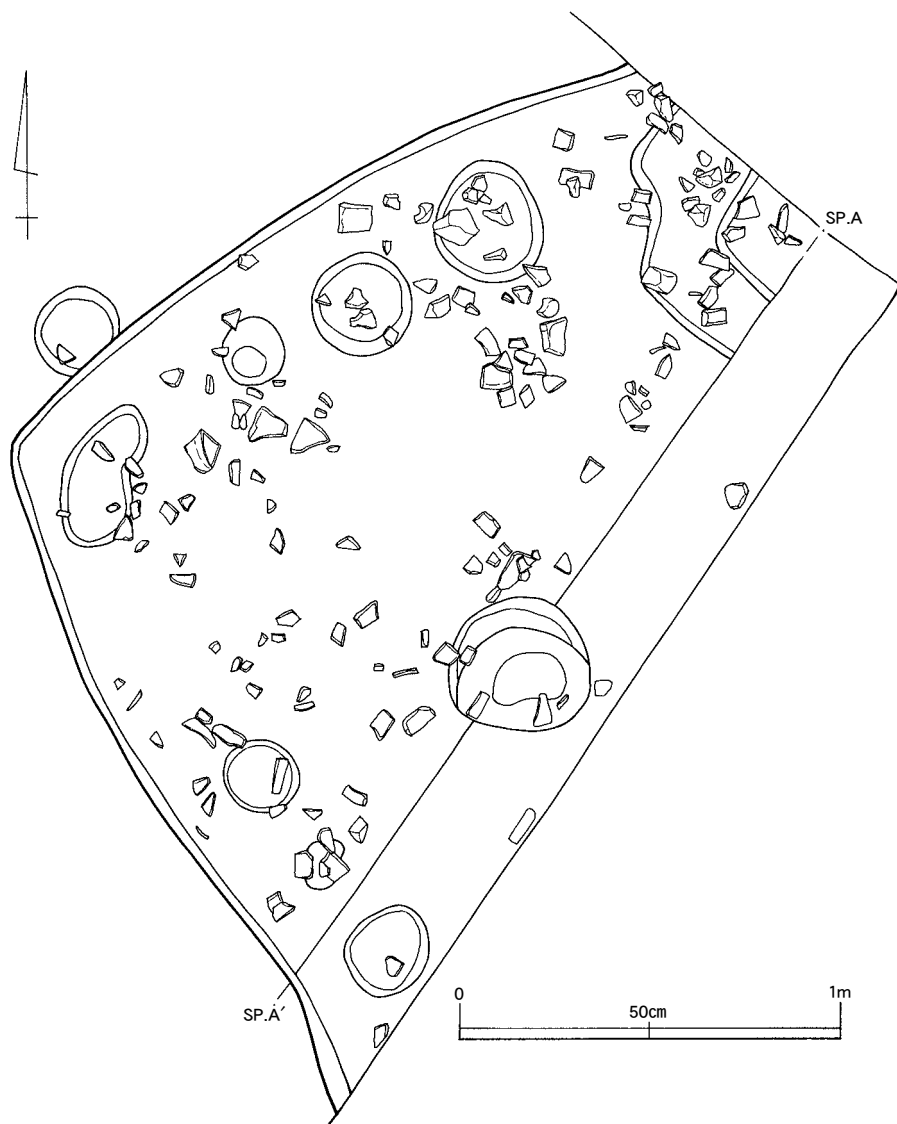
検出された遺構

この遺物包含層を除去すると遺構確認面で、そこから検出された遺構は住居址が1軒、土壇が7基とピットが多数である。遺構の構築時期は概ね縄紋時代と判定され、出土遺物との関連から後・晩期のものが主体であると考えて良いと思われる。また、確認面上に焼土の面が2ヶ所一定の規模を持って（各々80×60cm・70×55cmの広さを持つ）検出されたが、周辺のピットの配列を見る限り住居址を構成すると思われる柱穴等は見当たらず、床面と思しき面も見当たらないのでこれらの焼土面は住居の炉址としての認定はする事は出来なかった。また、出土した遺物は土器・石器に限らず縄紋時代後・晩期に所属するものが大半を占めているが、その中から弥生時代中期の遺物と円筒埴輪の破片が極少数検出されている。

2. 検出遺構の概要

第1号住居址〔第5図・図版1-2〕

本址は調査区の東の角に位置し、全体の約四分の一強の範囲で検出され確認された壁の長さは東西方向で1 m92cm、南北方向に拡張部を含めて1 m56cmであり、後に東壁を2 m70cm×30cmにわたって拡張して遺構の続きを確認している。壁はやや立ち気味であり検出された壁の最大高は15cmを測り、確認された壁の形から形状は長方形を呈するものと思われる、主軸は東北東を取るものと想定される。床面は硬く締まっており、そこから検出された本住居に付属するものと思われる掘り込みはピットが5本と土壇が2基確認されている。他には後から掘り込まれたと推定されるピットが1本検出されているが、炉址等の付随する構築物の存在は確認されていない。本住居の覆土中からは多量の土器片や石器の遺物の他に礫等が多く検出されており、床面直上から覆土上部に近いところまで散らばるように分布している。本住居の構築された時期は、検出された遺物の時期から縄紋時代後期に属するものと思われる。



第5図 第1号住居址

第1号住居址土層説明

- 第1層 黒褐色土 径1～2mm程のローム粒子を少量疎らに含み、径1～2mm程の焼土粒子を少量含む。しまり、粘性共に強い。
- 第2層 暗褐色土 上層の黒色土と下層のロームが均一に混ざり合っている層。径1mm程の焼土粒子を微量含む。しまりやや強く、粘性は強い。
- 第3層 黄褐色土 ローム層に上層の黒色土が少量混ざった層。しまり、粘性共に強い。

第1号土壌（SK-1）〔第6図・図版2-1〕

本址は調査区の南角に近く位置し、規模は長径が52cm、短径は50cmを測り形状は歪な円形を呈している。壁はやや立ち気味であり壁の最大高は10cmを測り、底面は平坦であり覆土中からは比較的大きな礫が3個と遺物が少量検出されている。覆土の様相と遺物から縄紋期の所産であることは確実であるが、性格は解っていない。

第2号土壌（SK-2）〔第6図〕

本址は調査区の西壁の西角から三分の一の地点に近接して位置し、規模は長径が66cm、短径は48cmを測りその形状は楕円形を呈している。壁は緩やかに立ち上がり、壁の最大高は18cmを測り覆土中からは少数の遺物が検出された。掘られた時期は縄紋期と思われるが、使用目的は解明されていない。

第3号土壌（SK-3）〔第6図・図版3-1〕

本址は調査区内SK-2より2m程南東に寄った場所に位置し、遺構は二重の構造となっており外側が埋没した後に内側が掘られている。規模は外側が長径87cm、短径75cmで形状は歪な方形と言った感じであり、内側が長径短径共に45×45cmの方形を呈している。壁は内外共にやや立ち気味で掘り込まれており外側の壁高は25～30cmで東が深く、内側は最深部で57cmを測り底面はほぼ平坦であり、覆土の上には多量の遺物の存在があったが、覆土自体の中には遺物の包含は少なかった。構築時期は覆土などの様相から縄紋期に属すると思われるが、その性格は不明である。

第4号土壌（SK-4）〔第6図〕

本址は調査区の西角に位置し、全貌は出ておらずその一部が検出されており、確認された長径は56cm、短径は52cmであり形状は調査区内に見られる部分のみでは見当の付けようがない。壁は緩やかに立ち上がり、壁の最大高は23cmを測り若干の遺物が検出されている。覆土の感じから縄紋期に属するものと思われるが、その性格は不明である。

第5号土壌（SK-5）〔第6図〕

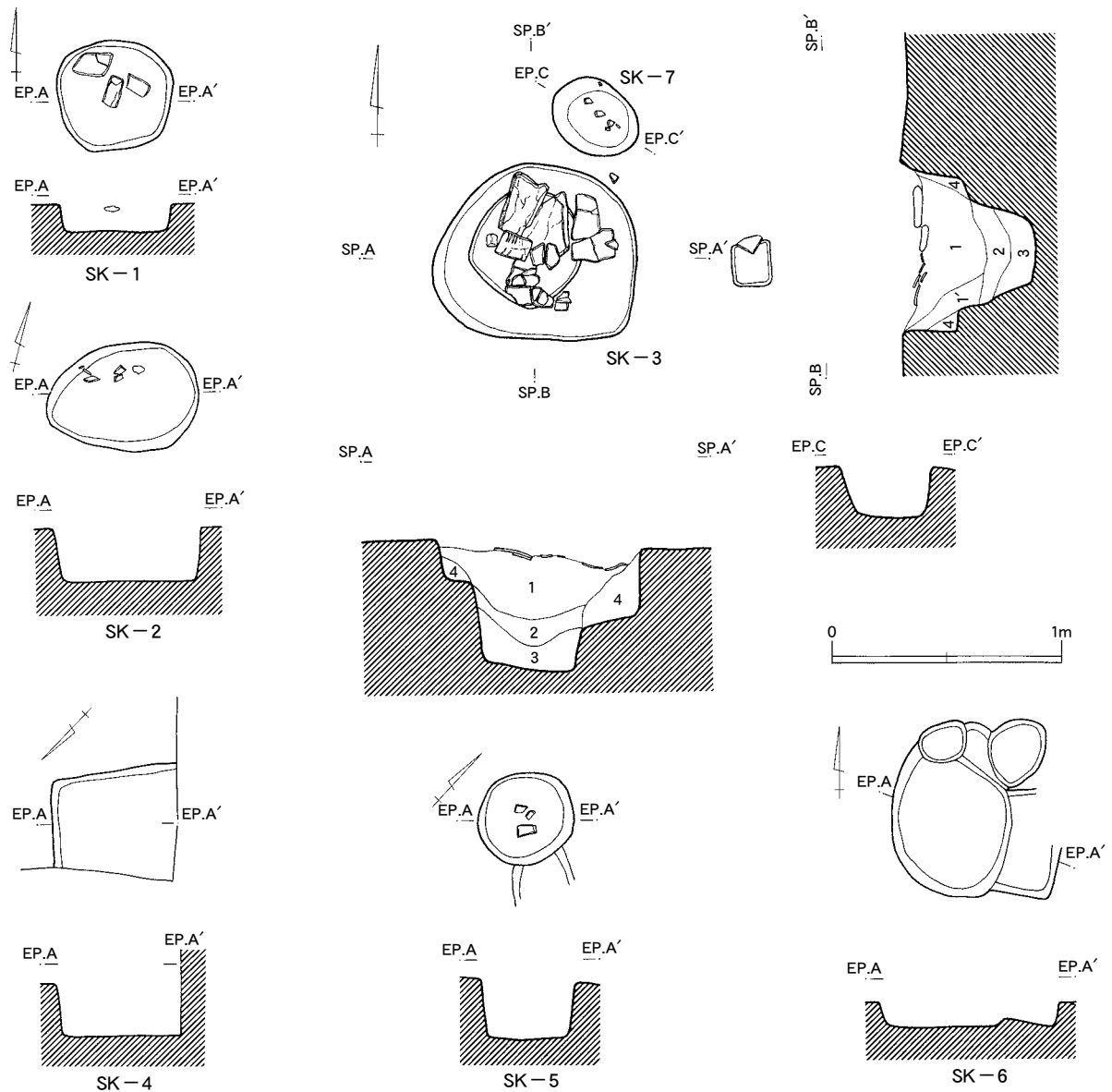
本址は調査区の南角近くSK-1の東に隣接して位置し、規模は長径が42cm、短径が38cmを測り形状は角張った様な円形を呈している。壁はやや立ち気味で壁の最大高は10cmを測り、他のピットと一ヶ所重複しており覆土中から少数の遺物が検出されている。覆土や遺物から構築時期は縄紋期と判定されるが、性格は不明である。

第6号土壌（SK-6）〔第6図〕

本址は調査区の東壁中央に近接して位置し、規模は長径が68cm、短径が52cmを測り形状は所謂卵形を呈している。壁は一部を除き概ね緩やかに立ち上がり、壁の最大高は9cmを測り他のピットと三ヶ所重複していて、覆土中に若干の遺物を包含している。構築時期は覆土や遺物等から縄紋期と判定して差し支えないが、使用目的は解っていない。

第7号土壌（SK-7）〔第6図・図版2-2〕

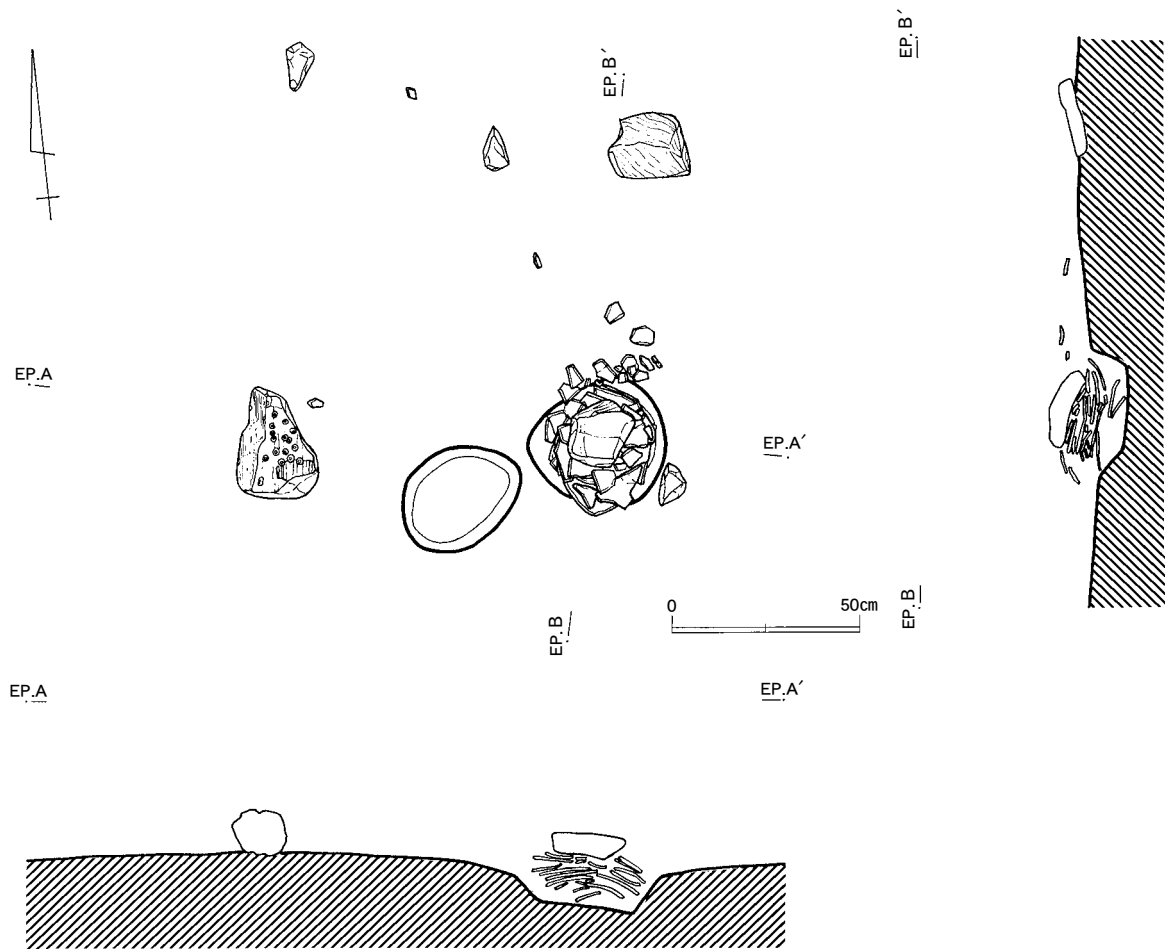
本址は調査区内SK-3の北に隣接して位置し、規模は長径が37cm、短径が30cmを測り形状は角張った円形を呈している。壁はやや立ち気味で、壁の最大高は22cmを測り覆土中に少量の遺物を包含する。覆土の様相と遺物から構築時期は縄紋期であるが、その使用目的は不明である。



第6図 土壌 (SK-1~SK-6)

第3号土壌 (SK-3)

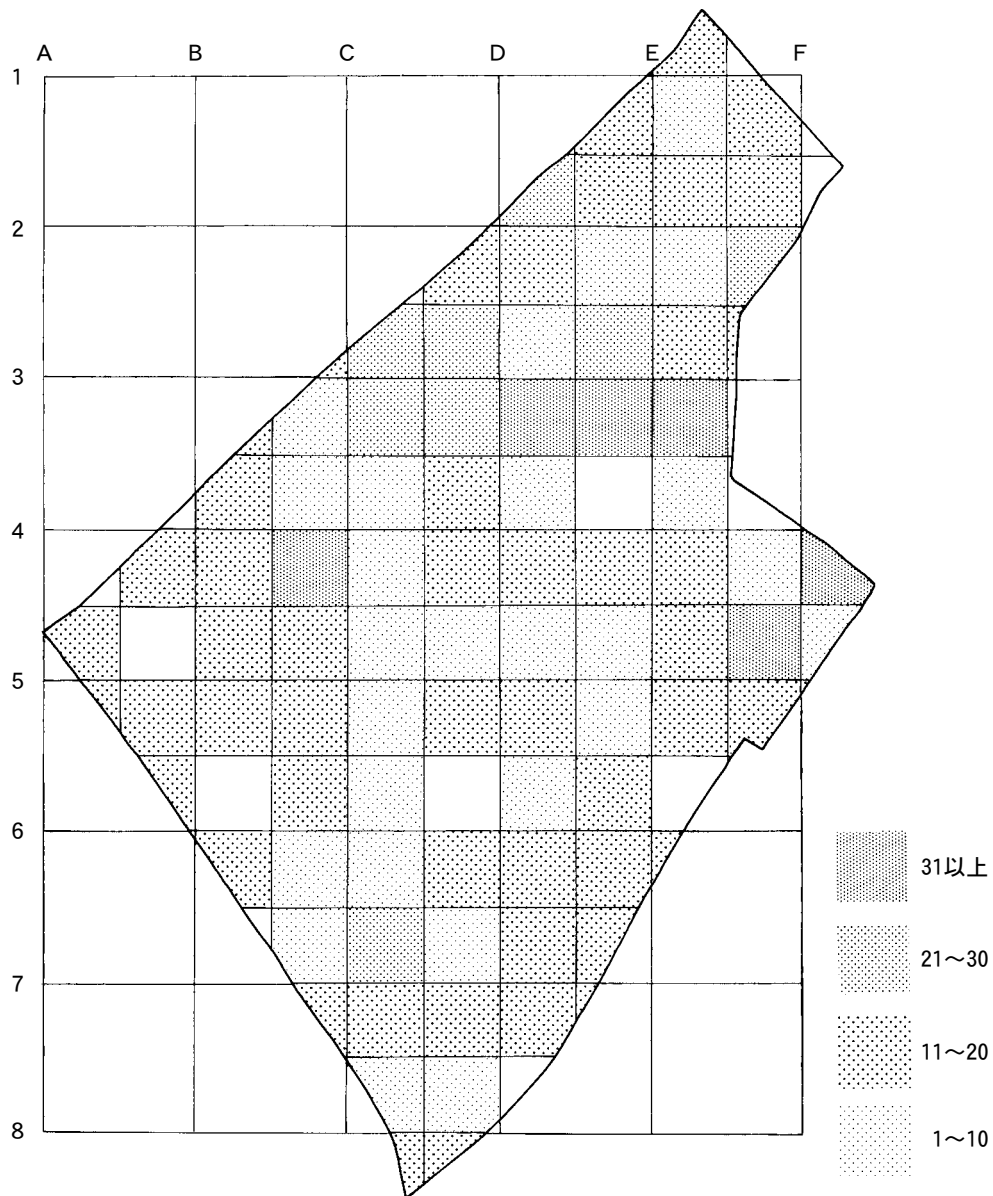
- 第1層 暗褐色土 径1mm以下の白色粒子、径0.5~1mm程のローム粒子を少量含み、径1~2cm程のロームブロックを中量含む。しまり、粘性ややあり。
- 第1'層 暗褐色土 第4層の崩落によって形成された、第1層と第4層の混合層。径0.5~1mm程のローム粒子と、径2~3cm程のロームブロックをそれぞれ多量に含む。しまり強く粘性ややあり。
- 第2層 暗褐色土 径1~2cm程のロームブロックを少量含む。しまり、粘性あり。
- 第3層 黒褐色土 砂質層。
- 第4層 暗褐色土 径2~3cmのロームブロックを中量含む。しまり、粘性ややあり。



第7図 土器集中区

土器集中区

本遺跡の調査区内に於いて、確認面上部を全体にわたって約30cm程の厚さで覆っている濃灰褐色の粘質土を主体とした縄紋包含層の中で、土器片と石器や礫を含んでいる量が特に顕著な場所が3ヶ所程確認されているが、その中でもD-3杭から東と南に各々1mの範囲内に集中している遺物量は格段に多く、この位置を土器集中区と命名した。他には1号住居址の上と3号土壇の周囲に遺物の集中が存在しているが、当集中区に於いては後期の深鉢形土器が完全に破壊された状態で検出されており、この破片を後日接合したところ少数の欠落のみでほぼ完形に組み上がったところに特色がある〔第10図36〕。通常包含層内の遺物は互いに関係のないばらばらの状態で混入しているものであるが、この区域に関しては流出し散逸してはならず、下部に存在するピットの中に入り込むようにして重なって検出されている。周囲には他の遺物も多く検出されてはいるが、この集中区のような遺物の分布状態は見られず特に設定した理由となっている。(尾内俊彦)



第8図 土器の分布密度

出土遺物の分布

児玉清水遺跡B地点から検出された遺物は、少数の縄紋中期の土器片や弥生土器片等を除けば、ほとんど縄紋後・晩期の土器である。また、土偶 [207] や耳飾 [208~211] 等の土製品も検出されている。なお、縄紋後期では堀之内1式以降の土器が検出されており、堀之内2式後半以降で遺物が増加するようである。また、加曾利B1式・B2式・B3式、高井東式、曾谷式、安行1式・2式の各型式が少数ずつ検出されている。縄紋晩期では、安行3a式・3b式、所謂「天神原式」のほか、大洞BC式や大洞C1式の系統の土器も検出されている。これらの遺物は、調査区内に混在しながら検出されたものであり、特定の遺構に伴わず遺物包含層内の出土という状態であった。しかし、前述の遺構のほかにも二箇所の焼土やピット群があり、住居址等の遺構の存在も予想することができるが、明確な遺構や遺構に伴うような遺物の出土状態を確認することはできなかった。

3. 出土遺物の概要

児玉清水遺跡B地点から検出された資料については、北関東西部地域の様相の濃厚な土器群が主体をなしており詳細には不明な部分があるが、ここでは特徴的な資料について概述しておきたい（本書の挿図は通番で示してあるが、編年的な順序で配列されていない）。

天神原式以前

北関東西部地域を特徴づける縄紋晩期中葉の所謂「天神原式」は、林克彦氏によって提唱（林1994）されて以降、猪瀬美奈子氏によって北関東全域の資料についての再検討が行われている（猪瀬2004）。この「天神原式」は、晩期安行式が無紋化と簡略化を中心とする独自の変化を遂げた土器群であるが、必ずしも明確な系統的な推移が辿られておらず、今後はそれぞれの系統的推移を捉え、所謂「天神原式」とされるもののうち標準的な土器群を限定し明確に捉えなおす必要があるものと思われる。ここでは、本遺跡出土の「天神原式」の波状口縁系統の帯状縄紋系の推移を中心とする推移の概略を整理しておこう。「天神原式」の形成は、藤岡市谷地遺跡（寺内1988）例のような安行3b式の波状口縁深鉢が変化し、安行3b式の後半には東吾妻町唐堀遺跡（能登1983）例や藤岡市中栗須滝川Ⅱ遺跡（茂木他2002）例のような体部の屈曲が弱く口縁波頂部の低いずん胴な形態を経て、「天神原式」の形態へと推移するものと思われる。この過程で、体部文様帯が消失することによって標準的な「天神原式」の文様構成が生じるのであろう。

安行式の変化

安行式系統の波状口縁の精製深鉢には多くの変化があり、魚尾状の突起が退縮し小波状口縁となるまでの多くの変化をもっている。[83・84]のような所謂「天神原式」は、退縮した双頭状の突起をもち、[84]は上端にキザミを有している。この突起は、安行式系統の波状口縁深鉢の魚尾状の突起に対応するものと考えることができる。突起下にある8字状の貼付文は、[69]に見られるような上下二連の豚鼻状の貼付文に対応するものである。このような文様の位置関係から、突起から左右に延びる沈線は帯状縄紋の区画の描線に対応するものと考えることができるであろう。これらの描線は、本来肥厚した帯状縄紋の区画線であったが、肥厚部が消失すると区画線としての地位は消失し、より自由な弧状の描線へと変化する。[59・60]や[74]がこれに相当するものであり、口頸部の描線は弧状を呈している。[76]は、「天神原式」直前の様相と考えることができるものであり、口縁部に帯状縄紋をもち口頸部に上部の膨らんだ楕円状の意匠をもっているが、この意匠は口縁下の三角形区画文が単位文化した意匠と考えてよいであろう。

紡錘状区画文

[83・84]に見られるような波頂下の紡錘状の区画については、「姥山Ⅱ式」系統の影響を蒙っている可能性があるが、姥山式の系統上の土器群は器面調整も入念であり北関東西部地域の多孔質な器面を残す器面調整の極めて粗い土器群との間には懸隔があり、文様構成上も直接的な類似性を窺うことはできない。この突起を囲む紡錘状の沈線表現の系譜は明確ではないが、[78]も対応する位置に同様な表現を認めることができることに注意しておくべきであろう。また、中栗須滝川Ⅱ遺跡例には、安行3b式に波頂下の三角形の施文域に描線の加飾する幾つかの資料があり、また3b式の後半には波頂下に紡錘状の表現が出現していることに注意すべきであろう。

なお、[75]の資料は、突起下に縦位の貼付文をもっているが、これも突起下の貼付文に対応するものである。この突起から左右に延びる弧状の沈線に挟まれた帯状の表現は充填縄紋が認められ「帯状縄紋」の表現と考えることができる。突起下の区画線の上方に二つ一単位の貼付文があり、この貼付文から左右に弧状に沈線がある。菱形の空白に上

下から鉤手状に文様が配置されているが、このような上下に対をなす弧状の表現や波頂下の入り組み弧線文は、姥山式系統の表現に認められるものである。このような変化は姥山Ⅱ式からの変化として捉えられる部分があり、本資料より後出すると思われる川口市精進場遺跡（鈴木1993）等に類例を認めることができるものであり、文様意匠やその空白部の処理に類似した部分を認めることはできるが直接「天神原式」に繋がるものではなからう。本資料は、安行式系統の波状口縁深鉢にも対応する部分を見出すことができるとはいえ、やはり「姥山Ⅱ式」に近い構成や器面調整を採用していることに注目しておくべきであり、安行Ⅲb式期後半に併行する土器と考えることが可能である。系統を異にするとはいえ、おそらく先に見た「天神原式」に相当する[83・84]は、この資料に後出するものと考えてよいであろう。なお、本遺跡の[83・84]は、「天神原式」の文様構成をもちながら地紋に粗い縄紋施紋があることにも注目しておきたい。

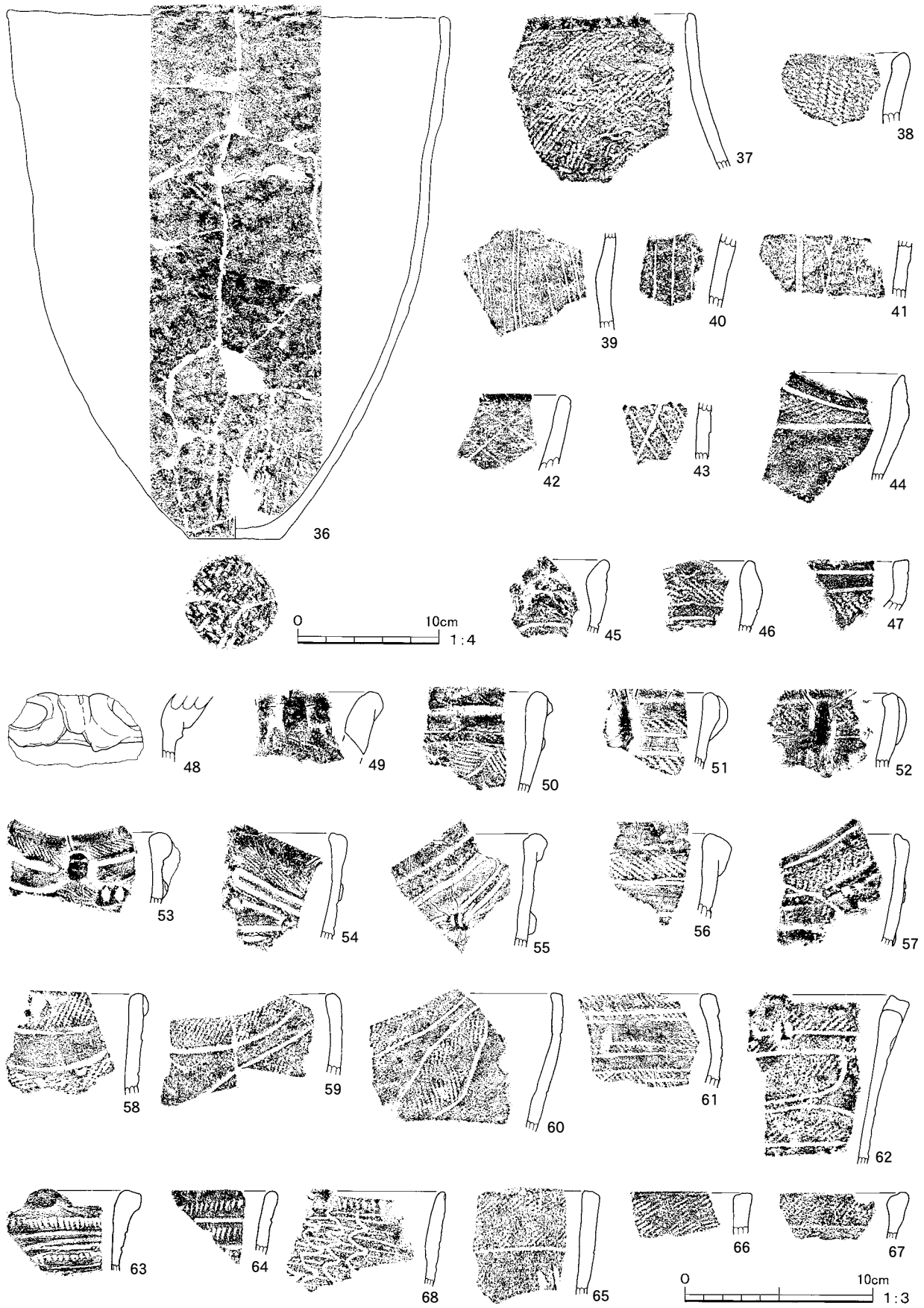
天神原式の地域差 「天神原式」は、このような括れの少ない波状口縁系の土器と無紋「粗製土器」の組み合わせを中心に、精製系の無紋の器種群や異系統土器によってその他の器種を充当する組成をもっている。ちなみに、豚鼻状の貼付文の位置に日字状や目字状の貼付文をもつ例がみなかみ町矢瀬遺跡で数多く出土したことが知られており、安中市天神原遺跡においても少数が検出されているが、他の遺跡での検出例は稀である。このように波状口縁系の土器に変化は、小地域での変化に差異が生じており型式の関係網が稀薄になっている状況を窺わせるものである。なおここで見たような「天神原式」は、北関東とはいえずやや東部に位置する桐生市千網谷戸遺跡（増田1978他）においては比較的少数であり、また膨大な資料が掲載されている小山市寺野東遺跡（江原他1997ほか）では、地紋の消失するある種の「天神原式」を見出すことはできるが、ここで見た系統上に位置する「天神原式」は少ないことは注意しておくべきである。

無紋粗製土器 次に、完形で出土した無紋深鉢形土器[36]について考えてみよう。無紋粗製土器については、かつて簡単に概観したことがある（鈴木1997）。堀之内Ⅱ式の無紋の「粗製」深鉢に一般的に認められる顕著な器面の“粗いナデ”調整は、輪積みされた接合部を圧着し、器面を絞めながら幾分薄く仕上げる効果があったものと想定される。この堀之内Ⅱ式の無紋系「粗製」深鉢は、しばしば体下部と体上部と間に若干の段をもち、体下部は掻き取りとナデ～研磨の工程が行われている。体上部にはこれらの工程が省略されることによって、無紋「粗製土器」が形成されることが考えられる。もちろん、堀之内Ⅱ式以降、無紋系「粗製」深鉢には一定の断絶が認められるが、土器製作工程上は絶えず反復されていた整形作業と考えるならば、器面調整の工程を省略する条件が生じるならば無紋「粗製土器」は絶えず出現する基盤をもっているのであろう。おそらく「精製土器」においてもこの工程が採用されている可能性があり、その後器面の凹凸を掻き取り、所謂「ナデ調整」等が施されるのであろう。後期末葉から晩期に伴う指頭圧痕を残す「粗製土器」はこの工程が欠落していると考えてよい。[36]は、器表に輪積み痕が現れておらず“粗いナデ”調整の後に器面の掻き取りと粗いナデ調整が行われていることに注意しておきたい。

縄紋後期末から晩期にかかる無紋粗製土器の口縁部形態の標準的な変化については、旧稿（鈴木1997）で推定したことがあるが、これらの土器群の器面調整は、器面に顕著な指頭圧痕を残すものから、ナデ調整を伴うもの、ケズリ調整を伴うものへの変化が想定されるであろう。また、器形は、体中位からの内彎の強いものから、底部から比較的直線的に



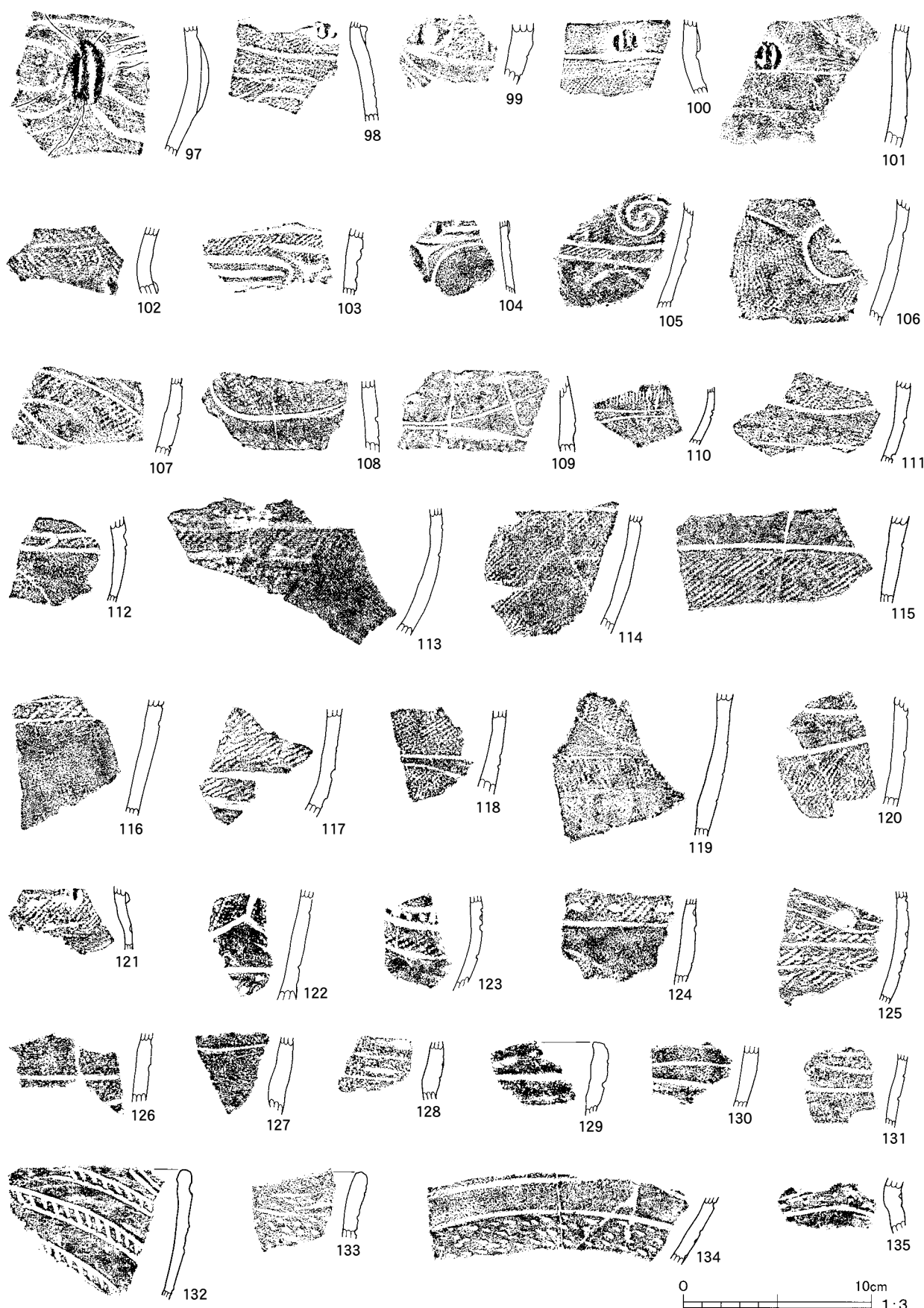
第9図 児玉清水遺跡B地点出土遺物(1)



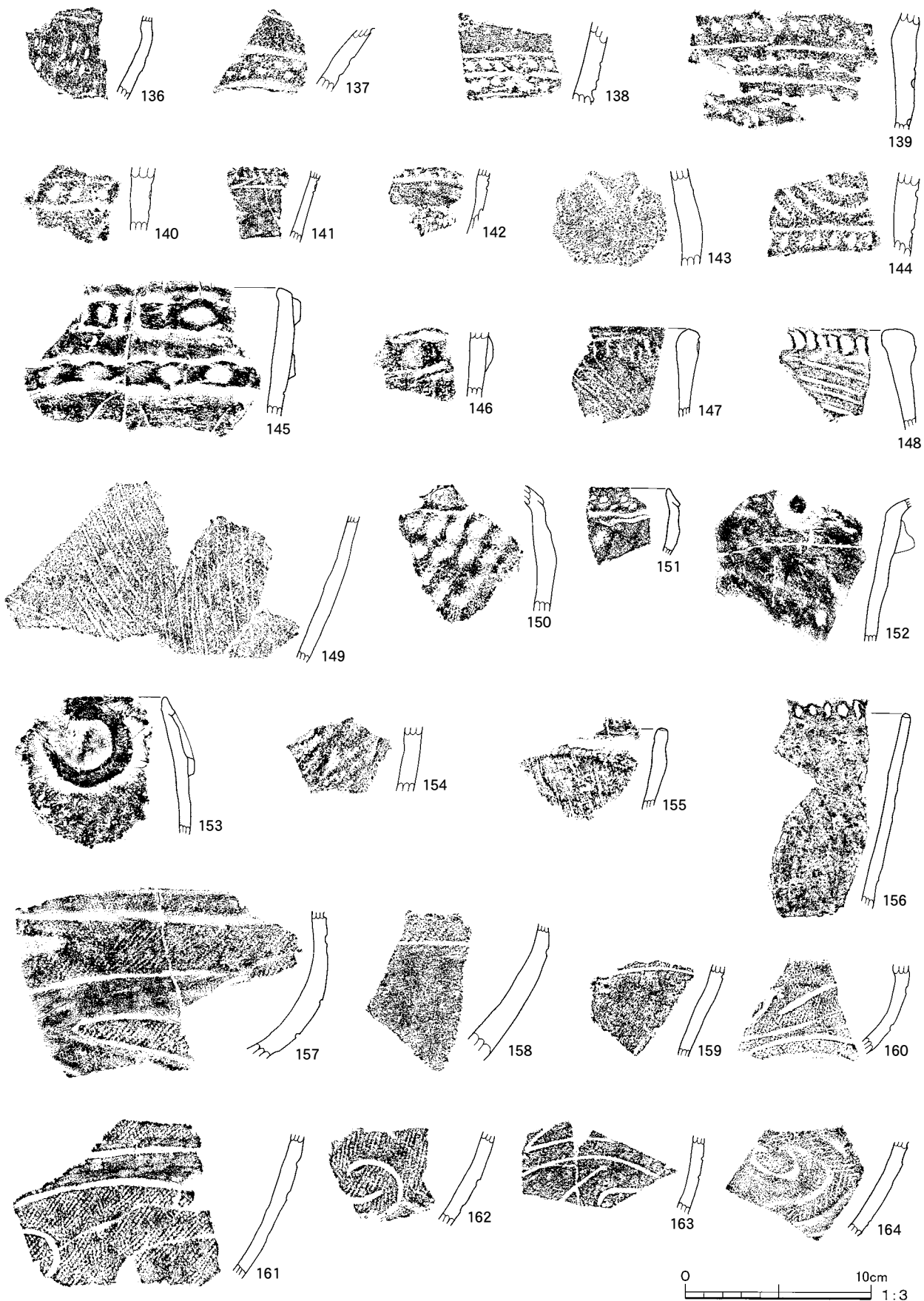
第10図 児玉清水遺跡B地点出土遺物(2)



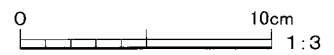
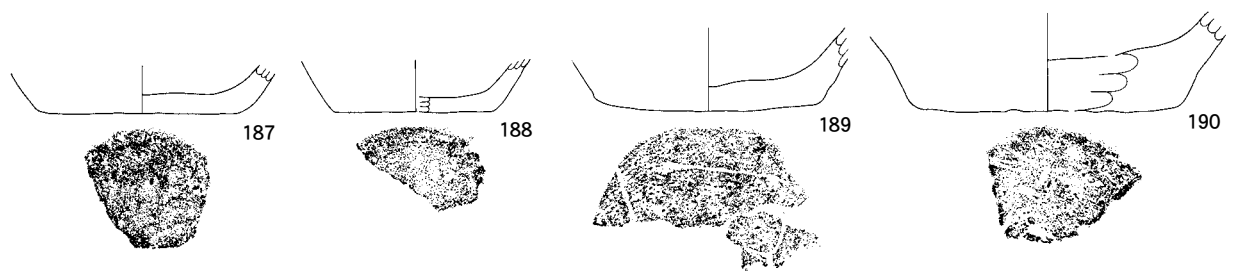
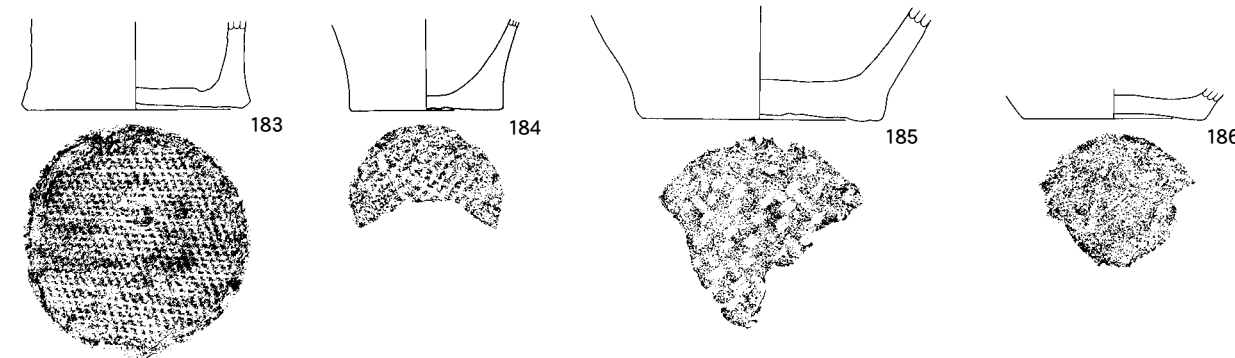
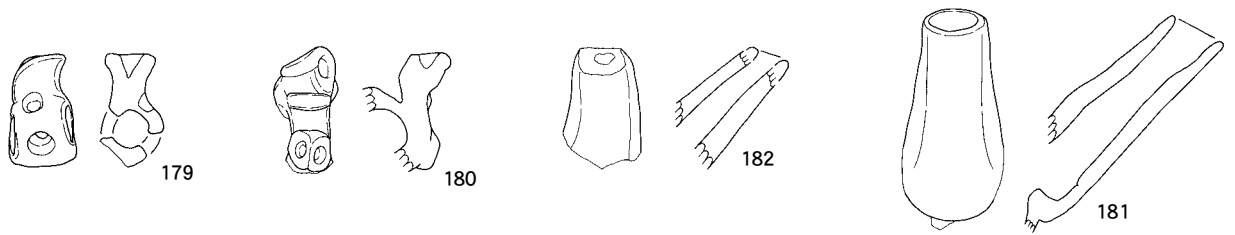
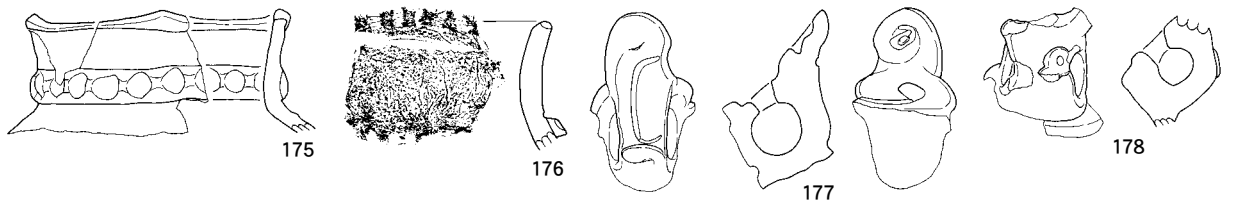
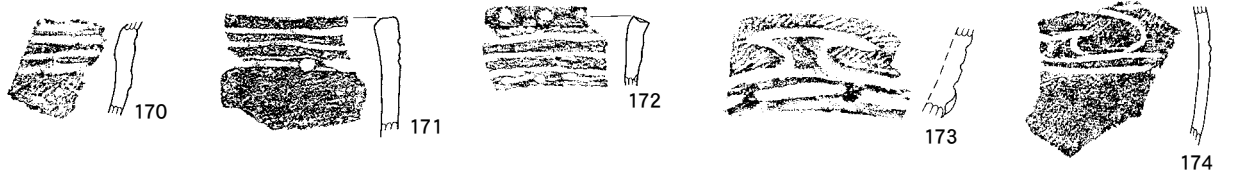
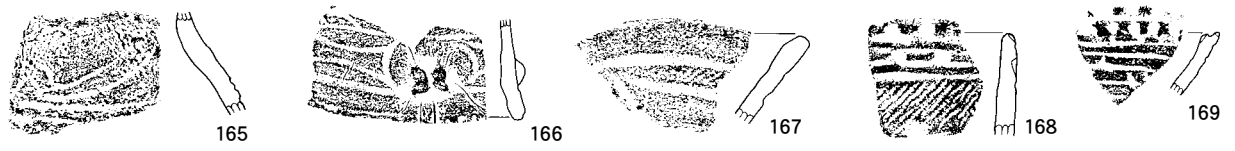
第11図 児玉清水遺跡B地点出土遺物(3)



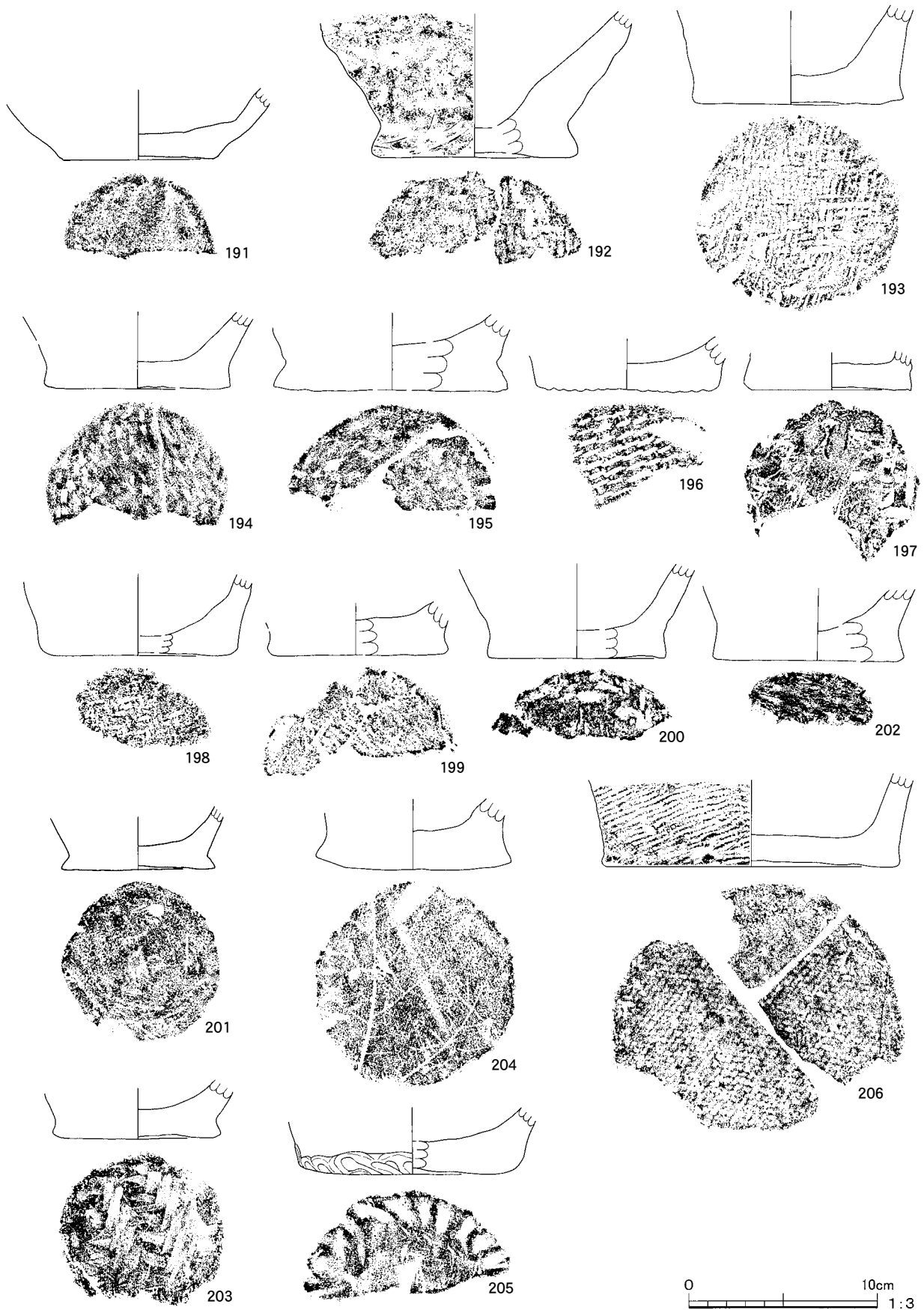
第12図 児玉清水遺跡B地点出土遺物(4)



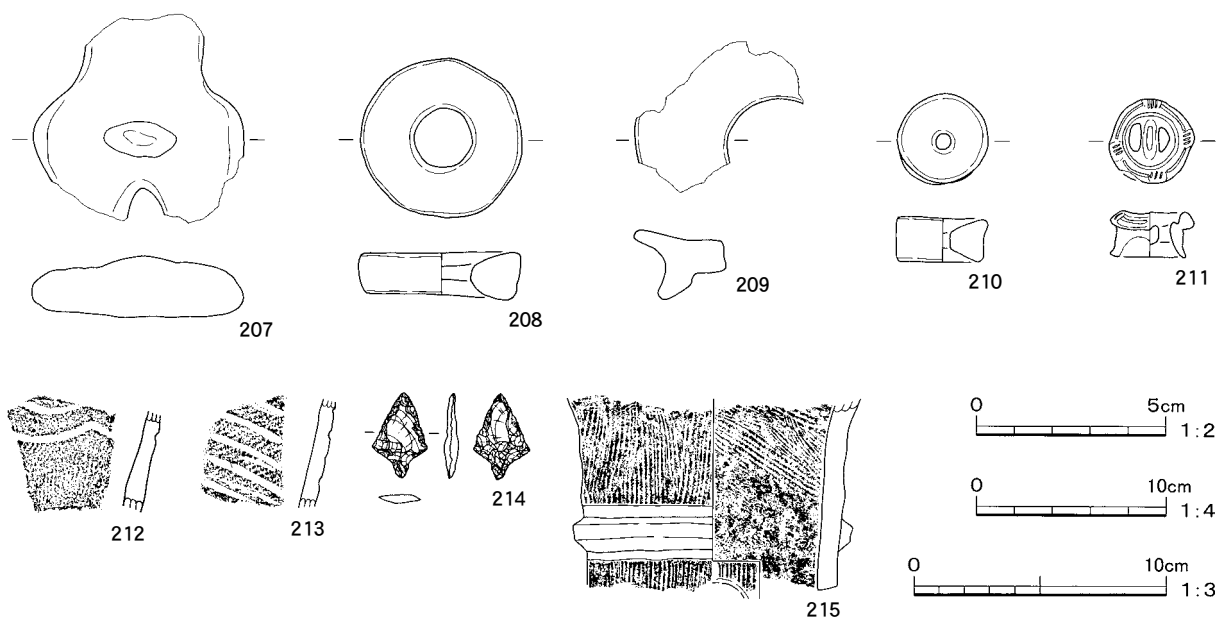
第13図 児玉清水遺跡B地点出土遺物(5)



第14図 児玉清水遺跡B地点出土遺物(6)



第15図 児玉清水遺跡B地点出土遺物(7)



第16図 児玉清水遺跡B地点出土遺物(8)

番号	種別/器種	部位	文様・器面調整・計測値 (cm・g)	胎土	色調	注記
211	土製品 耳飾	—	単沈線・キザミを配す。径:2.2cm、厚さ:1.2cm、重量:3.1g。	—	橙色	KDSM-B,調査区
212	弥生土器 壺カ	胴部	LRの単節縄紋を横位・斜位施紋→単沈線を連続する弧状に施紋→沈線間の縄紋を磨消カ。	チャート・片岩・雲母	橙色	KDSM-B
213	弥生土器 壺カ	胴部	LRの単節縄紋を横位施紋→単沈線を斜位施紋。	角閃石	にぶい黄橙色	KDSM-B.D-7G.N0o15
214	石器 石鏃		有茎鏃。石材:黒色頁岩、長さ:2.2cm、幅:1.5cm、厚さ:0.3cm、重量:0.7g。	—	—	KDSM-B.1号住拡張区 NO13
215	円筒埴輪	—	縦位のハケ目→凸帯を貼付。内面は斜位のハケ目・指頭痕が残る。透かし孔を配す。	片岩	橙色	KDSM-B

外反し体上部が内彎する形態へと変化する可能性があるだろう。このような器形上の形態変化は、指頭圧痕を残す成形方式による形態等と内彎形態等との関係を考えておくべきであり、器面調整もまた形態との一定の相関を認めることができるのであろう。なお、[150]はおそらく安行3 a 式前後に、[151・153]は安行3 b 式前後に、[155・156]は「天神原式」にそれぞれ伴う可能性があるが今後の検討が必要である。なお、[152]は後期末であろう。

無紋土器の地位

以上のような推移の中には [36] を位置づけることが困難であることから、この資料は、縄紋後期末以前に位置づけることができるものであり、紐線の貼付が顕著な後期中葉以降、内彎の進行する後期末以前の土器、おそらく加曾利B 3 式～曾谷式期に相当する資料であると考えられるであろう。ともあれ、本遺跡を含む北関東西部地域においては、「高井東式」以降、「精製土器」の無紋化の傾向が顕著であり、「天神原式」では「精製土器」においても文様が省略され、「粗製土器」との製作上の親和性が高まり、無紋化の傾向が顕著であると同時に器面調整等が粗雑となっており、南関東の変化とはその方向性を異にしている。このような現象については、「粗製土器」の製作者と「精製土器」の製作者の関係性に差異が生じていた可能性を検討すべきであろう。(鈴木徳雄)

児玉清水遺跡観察表

番号	種別/器種	部 位	文様・器面調整・計測値 (cm・g)	胎 土	色 調	注 記
1	縄紋土器 深鉢	口縁部	隆帯で区画。爪型の刺突列を加える。	雲母	にぶい黄橙色	KDSM-B.B-6G.H
2	縄紋土器 深鉢	胴 部	2条1対の隆帯で区画。区画内にRLの単節縄紋を縦位・斜位充填。	—	橙色	KDSM-B
3	縄紋土器 深鉢	胴 部	単沈線を帯状施紋→沈線間に縄紋充填。	チャート	にぶい黄橙色	KDSM-B.E-2G. NH5S.No7
4	縄紋土器 深鉢	胴 部	単沈線を縦位施紋。	片岩	暗褐色	KDSM-B.C-5G.No25
5	縄紋土器 深鉢	胴 部	単沈線を弧状に施紋。	片岩	にぶい黄橙色	KDSM-B.E-5G.No8
6	縄紋土器 深鉢	胴 部	条線を縦位施紋。	片岩・チャート・角閃石	にぶい橙色	KDSM-B.D-7G.No56
7	縄紋土器 深鉢	胴 部	単沈線を縦位施紋。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B.D-4G
8	縄紋土器 深鉢	胴 部	単沈線を縦位施紋。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B
9	縄紋土器 深鉢	胴 部	単沈線を弧状に施紋。	—	にぶい黄橙色	KDSM-B.E-4G.No7
10	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で横帯状に区画→区画内にLRの単節縄紋を横位充填。口唇部に突起、突起脇に小突起・円形貼付文、口唇下にキザミのある紐線文・円形貼付文、内面の口唇下に単沈線を配す。	片岩・角閃石・雲母	黒褐色	KDSM-B
11	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で横帯状に区画→区画内に縄紋充填。口唇部に突起、口唇下にキザミのある紐線文・「8」字状貼付文、内面の口唇下に円形貼付文・単沈線を配す。	片岩	黒褐色	KDSM-B.E-2G.No2
12	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で横帯状に区画→区画内に縄紋を充填。口唇部に単沈線、口唇下にキザミのある紐線文、内面の口唇下に単沈線を配す。	—	黒褐色	KDSM-B.E-4G.No27 KDSM-B.F-3G.No12
13	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を横位・縦位・斜位に帯状施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位・縦位充填。口唇下にキザミのある紐線文、内面の口唇下に単沈線を配す。	チャート・角閃石	にぶい橙色	KDSM-B.F-4G.No64
14	縄紋土器 深鉢	口縁部	口唇下にキザミのある紐線文、内面の口唇下に単沈線を配す。	片岩	にぶい黄橙色	KDSM-B.F-4G.No5
15	縄紋土器 深鉢	口縁部	口唇下にキザミのある紐線文、内面の口唇下に凹線を配す。	角閃石・雲母	薄黄橙色	KDSM-B.D-3G.No54
16	縄紋土器 深鉢	口縁部	口唇下にキザミのある紐線文、内面の口唇下に凹線を配す。	チャート・角閃石	にぶい黄橙色	KDSM-B.C-5G.No10
17	縄紋土器 深鉢	口縁部	キザミのある紐線文・「8」字状貼付文を配す。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B
18	縄紋土器 深鉢	口縁部	キザミのある紐線文・円形貼付文を配す。LRの単節縄紋を横位充填。	角閃石	褐灰色	KDSM-B.F-4G
19	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で鉤状に横帯区画→区画内にLRの単節縄紋を横位充填。口唇部にキザミのある突起、口唇下にキザミのある紐線文を配す。内面の口唇下に単沈線を配す→沈線間にキザミを加える。	角閃石	黄灰色	KDSM-B.C-4G.No22
20	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で横帯状に区画→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填。内面の口唇下に凹線を配す。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B
21	縄紋土器 深鉢	口縁部	丸棒状工具による押引状の単沈線を横位施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填。内面の口唇下に凹線を配す。	片岩	橙色	KDSM-B.EH-2S
22	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で横帯状に区画→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填。	片岩	橙色	KDSM-B.E-5G.No44
23	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で横帯状に区画→沈線間に区切りのキザミを加える。区画内にLRの単節縄紋を横位充填。口唇下にC字状貼付文を配す。	片岩	橙色	KDSM-B
24	縄紋土器 深鉢	口縁部	口唇下に突起を配し、刺突列のある平行単沈線を横位施紋。	角閃石	橙色	KDSM-B.E-4G.No25
25	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で横帯状に区画し、「の」字状文を配す→区画内にLRの単節縄紋を横位充填。内面の口唇下に段を配す。	角閃石	にぶい黄橙色	KDSM-B.D-2G.H
26	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を施紋。口唇下にキザミのある平行単沈線を横位施紋。内面に凹線を配す。	片岩・角閃石	にぶい黄橙色	KDSM-B
27	縄紋土器 深鉢	口縁部	キザミのある平行単沈線を横位施紋。斜位の短沈線を充填。	片岩	にぶい橙色	KDSM-B.D-5G.No36
28	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で横帯状に区画し、「の」字状文を配す→区画内にRLの単節縄紋を横位充填。	片岩・角閃石	にぶい黄橙色	KDSM-B.F-3G.No38
29	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で横帯状に区画し、「の」字状文を配す→区画内にLRの単節縄紋を横位充填。	角閃石	にぶい黄橙色	KDSM-B.B-6G.H
30	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で鉤状に横帯区画→区画内にLRの単節縄紋を横位充填。	片岩・角閃石	にぶい黄橙色	KDSM-B
31	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で横位・弧状に区画→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填。口唇下に単沈線を配す。	角閃石	にぶい黄橙色	KDSM-B.D-4G.No1
32	縄紋土器 深鉢	胴 部	キザミのある平行単沈線を横位施紋。矢羽状沈線文を配す。	片岩	にぶい黄橙色	KDSM-B.D-2G.H
33	縄紋土器 深鉢	胴 部	単沈線を縦位鋸歯状に施紋。	片岩・角閃石	暗褐色	KDSM-B.C-4G.No13 KDSM-B
34	縄紋土器 深鉢	胴 部	単沈線で横位に区画。区画内に褶曲状沈線文を配す。	片岩	灰黄褐色	KDSM-B.SK-7.No24

児玉清水遺跡観察表

番号	種別/器種	部 位	文様・器面調整・計測値 (cm・g)	胎 土	色 調	注 記
35	縄紋土器 深鉢	口縁部	口唇下にLRの単節縄紋を横位施紋。内面の口唇下に凹線を配す。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B.B-6G.No42
36	縄紋土器 深鉢	口縁部 ～底部	ケズリ・ナデ。底面に網代痕。	片岩	にぶい黄橙色	KDSM-B.1号土器 No20, 21, 23～28, 33, 34, 36～38, 40～42, 45～68
37	縄紋土器 粗製深鉢	口縁部	結節を有するLRの単節縄紋を横位施紋。内面の口唇下に単沈線を配す。	角閃石	にぶい黄橙色	KDSM-B.D-5G.No4
38	縄紋土器 粗製深鉢	口縁部	LRの単節縄紋を斜位施紋。内面の口唇下に凹線を配す。	角閃石	橙色	KDSM-B
39	縄紋土器 粗製深鉢	胴 部	棒状工具による条線を縦位施紋。	片岩	橙色	KDSM-B.F-3G.No39
40	縄紋土器 粗製深鉢	胴 部	単沈線を縦位施紋。	片岩	浅黄橙色	KDSM-B.F-2G.No15
41	縄紋土器 粗製深鉢	胴 部	単沈線を縦位施紋。	片岩	にぶい黄橙色	KDSM-B.SK-5.No1 KDSM-B.SK-5.No2
42	縄紋土器 粗製深鉢	口縁部	単沈線を格子状に施紋。	片岩	灰白色	KDSM-B.D-5G.No29
43	縄紋土器 粗製深鉢	口縁部	単沈線を格子状に施紋。	片岩	明赤褐色	KDSM-B.D-6G.No15
44	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で区画→区画内に縄紋を充填。	チャート・角 閃石	灰黄褐色	KDSM-B.E-3G.No33
45	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を帯状施紋。	片岩	橙色	KDSM-B.E-3G.No23
46	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を帯状施紋→沈線間にRLの単節縄紋を横位充填。	—	橙色	KDSM-B
47	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を帯状施紋→沈線間にRLの単節縄紋を横位充填。口唇下に単沈線を配す。	片岩・チャ ート	橙色	KDSM-B.F-4G.No85
48	縄紋土器 深鉢	口縁部	突起等を配す。	片岩	にぶい黄橙色	KDSM-B
49	縄紋土器 深鉢	口縁部	波状口縁の波頂部に突起・孔を配す。	片岩・角閃石	褐灰色	KDSM-B.E-6G.No18
50	縄紋土器 深鉢	口縁部	RLの単節縄紋による帯縄文で横位区画。区画下に単沈線を帯状施紋→沈線間に帯状文と同様の縄紋を充填。	—	黒褐色	KDSM-B.D-6G.No1
51	縄紋土器 深鉢	口縁部	口唇下に縦長の貼付文を配す→RLの単節縄紋による帯縄文で横位区画。内面の口唇下に段を配す。	—	暗褐色	KDSM-B.F-4G
52	縄紋土器 深鉢	口縁部	口唇下に縦長の貼付文を配す→RLの単節縄紋による帯縄文で横位区画。内面の口唇下に段を配す。	—	黒褐色	KDSM-B.D-5G.No46
53	縄紋土器 深鉢	口縁部	RLの単節縄紋による帯縄文で区画→区画上にキザミのある貼付文を配す。	—	黒褐色	KDSM-B.E-6G.No4
54	縄紋土器 深鉢	口縁部	RLの単節縄紋による帯縄文・隆起帯で区画→区画上に貼付文を配す。	雲母	灰褐色	KDSM-B.SH.9S
55	縄紋土器 深鉢	口縁部	RLの単節縄紋による帯縄文・キザミのある隆起帯で区画→区画上にキザミのある貼付文を配す。	—	にぶい褐色	KDSM-B.E-2G.H
56	縄紋土器 深鉢	口縁部	RLの単節縄紋による帯縄文で横位区画。単沈線を施紋。	角閃石	明赤褐色	KDSM-B.D-6G.No36
57	縄紋土器 深鉢	口縁部	隆起帯で区画→区画上に貼付文を配す。口唇部に単沈線、口唇下にLRの単節縄紋を施紋。	片岩・チャ ート	明褐色	KDSM-B.E-4G.No26
58	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を帯状施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填→縄紋上に刺突列を加える。口唇下にキザミのある貼付文を配す。	片岩	灰褐色	KDSM-B
59	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を帯状施紋→LRの単節縄紋を横位充填。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B.F-4G.No135 KDSM-B.F-4G.No176
60	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を入組状カ等に施紋→LRの単節縄紋を横位充填。	—	明赤褐色	KDSM-B
61	縄紋土器 深鉢	口縁部	RLの単節縄紋による帯縄文で横位区画。区画内に単沈線を帯状施紋→沈線間に帯状文と同様の縄紋を施紋。	—	明赤褐色	KDSM-B.E-3G.No58
62	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を横位・弧状カに施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填→キザミを加える。口唇部に瘤状突起を配す。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B.WH.4S
63	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を横位に帯状施紋→沈線間にキザミを充填。口唇部に瘤状突起を配す。	角閃石	橙色	KDSM-B
64	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を横位に帯状施紋→沈線間にキザミを充填。	角閃石	にぶい橙色	KDSM-B
65	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で横位区画→区画内にLRの単節縄紋を横位充填。キザミを配す。	チャート	にぶい黄橙色	KDSM-B.F-3G.No16
66	縄紋土器 深鉢	口縁部	Lの無節縄紋を横位施紋。	片岩・角閃石	にぶい橙色	KDSM-B.F-3G.No41
67	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線で帯状区画→区画内にLRの単節縄紋を横位充填。	雲母	にぶい黄橙色	KDSM-B
68	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線による条線を横位施紋→単沈線を縦位波状に施紋。口唇部に突起、口唇下にキザミを配す。	角閃石	褐灰色	KDSM-B.D-3G.No9
69	縄紋土器 深鉢	口縁部	LRの単節縄紋による帯縄文で区画。波状口縁の波頂部にキザミのある突起、波頂下に押捺やキザミのある縦長の貼付文を配す。	—	褐灰色	KDSM-B.F-4G.No32

児玉清水遺跡観察表

番号	種別/器種	部 位	文様・器面調整・計測値 (cm・g)	胎 土	色 調	注 記
70	縄紋土器 深 鉢	口縁部	隆起帯で三角形等に区画。波状口縁の波頂部にキザミのある突起、口唇下に押捺のある縦長の貼付文等を配す。	—	黒褐色	KDSM-B.
71	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を帯状施紋。波状口縁の波頂部に突起、波頂下に押捺やキザミのある貼付文を配す。	チャート	浅黄橙色	KDSM-B.1住.No27
72	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を帯状施紋。波状口縁の波頂下に棒状貼付文・押捺のある縦長の貼付文を配す。	角閃石	橙色	KDSM-B.F-4G.
73	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を施紋。波状口縁の波頂部に突起、波頂下に押捺のある貼付文を配す。	角閃石	橙色	KDSM-B.
74	縄紋土器 深 鉢	口縁部	LRの単節縄紋による帯縄文で区画。波状口縁の波頂下に押捺やキザミのある貼付文を配す。	片岩・チャート	にぶい赤褐色	KDSM-B
75	縄紋土器 深 鉢	口縁部	LRの単節縄紋を横位施紋→貼付文を配す→単沈線で横位・弧状に区画し、入組文を配す→沈線間に刺突列を加える。沈線間の縄紋を磨消。	片岩	黒褐色	KDSM-B.
76	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線で横位・弧状等に区画→区画内にLRの単節縄紋を横位充填。キザミのある貼付文を配す。口唇部に突起を配す。	角閃石	浅黄橙色	KDSM-B.F-4G.No81 KDSM-B.F-4G.No82 KDSM-B
77	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を帯状施紋→沈線間に縄紋を充填。キザミのある貼付文を配す。	片岩	橙色	KDSM-B
78	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を横位・弧状に施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位・斜位充填。三叉文・キザミのある貼付文を配す。	片岩	黒褐色	KDSM-B
79	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を弧状等に施紋→沈線間に縄紋を充填。貼付文を配す。	—	暗褐色	KDSM-B.
80	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を施紋→縄紋を充填。波状口縁の波頂部に突起、波頂下にキザミのある貼付文を配す。	角閃石	にぶい黄褐色	KDSM-B
81	縄紋土器 深 鉢	口縁部	貼付文を配す→短沈線を紡錘状等に施紋。	片岩	にぶい褐色	KDSM-B
82	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を弧状等に施紋。口唇部に突起、口唇下に貼付文を配す。	チャート・片岩	にぶい橙色	KDSM-B
83	縄紋土器 深 鉢	口縁部	貼付文を配す→単沈線を弧状等に施紋。口唇部に突起を配す。	片岩	褐色	KDSM-B.F-4G.No8
84	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を弧状等に施紋→押捺のある貼付文を配す→沈線間に刺突を充填。口唇部に突起を配す。	片岩	橙色	KDSM-B.E-2G.No15
85	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を弧状等に施紋→沈線間に刺突を充填。口唇部に突起を配す。	片岩	浅黄橙色	KDSM-B.
86	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を弧状等に施紋→沈線間に刺突を充填。	—	暗褐色	KDSM-B.
87	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を帯状施紋→沈線間に刺突を充填。貼付文を配す。	雲母	褐灰色	KDSM-B
88	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を弧状等に施紋→沈線間に刺突を充填。	片岩	暗褐色	KDSM-B
89	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を弧状等に施紋。	片岩	明赤褐色	KDSM-B.D-8G.
90	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を帯状施紋。口唇部に突起を配す。	角閃石	灰黄褐色	KDSM-B.1号 土器.No16
91	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線で横位・弧状に区画し、入組文等を配す。横位の沈線間にキザミを加える。口唇部に突起を配す。	角閃石	明赤褐色	KDSM-B.F-4G.No87
92	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を円・弧状等に施紋。	角閃石	灰白色	KDSM-B.1住.No108
93	縄紋土器 深 鉢	胴 部	単沈線を横位・入組状カに施紋。	角閃石	黒褐色	KDSM-B.F-2G.No11
94	縄紋土器 深 鉢	口縁部	単沈線を弧状に施紋。	角閃石	暗褐色	KDSM-B
95	縄紋土器 深 鉢	胴 部	単沈線を横位帯状・入組状カに施紋。	—	黒褐色	KDSM-B KDSM-B
96	縄紋土器 深 鉢	胴 部	単沈線を帯状施紋→沈線間に刺突列を加える。	—	にぶい黄褐色	KDSM-B
97	縄紋土器 深 鉢	胴 部	隆起帯で棒状カに区画。区画上にキザミのある貼付文を配す。	雲母	にぶい黄褐色	KDSM-B.E-2G.No32 KDSM.B
98	縄紋土器 深 鉢	胴 部	単沈線を横位・入組状カに帯状施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填。キザミのある貼付文を配す。	片岩	橙色	KDSM-B.E-4G.No16
99	縄紋土器 深 鉢	胴 部	単沈線で区画→区画内に縄紋を充填。押捺のある貼付文を配す。	角閃石	にぶい褐色	KDSM-B.E-3G.H
100	縄紋土器 深 鉢	胴 部	単沈線で横位に区画→区画内にLRの単節縄紋を横位充填。キザミのある貼付文を配す。	片岩	灰白色	KDSM-B.E-2G.H
101	縄紋土器 深 鉢	胴 部	単沈線で三角形に帯状施紋→沈線間にRLの単節縄紋を横位・斜位充填。キザミのある貼付文を配す。	—	にぶい赤褐色	KDSM-B
102	縄紋土器 深 鉢	胴 部	単沈線を横位施紋→RLの単節縄紋を横位充填。キザミのある貼付文を配す。	角閃石	浅黄橙色	KDSM-B.F-4G
103	縄紋土器 深 鉢	胴 部	単沈線を入組状カに施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位施紋し、三叉文を配す。	片岩・雲母	浅黄褐色	KDSM-B.1住.No101
104	縄紋土器 深 鉢	胴 部	単沈線を横位・弧状カに施紋。三叉文・貼付文を配す。	片岩	にぶい橙色	KDSM-B.D-6G.No32

児玉清水遺跡観察表

番号	種別/器種	部位	文様・器面調整・計測値 (cm・g)	胎土	色調	注記
105	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位・入組状等に施紋→沈線間に縄紋を充填。	片岩	にぶい黄橙色	KDSM-B
106	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位・入組状に施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位・斜位充填。	片岩・チャート	橙色	KDSM-B.E-2G.H
107	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を入組状カに帯状施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填。	片岩	橙色	KDSM-B
108	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を入組状カに施紋→LRの単節縄紋を横位充填。	—	橙色	KDSM-B.1住.No136
109	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を施紋→LRの単節縄紋を横位充填。	片岩・チャート	橙色	KDSM-B
110	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を弧状等に施紋。キザミを加える。	チャート・片岩	橙色	KDSM-B
111	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を施紋→LRの単節縄紋を横位充填。	—	にぶい黄橙色	KDSM-B.E-2G.H
112	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を杵状に施紋。沈線間に縄紋を充填。	—	明赤褐色	KDSM-B.E-5G.No47 KDSM-B.E-5G.No48
113	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位に帯状施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填。	—	灰白色	KDSM-B
114	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位施紋→LRの単節縄紋を横位充填。	片岩	にぶい黄褐色	KDSM-B
115	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位施紋→LRの単節縄紋を横位充填。	片岩・角閃石	にぶい橙色	KDSM-B.F-3GH.No1
116	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位に帯状施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填。	片岩	橙色	KDSM-B.F-2G.No9
117	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位施紋→沈線間にLの無節縄紋を横位充填。	片岩	にぶい褐色	KDSM-B
118	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線で横位等に施紋→LRの単節縄紋を横位充填。	チャート	褐灰色	KDSM-B
119	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を三角形に帯状施紋→沈線間にRLの単節縄紋を横位・斜位充填。	—	黒褐色	KDSM-B.
120	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位・斜位施紋→LRの単節縄紋を横位充填。	チャート	にぶい黄橙色	KDSM-B
121	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位施紋→LRの単節縄紋を横位充填→縄紋上に刺突列・キザミのある貼付文を配す。	片岩	にぶい黄橙色	KDSM-B.E-6G.No12
122	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位・入組状に施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填→縄紋上に刺突列を加える。	片岩・角閃石	にぶい黄橙色	KDSM-B.1住.No104
123	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を帯状に施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填し、刺突列を加える。	片岩・雲母・角閃石	にぶい黄橙色	KDSM-B.F-4G.No35
124	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位・曲線状に施紋→LRの単節縄紋を横位充填→縄紋上に刺突列を加える。	—	灰褐色	KDSM-B
125	縄紋土器 深鉢	胴部	LRの単節縄紋を横位充填→単沈線を横位・入組状カに施紋→縄紋上に刺突列を加える。	角閃石	明赤褐色	KDSM-B.1住 KDSN-B.E-3G.H
126	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位に帯状施紋→沈線間に縄紋を充填。	角閃石	浅黄橙色	KDSM-B
127	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位施紋。	雲母	にぶい褐色	KDSM-B.1住
128	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位に帯状施紋→沈線間に短沈線を配す。	角閃石	にぶい褐色	KDSM-B
129	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を横位・斜位施紋。	片岩	明赤褐色	KDSM-B.D-3G.No7
130	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位施紋。	—	橙色	KDSM-B
131	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位施紋。	雲母	橙色	KDSM-B.F-4G
132	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を帯状に施紋→沈線間にキザミを加える。	片岩・雲母	にぶい黄橙色	KDSM-B.E-4G.No15
133	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を帯状に施紋→沈線間に刺突を充填。	片岩	にぶい黄橙色	KDSM-B.F-4G.No98
134	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位に帯状施紋→沈線間に刺突を充填。	角閃石	橙色	KDSM-B.F-2G.H KDSM-B.SH.5S.No5 KDSM-B
135	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を帯状に施紋→沈線間に刺突列を加える。	—	橙色	KDSM-B.
136	縄紋土器 深鉢	胴部	刺突を充填。	片岩	橙色	KDSM-B.
137	縄紋土器 —	胴部	単沈線を帯状施紋→沈線間に刺突列を加える。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B.1住.K6S
138	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位に帯状施紋→沈線間に刺突列を加える。	角閃石	黒褐色	KDSM-B.F-1G.No2
139	縄紋土器 深鉢	胴部	単沈線を横位施紋→沈線間に同様の工具カによる刺突列を配す。	片岩・角閃石・雲母	橙色	KDSM-B.

児玉清水遺跡観察表

番号	種別/器種	部 位	文様・器面調整・計測値 (cm・g)	胎 土	色 調	注 記
140	縄紋土器 深鉢	胴 部	単沈線を帯状に施紋→沈線間に刺突列を加える。	チャート・角閃石	にぶい橙色	KDSM-B
141	縄紋土器 深鉢	胴 部	単沈線を横位に帯状施紋→沈線間に刺突列を加える。	—	褐灰色	KDSM-B.D-7G.No44
142	縄紋土器 深鉢	胴 部	単沈線を横位施紋→刺突列を加える。	—	黄灰色	KDSM-B.1住.No4
143	縄紋土器 深鉢	胴 部	単沈線を弧状に施紋。	チャート・角閃石	褐色	KDSM-B
144	縄紋土器 深鉢	胴 部	単沈線で横位に区画→沈線間にキザミを加える。区画内に単沈線による入組文カを配す。	チャート・角閃石	褐色	KDSM-B
145	縄紋土器 粗製深鉢	口縁部	単沈線を格子状に施紋。口唇下に押捺のある紐線文を配す。	片岩	にぶい黄褐色	KDSM-B.E-3G.No40 KDSM-B.E-3G.No42
146	縄紋土器 粗製深鉢	口縁部	押捺のある紐線文を配す。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B.D-6G.No2
147	縄紋土器 粗製深鉢	口縁部	条線を斜位施紋。口唇下に爪型の刺突列を加える。	—	褐灰色	KDSM-B.E-6G.No46
148	縄紋土器 粗製深鉢	口縁部	条線を斜位施紋。口唇下にキザミのある紐線文を配す。	片岩・角閃石	赤褐色	KDSM-B
149	縄紋土器 粗製深鉢	胴 部	条線を斜位施紋。	角閃石	浅黄橙色	KDSM-B.D-7G.No32 KDSM-B.D-7G.No33 KDSM-B.D-7G
150	縄紋土器 粗製深鉢	口縁部	口唇下を折返状に作出。指頭調整痕が残る。	片岩	褐灰色	KDSM-B.
151	縄紋土器 粗製深鉢	口縁部	口唇下を折返状に作出し、刺突を加える。指頭調整痕が残る。	片岩	にぶい黄褐色	KDSM-B
152	縄紋土器 深鉢	口縁部	突起を配す。	角閃石	褐灰色	KDSM-B.D-3G.No34
153	縄紋土器 深鉢	口縁部	口唇下を折返状に作出し、「C」字状貼付文を配す。指頭調整痕が残る。	片岩	にぶい黄褐色	KDSM-B
154	縄紋土器 深鉢	胴 部	擦痕が残る。	片岩	にぶい黄褐色	KDSM-B.E-4G.No5
155	縄紋土器 深鉢	口縁部	口唇部にキザミ、口唇下に凹線を配す。	片岩	橙色	KDSM-B
156	縄紋土器 深鉢	口縁部 ～胴部	口唇部にキザミを加える。	片岩	灰黄褐色	KDSM-B.E-2GH KDSM-B.F-4G.No10
157	縄紋土器 鉢・浅鉢	体 部	LRの単節縄紋による雲形文を配す。	角閃石	橙色	KDSM-B
158	縄紋土器 鉢・浅鉢	体 部	単沈線で横位区画→区画内にLRの単節縄紋を横位充填。	—	にぶい褐色	KDSM-B.F-4G.No187
159	縄紋土器 鉢・浅鉢	体 部	単沈線を横位施紋。	片岩・角閃石	灰黄褐色	KDSM-B
160	縄紋土器 鉢・浅鉢	体 部	単沈線を入組状・三叉状に施紋。沈線間にLRの単節縄紋を横位施紋。	片岩	灰色	KDSM-B.F-2G.No23
161	縄紋土器 鉢・浅鉢	体 部	単沈線を横位・入組状に施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填。	チャート	にぶい褐色	KDSM-B.SH-5S.No5 KDSM-B
162	縄紋土器 鉢・浅鉢	体 部	単沈線を入組状に施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位・斜位充填。	—	にぶい褐色	KDSM-B.F-2G.H
163	縄紋土器 鉢・浅鉢	体 部	単沈線を入組状に帯状施紋→沈線間に縄紋を充填。	角閃石	橙色	KDSM-B.E-5G.No9 KDSM-B.E-5G.No10 KDSM-B.E-5G.No13
164	縄紋土器 鉢・浅鉢	体 部	LRの単節縄紋による雲形文を配す。	角閃石	にぶい褐色	KDSM-B.D-2GH
165	縄紋土器 壺	胴 部	単沈線を入組状に帯状施紋。	片岩	橙色	KDSM-B.D-6G.No21 KDSM-B.D-6G.No31
166	縄紋土器 台付鉢	口縁部	単沈線で横位・弧状等に区画。区画内に縄紋を充填。キザミのある貼付文を配す。	片岩	橙色	KDSM-B
167	縄紋土器 —	口縁部カ	単沈線を横位・斜位・弧状に施紋→沈線間にLRの単節縄紋を横位充填。	角閃石	橙色	KDSM-B
168	縄紋土器 深鉢	口縁部	LRの単節縄紋を横位施紋→単沈線を口唇下に横位施紋→沈線間にキザミを加える。	角閃石	にぶい赤褐色	KDSM-B.
169	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を口唇下に横位施紋→沈線間にキザミを加える。口唇部に単沈線・キザミを配す。	チャート	橙色	KDSM-B
170	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を口唇下に横位施紋。縄紋を施紋。	片岩・雲母	橙色	KDSM-B
171	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を口唇下に横位施紋。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B.E-6G.No48
172	縄紋土器 深鉢	口縁部	単沈線を横位施紋→沈線間に刺突列を加える。口唇部に刺突を配す。	チャート	暗褐色	KDSM-B
173	縄紋土器 台付鉢	台 部	LRの単節縄紋による雲形文を配す。単沈線を横位施紋→貼付文を配す。	片岩・角閃石	褐灰色	KDSM-B.1住.No135
174	縄紋土器 深鉢	胴 部	縄紋を施紋→単沈線で横位に区画し、区画内に雲形文を配す。	—	黄褐色	KDSM-B.F-4G.No171

児玉清水遺跡観察表

番号	種別/器種	部 位	文様・器面調整・計測値 (cm・g)	胎 土	色 調	注 記
175	縄紋土器 深鉢	口縁部	押捺のある隆帯を横位に貼付。口唇部に突起を配す。	—	灰白色	KDSM-B.
176	縄紋土器 壺	口縁部	隆帯を横位に貼付。口唇部・隆帯上にキザミを加える。	片岩	橙色	KDSM-B
177	縄紋土器 注口土器	把 手	橋状把手。突起・円形沈線文・単沈線・孔を配す。	—	浅黄橙色	KDSM-B.F-4G.No186
178	縄紋土器 注口土器	把 手	橋状把手。突起・貼付文を配す。	片岩・角閃石・雲母	橙色	KDSM-B.B-6G.H
179	縄紋土器 注口土器	把 手	橋状把手。突起・窩文・孔を配す。	角閃石	橙色	KDSM-B.C-4G.No12
180	縄紋土器 注口土器	把 手	橋状把手。突起・貼付文・窩文を配す。	角閃石	橙色	KDSM-B.C-7G.No10
181	縄紋土器 注口土器	注 口	ケズリ。	角閃石	にぶい橙色	KDSM-B.F-3G.No33
182	縄紋土器 注口土器	注 口	ナデ。	チャート・角閃石	にぶい橙色	KDSM-B.D-8G.No50
183	縄紋土器 深鉢	底 部	ミガキ。底面に網代痕が残る。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B.B-4G.No1
184	縄紋土器 深鉢	底 部	ミガキ。底面に網代痕が残る。	角閃石	褐色	KDSM-B.D-7G.No17
185	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B.1住.No25
186	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	片岩	橙色	KDSM-B.
187	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	チャート・角閃石	橙色	KDSM-B
188	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	チャート・角閃石	橙色	KDSM-B
189	縄紋土器 深鉢	底 部	ケズリ、ナデ。底面はケズリ。	片岩	橙色	KDSM-B.1住.No124 KDSM-B.1住.NO138 KDSM-B.C-4G
190	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	角閃石	浅黄橙色	KDSM-B.6H.No2(76)
191	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面はナデ。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B.
192	縄紋土器 深鉢	底 部	指頭痕が残る。底面に網代痕が残る。	片岩・チャート	橙色	KDSM-B.
193	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	片岩	橙色	KDSM-B.
194	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	角閃石	橙色	KDSM-B.F-4G.No183 KDSM-B.F-4G.No106
195	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B
196	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	片岩	にぶい褐色	KDSM-B.
197	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B.E-2G.No1 KDSM-B.E-2G.No26
198	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	片岩・角閃石	浅黄橙色	KDSM-B.周辺
199	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	片岩	橙色	KDSM-B
200	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	片岩	橙色	KDSM-B.F-4G.No110 KDSM-B
201	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面はナデ。	片岩	橙色	KDSM-B.
202	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	チャート・角閃石	にぶい黄橙色	KDSM-B
203	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に網代痕が残る。	片岩・角閃石	橙色	KDSM-B.D-5G.
204	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面に木葉痕が残る。	片岩	にぶい褐色	KDSM-B
205	縄紋土器 深鉢	底 部	ナデ。底面はナデで、縁に押圧痕が残る。	角閃石	浅黄橙色	KDSM-B.
206	縄紋土器 深鉢	底 部	LRの単節縄紋を横位・斜位施紋。底面に網代痕が残る。	角閃石	にぶい黄橙色	KDSM-B.E-2GNH. 5S.No3
207	土製品 土 偶	—	小突起を貼付。長さ:(5.5)cm、幅:5.6cm、厚さ:1.6cm、重量:(44.5)g。	片岩・雲母	明黄褐色	KDSM-B.
208	土製品 耳 飾	—	径:4.3cm、厚さ:1.3cm、重量:19.8g。	チャート・片岩	浅黄橙色	KDSM-B.
209	土製品 —	—	表面に段を作出。厚さ:1.8cm、重量:(16.5)g。	片岩	明赤褐色	KDSM-B.
210	土製品 耳 飾	—	径2.4cm、厚さ1.2cm、重量:6.7g。	片岩	褐灰色	KDSM-B.F-3グリッド No36

第Ⅳ章 児玉郡における縄紋後晩期集落の占地

－ 縄紋後期“加工水場集落”の形成（覚書）－

はじめに

縄紋時代後・晩期の集落についての理解は、近年、環状盛土遺構の発見や貝塚地帯での研究によって一定の進展を見ている。しかし、北関東内陸部においては、遺跡の偏在傾向とともに、膨大な遺物の出土量とあいまって主要遺跡の発掘調査報告書の未刊の状態が続き、その内容に不明な点が残されているのが現状であった。近年、該期の報告書の刊行が進み、またシンポジウム等による土器研究の基礎的な作業が行われるなど、その内容が徐々に明らかになりつつある。

ここに報告する児玉清水遺跡においては、縄紋時代後期から晩期にかけての遺構および遺物が検出されている。今回の調査は小範囲であり、発掘調査によって検出された資料は比較的零細であるが、該期の遺跡は児玉郡地域においても比較的稀少な存在であるといつてよいところから、ここではこのような状況に鑑み児玉郡地域における縄紋後・晩期集落の存在形態についての問題提起を行おうとするものである。児玉郡地域における縄紋時代集落跡の形成と推移の問題については、かつて橋ノ入遺跡（鈴木1986）および藤塚遺跡（鈴木1997）の報文中でそれぞれ触れたことがある。

本章の課題

本章では、本遺跡とともに従来の発掘調査等の成果に基づきながら、児玉郡地域の縄紋後・晩期の遺跡の占地の傾向について、遺跡の継続性から遺跡を形成した社会的な集団による用益地の継承関係を垣間見るとともに、湧水利用のあり方を中心に概観することを目途とするものである。また、児玉郡地域を含む北関東の内陸部地域や、貝塚が形成されるような南関東沿岸部地域と比較しながら、この地域の一般性と個別的性格を考えながら、縄紋時代後・晩期集落における共同性の問題の一端に接近してゆきたい。

1. 児玉郡地域における後・晩期遺跡

a. 児玉清水遺跡の占地

児玉清水遺跡は、生野山丘陵の南側の湧水点である「清水池」や「思池」あるいは「大池」に挟まれた区域に占地している。本遺跡は、かつて「思池遺跡」とされた縄紋後・晩期の集落遺跡（B地点および南側）と、古墳時代～平安時代にかかる集落遺跡（A地点中心）とが、その中心を異にしながらかつて複合することによって形成された遺跡である。おそらく本遺跡は、この集落の近傍にある湧水を積極的に利用した集落遺跡であろう〔第3図〕。

本遺跡周辺の湧水群から東側に流下する細流は、小さな開析谷を形成しながら約1.3kmで小山川（旧身馴川）へと注ぎ、さらに利根川へと流下している。このように本遺跡の占地は、小山川流域に位置するや古川端遺跡（鈴木他1978）等との関連や利根川水系の他の集落遺跡との関連が予想されるものである。

周辺の後・晩期集落

なお、児玉清水遺跡の東側に相当すると思われる「思池遺跡」と呼称された遺跡は、古くから縄紋後・晩期の遺跡として知られており、「思池」の東側の低地帯において丸木舟とともにトチの実が多量に出土したことが知られている（註1）。また、「思池」からは縄紋土器や磨製石斧などが出土したことが知られており、湧水点付近においても遺物の包含層が存在していたことが推定される。ともあれ、このような縄紋後・晩期の集落の近傍で

トチの実が出土することは、各地の遺跡でしばしば認められる現象であり、トチの実はその時期において一般的な植物性食物として知られている。

なお、児玉清水遺跡に程近い生野山丘陵を挟む北西800mの地点に位置する吉田林女池遺跡（恋河内2001・2004）においても、湧水に伴う「藤池」等の池沼に接して縄紋後・晩期の集落が営まれている。なお、この吉田林女池遺跡は女堀川水系に属しており、小山川水系の児玉清水遺跡とは幾分水系を異にしている。この吉田林女池遺跡においては、縄紋後期が主体であり、児玉清水遺跡と比較すると晩期の遺物は極めて稀薄であり、女池遺跡と時期の補完性を見出すこともできるようである。ともあれ、これらの縄紋後・晩期の遺跡は、水量の比較的豊富な湧水地の近傍に営まれており、湧水地を控えた水場に伴う集落跡と見做すことができるものである。

集落の占地と水場 このような集落の占地は、児玉郡地域における縄紋前期や中期の丘陵部や台地部を中心とする集落の占地とは異なるものである。もとより、縄紋中期等の集落においても生活用水の確保にかかる湧水等は不可欠の要素であろうが、むしろ広い台地面を控えた占地が特徴的であり、広い平坦地を前提とする台地上の集落として捉えられるものである。言い換えると、縄紋中期までは生活用水にかかる水場は当然存在していたと見做すことができるが、後・晩期の集落のような豊富な湧水点の近傍への占地傾向は顕著ではない。おそらく、後・晩期においては、本遺跡付近で検出されたトチの実をはじめとする堅果類等のアク（灰汁）抜きにかかる、積極的な食糧生産に関わる湧水点をはじめとする「水さらし場」の存在を前提とする占地形態である可能性があるだろう。つまり、食糧生産にかかる加工水場の形成が、この地域の縄紋後・晩期の集落のひとつの特徴であると思われる。

b. 児玉郡地域の後・晩期集落の占地

児玉地域の縄紋後期以降の遺跡は、前期～中期の遺跡数と比較すると急速に減少する傾向が顕著である（註2）。後・晩期においては、遺跡分布の主体が神流川流域や現在の利根川流域周辺等の河川に近い区域へと推移する傾向をもっているようである。このような縄紋中期以降における集落遺跡の占地の変化は、この間に日常的な用益地の用益権の再編の過程を窺わせるものであり、おそらく中期末に見られる「環状集落」の解体に伴う小規模集落への分解と用益権の分割の過程が介在しているのであろう。ちなみに縄紋後期前半期では、南関東地域においては再び一定の温暖化に伴う海進があったことが推定されており、大形の馬蹄形貝塚が形成され、再び集落遺跡の安定が認められるようである（註3）。

後期集落の継続性 児玉郡地域においても、この後期前半期までは遺跡数は減少するものの一定の遺跡数を認めることができるが、これ以降では急速に減少の傾向を辿っている。このような縄紋時代の集落遺跡の占地の変化においては、称名寺式期が端境期であり、堀之内1式期においては、その後に継続する集落が形成される傾向が認められる。したがってこれらの時期に日常的な用益圏の変化と再編が生じたものと考えられる。しかし、これらの遺跡のうちでも後期中葉まで継続する遺跡は漸次減少の傾向を辿っており、晩期まで継続する遺跡は後期に営まれた集落のうちの一部に限定されていくようである。ともあれ、後期前半期に形成された集落遺跡は減少傾向を辿るとはいえ、新しい集落遺跡が形成されるのではなく、基本的には継続する傾向をもっており、そのうちの一部が晩期にまで継承されることは後期前半期の生態的適応形態とその用益地が基本的に継承されていたことを予想さ

せるものである。

児玉郡地域におけるこの時期の遺跡には、女堀川の旧河道に沿った占地をもつ堀向遺跡や藤塚遺跡（鈴木1997）等があり、また先に見たように河川にほど近い湧水点付近に占地する本遺跡や吉田林女池遺跡（恋河内2001・2004）等が確認されており、該期における他地域の内陸部の集落の占地傾向と一致している。なお、神流川流域には、神川町下阿久原平遺跡（矢内1988・2006他）がある。下阿久原平遺跡では、縄紋中期とともに称名寺式期の敷石住居跡や土壙群、あるいは堀之内式期の敷石住居跡が確認されている。なお、この下阿久原平遺跡においても、低位の河岸段丘崖からの湧水が確認されていることにも注目しておくべきであろう（註4）。

この地域における後期の遺跡は、このような河川等に近接する低位の段丘上や、湧水をもつ低地域等へと集落の占地域の変化が認められるとともに、縄紋中期までこの地域では認めることができなかった漁網錘と推定される石錘が伴うようになり、一定の漁撈活動の活性化が推定される。言い換えると、河川とその周辺の低地域における用益活動を軸に集落が営まれていた様子を窺うことができる。これらの遺跡からは、それぞれに住居跡等が確認されており、吉田林女池遺跡では称名寺式終末期の住居跡や堀之内2式期の敷石住居跡あるいは土壙群等も検出されている。

用益圏の継承性

このように本庄市域周辺における縄紋晩期の遺跡は、ここで見る児玉清水遺跡をはじめ、先に見た藤塚遺跡、女池遺跡等のように後期に形成された遺跡が晩期中葉まで継続するかたちで確認されている。この時期においては、後期から継続しない集落遺跡の形成は顕著ではなく、後期中葉～晩期の集落遺跡は、基本的に後期前半からの継続性を認めることができる。このように集落占地が継承性をもっていることから、縄紋後期に入って再編された集落の用益圏は基本的に継承されているものと考えてよいであろう。なお、神流川流域の下阿久原平遺跡は、後期以来、幾分地点を違えながら晩期まで集落が形成されており、弥生前期まで継続して利用されていることが確認されている（註5）。

小規模遺跡の継続性

このような集落遺跡のほか、縄紋後期以降では、ごく少量の遺物が検出されるだけで明確な遺構を伴わない小規模な遺跡もしばしば認められるところから、継続的に営まれている一般の集落跡のほか、比較的短期間の居住にかかる露营地等が営まれていた様子も窺うことができる（註6）。このような遺跡においても複数型式の遺物が残される場合があり、土地利用にかかる一定の継承関係を窺うことができるが、集落遺跡のような長期の継続は認められていない。これらは、多様な生態的な場に少数の遺物がそれぞれ検出されるものであり、食糧の生産拠点としての水場を中心に営まれた集落遺跡ではなく、むしろ水場にかかる集落跡を中心とする居住システムの一端を構成するものであろう。

2. 後・晩期における加工水場集落の形成

a. 内陸部の後・晩期集落の占地

縄紋前期や中期との集落占地の差異は、生態的な適応戦略の差異であると考えることが可能であり、縄紋後期においては、集落の近傍に位置する河川や河川周辺の低地域の用益権の共同性を基礎とする“河川集団”の形成が推定される。また、これれとともに、すでに見たように湧水の積極的な利用についても注目しておくべきであろう。生活用水の確保にかかる水場をもつ集落から、食糧の加工にかかる水場を積極的に利用する集落の形成は、

先に見たようにおおむね中期と後期の間に生じた可能性が高く、縄紋後期以降の集落は、それぞれ豊富な湧水点における堅果類等の水さらし加工にかかる水場を中心に形成されているのであろう（註7）。

水場遺跡の例

埼玉県内では晩期を中心とする水場が検出された吉見町三ノ耕地遺跡（弓2005）の存在が知られており、トチ・クルミ・クリ等の堅果類等が検出され、付近には住居跡も確認されている。なお、環状盛土遺構で著名な小山市寺野東遺跡（江原他1997ほか）の占地も、水場の設置された湧水のある小さな開析谷に面する占地である。この集落は、湧水のあるひとつの谷戸を共有する集落であり、谷戸の内部には、大きな水場とともに小規模な複数の水場が確認されていることにも注目しておくべきである。また、寺野東遺跡では、称名寺式期においてもすでに大規模な水場が形成されておりその存在に注目しておく必要がある。ともあれ、川口市赤山陣屋遺跡（金箱他1989ほか）が、トチの実のアク抜きにかかる水場としてつとに著名であるが、これらが集落遺跡から離れて存在していることも注目しておくべき点である。

湧水と集落占地

群馬県内においても、豊富な湧水にかかる池沼付近に占地する板倉町板倉沼遺跡（山内1941・外山1989他）、太田市・新田町矢大臣沼遺跡、伊勢崎市天ヶ堤遺跡（関根2007、高橋他2006ほか）、渋川市滝沢遺跡等が知られている。また、榛名山麓地帯の谷筋の湧水にかかる水場遺構が検出されている榛東村茅野遺跡（角田他2006ほか）が著名であり、水場では大型石皿が検出されているとともに、水場付近は一定の流水状態であったことが推定されている。また、みなかみ町矢瀬遺跡（三宅1993ほか）では、集落内に利根川の河岸段丘崖付近の湧水点に水場が検出されている。なお、長野県においても縄紋後期前半期を中心とする中野市栗林遺跡（中島他1994）の水場遺構が知られており、クルミやトチ等の堅果類が検出されている。このように内陸部の縄紋後・晩期においては、水さらしの加工施設を伴う水場をもつ集落遺跡が広汎に認められる。

水場の継承性

児玉郡地域では集落の占地形態から、豊富な湧水地点の水場を前提に集落が設営されていると推定されるが、トチの実は多くの加工工程を経てようやく可食可能な状態となるもので、クリ等と比較して必ずしも有利な食物とは考えにくい食糧であると見做してよいであろう。アクの強い堅果類等の植物性食物のアク抜きの技術は、縄紋文化の基本的な技術と考えてよいが、このように晩期においてもクリ以外のトチなどのアクの強い堅果類に依存する傾向が顕著に認められることは、当時のこの地域の人々の生業の基盤を考える上で注意しておくべき点である。ともあれ、この時期の集落遺跡は水場を中心に営まれている部分があり、トチをはじめとするアク抜き加工を主とする食糧生産の場に集落を占地する上での大きな比重があったことを想起させるものである。言い換えると、後期前半期以降の遺跡の継承性は、食糧生産の拠点としての加工水場の継承を推定させるものであるが、このことはトチをはじめとする堅果類の採集する場もまた継承されていたことを示唆するものであろう。

b. 海浜部の後・晩期集落の占地との対比

縄紋後・晩期において、このような湧水点をもつ谷戸を中心に集落が形成されていることは、古奥東京湾岸の貝塚群の占地においても類似性を窺うことが可能である。縄紋後期においては、湧水点をもつ谷頭を開口部にもつ馬蹄形貝塚をしばしば認めることができる。

これらは、ひとつの谷頭を中心に設営されていると見做しえるものであり、言い換えれば、ひとつの水場を中心に営まれていると推定される集落と考えることができるであろう。このような集落の占地は、大規模な水場群を前提にしたものと捉えることができるが、トチの実をはじめとするアク抜き加工等を伴う水場を擁する集落として捉えるべきものであろう。言い換えると、それぞれの集落がこのような水場を共有する集落であると考えられる（鈴木2005）。トチの実の利用については、名久井文明氏が出土種子の形態から多様なアク抜きの方式があることを想定されている（名久井2006）。トチの実の利用については名久井氏の推定のように遡りえるのであろうが、その出土が急激に増加するのは縄紋後期以降からであることもまた事実である。

水場の共同利用

該期の集落は、墓壙や住居群等の分析から複数の出自集団をその内部に包摂していると推定されているが、これらの集落は食糧生産の基盤としてのひとつの水場を共有していると見做しえるものである。このような集落は、トチをはじめとする堅果類の加工にかかる“水場集落”として捉えることが可能であり、それぞれが食糧加工を伴う水場の共同性に基づく“水場集団”を構成していたものと見做しえるであろう。このような水場を共有する集落は、採取の場や採集活動の協業と加工の共同性を想起させるが、具体的な形態は不明な部分が多い。ともあれ「水場」にも、寺野東遺跡で見られるように複数の施設の形態があり、単純な様相ではないが、同一の水源としての加工の“場”を共同利用するという点に注目すべきである。

海浜部の共同利用

縄紋後期における集落相互の関係を考える上では、海浜部における貝塚を伴う集落相互の関係が一定の参考にならう。古奥東京湾の海浜部においては、複数の馬蹄形貝塚が近接して存在する一方、このような近接する貝塚群が一定の距離をもって分布している状態を読み取ることができる（鈴木2005）。このような貝塚群の海浜部の用益について考える上では、長期にわたって鹹水域に近い古奥東京湾の湾口部より、鹹淡の変化がより鋭敏に生じる湾奥部において海退現象に伴う水域の変化を反映した貝種の変化が明瞭であり、後期前半以降の貝種組成の差異によって採取領域を推定することが可能である。

下総台地北部に位置する古奥東京湾東岸地域の馬蹄形貝塚の形成は、同一時期においても湾内における貝塚の位置によって貝種の構成を異にし、かつ湾奥部に位置する貝塚がより淡水度の高い構成をもっていることは、貝塚における貝の採取が水域環境の異なる隣接貝塚群の貝の採取領域にまで進出することが極めて稀であったことを示している。つまり、該期における貝の採取は、それぞれの貝塚に比較的近接する領域での採取が想起されるものであり、貝塚群として現れる集落群相互の相対的な自立性を帯びた一定の海浜部の領域の占取が想起されると考えてよいであろう。したがって、古奥東京湾岸に位置する貝塚においては、貝塚群を異にする貝塚の相互は、貝の採取にかかる海浜部の共同利用を想定することが困難であることを示している。言い換えれば、近接する貝塚群が、比較的類似した貝種組成をもち、一定の海浜部を共同利用するような用益形態をもっていたことを予想することができるとともに、水域環境の異なる隣接する貝塚群の付近での貝の採取を行っていないことを示唆している。このように見ると、近接する貝塚群は、ひとつの海浜部の共同用益を基本とするある種の“海浜集団”を形成していたものと推定することができる（註8）。しかし、近年、交換にかかる集落の存在も注目されており、これらの集落群のそれぞれが、決して孤立して存在したものではなく、相互に連絡と関係をもって存在してい

たことは想定しておかなければならないであろう（註9）。ともあれ、奥東京湾岸においては、今日の知見においては貝塚の貝種の組成を変化させるような明瞭な交換を見出すことは難しいようである。

なお、関東内陸部である児玉郡地域周辺の河川の用益形態においても、このような海浜部の用益形態と類似した部分をもっていることを予想しえるが、かつて河川流域への後・晩期遺跡の分布の偏在傾向等から、同一の河川の用益にかかる利害によって結ばれた一定の“流域集団”を形成していたことについては推定したところである（鈴木1986）。おそらく、集落遺跡が継承性をもって存在しているところから、河川流域の用益権についても一定の継承関係をもっているのであろう。

水場集団と水域集団 このように、ひとつの集落遺跡や馬蹄形貝塚は、湧水点を共有する“水場集団”を構成しており、集落群や貝塚群はその占地傾向から河川や海浜部をはじめとする一定の水域を共同利用する“水域集団”を構成しているものと推定される。おそらく、台地上の用益にかかる植物性食物等については集落相互に独自の領域を保有するものと推定し得るが、海浜部については近接する貝塚群についての一定の共同性を想定すべきであろう。しかし、内陸部における河川流域の用益権が近接する集団ごとに共同性をもつ群を構成していたかどうかについては不明である。ともあれ、ひとつの馬蹄形貝塚を形成するような集落は、複数の出自集団を包摂していると推定されるところから、出自の原理と地縁的な海浜部や水場を用益するという原理が交差しているのであろう。

3. 北関東内陸部の様相と地域圏

a. 関東内陸部の地域圏（予察）

縄紋後期においては、関東内陸部においても集落に程近い河川流域にかかる用益権と、集落近傍の湧水に伴う堅果類の加工にかかる水場の確保とその利用形態に特徴を認めることができるであろう。また、これらの集落遺跡の土地が継続的に利用され、維持されていることは、集落域を含む周辺の土地の用益形態やその用益権が基本的に集落にかかる社会的集団による継承性をもってしていることを示唆している。

内陸部の水系 縄紋後期においては、「利根川」は大宮台地と武蔵野台地の間に位置するかつての「古入間湾」の低地である現在の「荒川低地」を流下しており、下総台地と大宮台地の間に湾入していた古奥東京湾には、渡良瀬川や思川が注いでいたことが知られている（柴田2004ほか）。古奥東京湾岸の遺跡群については、この下総台地西縁をなす湾岸およびこれに注ぐ渡良瀬川水系に相当する館林・佐野・足利・桐生方面、あるいは思川水系の小山・栃木・鹿沼方面等の今日の栃木県方面への経路の存在が想起されるところである。該期以降における海退に伴って古奥東京湾にかかる遺跡群相互の関係には再編が想起しえるとはいえ、遺跡の形成には継続性が強く、用益圏や集落にかかる社会的関係もまた一定の継承性をもっていたのであろう。したがって、古奥東京湾においては、このような湾奥部および河川流域の経路を通して、内陸部の“流域集団”との相互の関連を窺うことができる可能性がある。ちなみに、今日の利根川の下流域は、本来常陸川や小貝川等を合流する鬼怒川水系の流路であり、かつて古鬼怒湾を形成した低地帯を流下しており、下総台地の北部において古奥東京湾東岸と近接している。今後は、このような地理的あるいは生態的な古環境に即して遺跡群や遺物相互を再検討しておく必要があるものと思われる。

称名寺式終末期以降、渡良瀬川水系においては下総台地の土器様相に類似する個体をしばしば見出すことができるが、縄紋後期前半期の小海進に伴って湾奥地域との交渉が活性化されたことも想起すべきかもしれない。思川水系は、足尾山地（前日光山地）を水源とし、小山市と野木町の境で渡良瀬川と合流するが、先土器時代には、台地伝いに「下野北総回廊」とも呼ばれる高原山産黒曜石の房総半島への搬入経路として捉えられており、古くからの経路であったことが窺える。ともあれ、「環状盛土遺構」で著名な寺野東遺跡等の中央窪地型の馬蹄形構築物の形成については古奥東京湾岸の貝塚遺跡に連なる遺跡群の中で位置づける必要があるだろう。

天神原式の地域差 なお、北関東の縄紋晩期中葉に位置づけられる「天神原式」は、北関東とはいえやや渡良瀬川流域に位置する桐生市千網谷戸遺跡（増田1978他）においては比較的少数であり、かつて「須永式」（藺田1972）とされたものとは編年的な時間幅や立論の前提ともに、これらの資料とは異なっていると考えてよいであろう。また、小山市寺野東遺跡（江原他1997ほか）では、地縄紋の消失する土器群や細密な刺突紋を充填する土器群を見出すことはできるが、北関東西部地域の系統上に位置する「天神原式」が少ないことは注意しておくべきである。このように渡良瀬川・思川水系を主とする北関東でもやや東部に位置する地域では、標準的な「天神原式」は比較的少数にとどまり、北関東西部地域に盛行することに注意すべきであろう。また、北関東東部地域では安行3c式や3d式あるいは前浦式を一定程度認めることができるが、北関東西部地域では極めて稀であり、「天神原式」以降は「佐野Ⅱ式」が伴うことが注意されている（猪瀬2004）。ともあれ、「天神原式」の系統的な変化を分析し限定して捉え、あるいは内部の系統を見究めるならば、より詳細に地域的な土器相互の関係性を見出すことができるであろう。関係網の具体的な姿は明らかではないが、河川流域の関係網とともに台地上におけるネットワークにも注目すべきである。

北関東西部の様相 本遺跡出土の縄紋後・晩期の土器群は、南関東の安行式と比較すると装飾性に乏しい傾向が顕著である。このような様相は、児玉郡地域をはじめ北関東内陸部で一般的な傾向であり、縄紋後期後半から晩期にかけて南関東地域とは土器の変化とは、変化の方向を異にしている。児玉郡域に隣接する群馬県藤岡市域では、谷地遺跡（寺内1988）の周辺において、谷地C遺跡（寺内2006）および中栗須滝川Ⅱ遺跡（茂木他2002）をはじめ、薬師裏遺跡、神明北遺跡、神明上遺跡、谷地D遺跡等の後・晩期の遺跡が稠密に分布し、弥生前期の沖Ⅱ遺跡を含めてひとつの遺跡群を構成することに注目しておくべきであろう。この遺跡群は、この地域の縄紋後・晩期の代表的な遺跡群として捉えることができるものであり、ここでは仮に“谷地遺跡群”と呼称しておきたい（註10）。この谷地遺跡群は、扇状地扇端部付近に位置しており、谷地C遺跡からは縄紋後期中葉に埋没したと推定される扇端部の湧水を集めた流路が検出されている。また、中栗須滝川Ⅱ遺跡で検出されたM5号溝状遺構もおそらく水場と考えてよいであろう。なお、谷地C遺跡からは縄紋後期の発達した配石墓群等が検出され、あるいは中栗須滝川Ⅱ遺跡では弧状の列石群が検出されるなど、この地域における本遺跡群の地位の一端を示していると考えてよいであろう。

この中栗須滝川Ⅱ遺跡をはじめとする谷地遺跡群は、加曾利B式期では西関東系の土器群が主体であり、加曾利B3式から曾谷式期では一部に東関東系統の影響を窺うことができる。その後は、高井東系の土器群の後、コブ付系の土器群が後期末から晩期初頭の平縁系の精製深鉢を構成し、いくつもの変異を見出すことができる。おそらく神流川流域に位

置する保美濃山遺跡等の様相と比較して、この地域での一般的な傾向として捉えられるのであろう。また、波状口縁系深鉢は、安行1式期では高井東式の系統、その後は安行2式系統の土器群が組成するものと予想することができる。その後、安行3b式の系統が波状口縁を主とする精製深鉢を構成しており、これらの土器群が「天神原式」へと推移するのであろうが、谷地遺跡群では縄紋を施紋する土器群の伝統が比較的強く無紋化の傾向は緩いように思われる。また、矢瀬遺跡（三宅1993他）では文様帯の下端の表現に変化が見られるほか、目字状等の貼付文をもつ例の顕著な出土が知られているが他の遺跡での検出例は稀である。このような「天神原式」の遺跡間の差異は、他の遺跡でも確認し得る現象であり、「天神原式」の存在形態を考える上では重要な点である。

児玉郡地域の様相 「天神原式」を限定的に捉えるならば、西毛地区に分布の中心をもち、東毛地区においても「精製土器」は無紋化の方向をもっているとはいえ西毛地域とは異なった土器群が分布しているようである。児玉郡地域の土器群は、未だ資料数が少なく詳細には不明な点があるとはいえ、児玉清水遺跡や藤塚遺跡等の様相から基本的には北関東西部地域の様相に近いと考えることが可能である。

b. 晩期の地域的様相

児玉清水遺跡には、大洞式系統以外の異系統土器の存在は稀薄であるのに対し、谷地遺跡群では、東北系統の大洞式系の土器群はもとより西日本系統の宮滝式系、滋賀里式系の土器群や、中部高地系統の佐野式系の土器群が確認されることも注意すべきであろう。また、谷地遺跡群では異系統土器の比率が高いこととともに、土偶や耳飾が相対的に多量に出土していることは、この遺跡群がこの地域の交通関係の中枢をなす遺跡群であることを示唆している。このような視点で見ると、児玉清水遺跡では少数の土偶や耳飾が検出されているとはいえ、異系統土器は少なく、この地域の遺跡群の中枢をなすような組成を認めることができないことを示している。このように児玉郡域を含む北関東西部地域における遺跡相互の土器組成等の不均質な斑状の状態は、この時期の土器生産と流通、あるいは地域における遺跡相互の地位に不均衡があったことを示唆しているのであろう。

地域圏と土器群 児玉清水遺跡は、遺跡分布の連鎖状態から女池遺跡、堀向遺跡・藤塚遺跡や古川端遺跡（鈴木他1978）あるいは深谷市原谷戸遺跡（村田1993）等の小山水系系の遺跡群に位置づけることができるものと推定される。北関東内陸部では、河川流域の利用においては共同性が推定しうるところから“流域集団”の一端を構成していたものであろうが、縄紋後期前半の土器の“類型”の存在形態に認められる関係は、このような中小河川の流域の範囲より広域であり、河川の流域を越えて、より上位の関係網を構成していると考えてよいであろう。たとえば、北関東内陸部においては、堀之内式“矢大臣沼類型”（鈴木2002）の存在が目されるが、これらの土器群を擁する集落は特定の河川の流域や台地に偏ることなく群馬県地域に広く分布しているようである。ともあれ、“類型”は、このような存在形態をとり、遺跡群における遺物群の単一の様相や特定の“類型”の偏在性は稀薄であり、地縁的な関係を越えて広域に分布しており遺跡相互の緊密な連鎖関係を予想させるものである。言い換えると、地域的な分布の偏りをもっているとはいえ、直接には地縁的な関係による土器群の型式論的な現象であると捉えることは困難であり、むしろ土器群それぞれの系統表示性によって示される何らかの系譜表現に基づく現象である可能性があろう。

児玉郡地域の縄紋文化後期の様相は、一部に南関東的な様相も認めることができるとはいえ、基層的には南関東的な様相は稀薄であり、関東山地西麓に連なる地域の文化的様相との類似性を認めることができる。このように児玉郡地域は、基本的に群馬県域の様相に近い関東内陸部の居住型のひとつの形態であると見做しえるであろう。おそらくは、相互に関連の強い、内陸部の生態的適応戦略にかかる社会的関係とその継承関係を想起すべきであるものと思われる。

北関東西部においては「高井東式」以降、所謂「精製土器」の無紋化の傾向が顕著であり、「天神原式」では所謂「精製土器」においても文様が省略され、「粗製土器」との製作上の親和性が高まり、無紋化の傾向が顕著であると同時に器面調整等が粗雑となっている。また、南関東においても紐線文系土器の文様に系譜を辿ることのできる「副文様帯」系文様が「精製土器」に採用されているが土器の変化はそれぞれにその方向性を異にしている。このように、晩期中葉においては「粗製土器」と「精製土器」の関係性に変化が生じていると同時に、土器製作にかかる体系に地域差をもった一定の変動があったことが想起される。

晩期後半以降の様相

なお、晩期後半期以降においては、児玉郡地域では明確な遺構をもつ遺跡は確認されていない。しかし、このような遺跡の減少は、汎関東的な現象であるといつてよい。この時期においては、児玉郡域の遺跡分布の主体はすでに神流川流域方面へと移っており、児玉郡域では神川町下阿久原平遺跡（矢内1988・2006他）や池田遺跡（金子他1991）で少量の遺物が検出されている。小山川水系においては、塔ノ入遺跡（鈴木他2007）等でごく少量の遺物が検出されているに過ぎない。しかしながら、この時期においてもこの地域が全くの無人の荒野へと変化していなかった点には注意しておくべきである。

なお、児玉清水遺跡は、縄紋晩期にひき続き弥生中期においても部分的に利用されており、晩期以来なんらかの形でこの場が継続的に利用されていた様子が窺える。また、下阿久原平遺跡においても、縄紋式の最終末と思われる条痕紋を伴う深鉢や弥生前期の土器再葬墓あるいは沖Ⅱ式や殿内式に類似する土器等が検出されている。また、先に見た藤岡市谷地遺跡群の周辺にも沖Ⅱ遺跡が位置しており、このような初期弥生式の遺跡もまた、縄紋晩期の遺跡と占地形態の重複が認められるところから、これら晩期の用益圏を継承する部分のあることを窺わせるものであり、縄紋晩期の集団が弥生文化の担い手として再編成されている姿を想起させるものである。なお、美里町甘粕山（宮崎他1980）の如来堂遺跡群や深谷市四十坂遺跡もこの地域の縄紋晩期から弥生時代初期への移行期の状況を考える上では重要な遺跡である。ともあれ、この地域における該期の遺跡分布は必ずしも稀薄とは言えず、この地域が関東においても初期弥生式の主要な地域のひとつであったことを窺い知ることができるであろう。

ま と め

ここでは、児玉清水遺跡を中心に、児玉郡地域における縄紋後・晩期集落の占地を中心にその推移について、周辺地域との比較に基づいて概観した。本章では、縄紋後期前半以降、遺跡地が継続的に利用される傾向をもっているところから、集落を構成する社会的な集団によって集落周辺の用益地とその生態的適応形態が継承されていることを推定した。また、該期の集落を豊富な湧水点を中心に営まれる集落として捉え、単に日常的な生活用水の確

保としてではなく、トチをはじめとする堅果類等の食糧加工にかかる水場を共有する“加工水場集落”として捉えた。日常的な用益活動は、このような水場を共有する集団の地縁的な共同性によってまかなわれているものと推定される。生活にかかわる共同性をこのような居住型の内部にもちながら、後期前半期では土器の“類型”の並行的分立に見られるように広域に連動・連鎖した変化を辿り、集落を構成する複数の出自集団との関連を予想することができる。このような後期の集落は、しばしば複数の出自集団を包摂したものと捉えられるが、集落は地縁的な関係に基づく水場の共同性に支えられていることが推定される。

集落の社会的関係

児玉郡地域をはじめとする関東内陸部における縄紋後・晩期集落の河川に近い占地形態は、河川に依存する生態的な適応戦略に対応することが推定され、複数の集落で“流域集団”を構成していたことが推定される。このような集団は、沿岸部における複数の馬蹄形貝塚による海浜を共同利用するような“海浜集団”の構成に対比される可能性がある。このように、縄紋時代後期の集落は、多重の共同性によって関係網が形成されており、それぞれの社会的関係が位置付けられているようである。晩期の集落は、後期の集落遺跡のうち一部の遺跡が継続する形で存在し、後期集落の用益地と土地の用益形態を継承する部分が窺えるところから、“流域集団”が縄紋後期以来の用益圏を継承しながら社会的に再編成されている姿が想起されるであろう。

縄紋後期と同様に晩期においても、遺跡群や小河川の流域を超えて類似した土器群が分布し、より広域な関係網をもっている。これらの分布は、地域的な分布の偏りをもっているとはいえ、直接には地縁的な関係に基づく土器群の類似現象であると捉えることは困難であり、むしろ土器群の伝習や交流に基づく系譜表現としての現象形態として捉えられる可能性があるものである。晩期中葉では、児玉郡域を含む北関東西部地域や南関東等において「粗製土器」と「精製土器」の関係性にともに変化が生じていると同時に、土器製作にかかる体系に地域差をもった一定の変動があったことが想起される。

今後の課題

ともあれ、児玉清水遺跡は、豊富な湧水点を控え、この湧水を前提にトチ等の植物性食物のアク抜きをはじめとする食糧加工を行う水場施設が形成されていたと考えてよいであろう。今後は、さらに具体的な水準で集落景観を捉えながら、意識的に水場施設の調査を試みるとともに、それぞれの集落遺跡を概念的に捉え返すことで類型化をはかりながら、北関東地域における縄紋時代集落の一般性の中でこの地域の集落を理解してゆく試みが必要となろう。また、南関東における貝塚を擁する沿岸地域の集落群との対比と地域相互の関係も重要な問題である。これらの諸点については、この時期の地域や遺跡群を考える上で極めて重要な問題であり、機会を見てより詳細に再論する必要がある。

今日、発掘調査報告書が考古学や地域研究の資料として将来に託され、無機的な資料として陸続と刊行され続ける形勢である。本書もまた、このような形勢の一角を構成するものであるが、もとより埋蔵文化財は、考古学的な操作と検討によってはじめて文化財としての地位を占めるものであり、考古学や歴史学等に媒介されてこそ埋蔵文化財は地域や歴史の資料となりえるものであるという点は、自明のことでもあろうが絶えず再確認しておくべきことである。埋蔵文化財を地域の中に位置づけることは多くの困難を伴っていることを日々痛感するところではあるが、調査とその検討に基づく問題意識の再構成という認識の流れに、主体的に関与しえる立場にある地域の自治体等の担当者に委ねられている部分は今後も更に大きくなっているといつてもよいであろう。

(鈴木徳雄)

註

- (1) 昭和36年(昭和34年という記述もある)、「思池」に程近い「久保田堀」から、当時地場産業であった瓦生産にかかる粘土の採掘に伴って丸木舟やトチの実が多量に出土したという(柳1976・田島1984)。この丸木舟やトチの実の出土については、かつて児玉町文化財保護審議委員長を歴任された田島三郎先生ほか何人かの方々から当時の状況をお聞きすることができた。なお、この丸木舟は、長らく児玉小学校に展示されていたところから、多くの方々の記憶に残っていたものである。なお、「思池遺跡」から出土したコブ付紋系の香炉形土器については、考古資料の所蔵家として知られた大沢浄氏が所蔵されていたものである。ちなみに、昭和36年の埋蔵文化財調査カードによると思池遺跡は約5000㎡にわたって土器等の散布が認められたという。
- (2) 児玉郡地域における縄紋前期および中期の遺跡の存在形態や推移等については、旧稿(鈴木1986・1997)で触れているので参照されたい。また、別稿(鈴木2006)においても触れるところがあり、本章と補完する部分があるところから、併せて参照されることを望みたい。
- (3) 縄紋後期の小海進である所謂「堀之内海進」については、その存否について議論のあるところであるが、縄紋前期末～中期前半期に小海退を認める立場であり、縄紋後期の貝塚の貝種が湾岸部と湾奥部で異なるとともに時期を追って海退の傾向が看取しえるところから、ここでは堀之内1式期に小海進の最盛期があったものと考えておきたい。なお、古奥東京湾岸の貝塚遺跡等の状況から考えるならば、縄紋前期末の海退の後、中期において一定の小海進を含む海水準の変化を予想することができるが、その後堀之内1式期に海進が急速に進んだものと考えられるであろう。
- (4) なお、神流川流域には下阿久原平遺跡の対岸の藤岡市域(旧鬼石町)に敷石住居が検出されている譲原遺跡が、やや上流に晩期初頭の住居跡が検出されている保美濃山遺跡があり、また藤岡市域には後期末から晩期初頭にはコブ付系の土器群、また宮滝式や滋賀里系の土器群や佐野式が検出されるなど、この地域の中核をなすと考えることのできる藤岡市谷地遺跡(寺内2006)や滝川Ⅱ遺跡(茂木他2002)等の遺跡群が確認されており、神流川流域の遺跡群とかかわるものであろう。なお、弥生前期～中期の沖Ⅱ遺跡も遺跡群の一角を構成していると考えられることも重要な点である。
- (5) 神川町下阿久原平遺跡については、発掘調査を担当された矢内勲氏のご教示とご協力を頂戴し、親しく現地の見学および資料の観察等を行うことができた。記して感謝いたします。
- (6) 該期における小規模遺跡の存在については、旧稿(鈴木1986)および前稿(鈴木1997)で触れたところであり、何らかの生業活動等に伴う露营地であろう。なお、今井原屋敷遺跡(山本2006)においても加曽利B3式の深鉢等が検出されており、また扇状地扇端部に近い旭・小島古墳群内においても縄紋後・晩期の土器破片が点々と検出されており小規模な遺跡の存在が確認されている。
- (7) 渡辺誠氏は、水場と水さらし場を明確に区別され、水さらし場について「アク抜きなどを主とする植物質食料の処理・加工の場であり、台所的な場所である」(渡辺2002)と定義されている。なお、ここで渡辺氏が示された水さらし場の例は、大半が後・晩期の例であることは注目してよいであろう。
- (8) 下総台地北部の奥東京湾沿岸地帯では、縄紋後期前半期には奥東京湾内の位置によって貝種が異なっており、湾口部から内陸方面に向かって鹹水産貝種から汽水～淡水産の貝種の組成比が増大する傾向を見出すことができる。このような貝塚ごとの貝種の組成の差異が環境的な勾配を伴っていることは、貝塚ごとに異なった水域環境で貝の採取を行ったことを示唆するものである。言い換えれば、この時期に海進が生じていたことを推測させるものであり、おそらく温暖湿潤な環境に伴って一定の海進が生じていたものと見做してよいであろう(野田市史)。また、堀之内1式以降の漸進的な冷涼化・乾燥化の傾向に伴って、上流からの土砂の流入による遠浅の泥底性の水域が徐々に陸化してゆく様子を想起することができる。なお、これらの諸点については別途主題的に論じる必要があるであろう。
- (9) 貝塚の貝採取の領域については、馬蹄形貝塚期においては河川を媒介に行動範囲が拡大していたことが指摘され、古くから指摘のあった千代田遺跡等に加え金堀台貝塚(飯塚2000)についても印旛沼に注ぐ支谷の奥部に位置しながら東京湾岸の貝の採取活動に注目されている。また、八木原貝塚等の交換にかかる貝塚の存在も指摘されている(阿部2005)。しかし、堀之内1式を頂点に、時期を経るにしたがって鹹水産の内湾砂底性の貝種から湾奥泥底性の貝種、また汽水性の貝種へと推移し、徐々に鹹水が淡水化してゆく過程を読み取ることができる。言い換えれば、奥古東京湾岸においては、同一時期の貝塚の貝層相互を比較すると、湾口から湾奥にかけて貝塚の位置によって貝種が変化しており、遠隔地採取や交易を否定するものではないが、基本的には貝塚の近傍で貝が採取されていたものと考えられるであろう。
- (10) 藤岡市谷地遺跡群については、調査および整理を担当された藤岡市教育委員会古郡正志氏にご教示とご協力を頂戴し、中栗須滝川Ⅱ遺跡をはじめとする資料を観察することができた。記して感謝いたします。

参考・引用文献

- 阿部 芳郎 (2005) 「貝食文化と貝塚形成」『地域と文化の考古学Ⅰ』六一書房
 飯塚 博和 (2000) 「金堀台貝塚」『千葉県の歴史』資料編考古1
 飯塚 博和 (2002) 「野田丘陵における縄紋海進」『フィールドの学』後藤和民先生頌寿記念論文集
 猪瀬美奈子 (2004) 「北関東における晩期中葉の様相」『晩期中葉の再検討』第17回縄紋セミナー
 石塚 久則 他 (1986) 『将監塚－縄紋時代－』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第63集
 大内 千年 (1998) 「流山市域の貝塚における貝類組成の変遷」『研究連絡誌』第53号 千葉県文化財センター
 大内 千年 (2001) 『主要地方道松戸野田線住宅地関連埋蔵文化財調査報告書－流山市三輪野山貝塚・宮前・六道神・八幡前－』千葉県文化財センター調査報告書第399集
 金箱 文夫 他 (1989) 『赤山』川口市遺跡調査会
 金子 彰男 他 (1991) 『池田遺跡第1地点』神川町遺跡調査会発掘調査報告第2集
 恋河内昭彦 (1990) 『下大塚遺跡』児玉町文化財調査報告書第11集
 恋河内昭彦 (1995) 『南共和・新宮遺跡』児玉町調査会報告第6・7集
 恋河内昭彦 (2000) 『天田遺跡－B地点の調査－』児玉町遺跡調査会報告書第11集
 恋河内昭彦 (2001) 『女池遺跡－B・D地点の調査－』児玉町文化財調査報告書第35集
 恋河内昭彦 (2004) 『女池遺跡－A地点の調査－』児玉町遺跡調査会報告書第16集
 恋河内昭彦・松澤浩一 (2006) 『金屋下別所遺跡B地点・塩谷平氏ノ宮遺跡・塩谷下大塚遺跡E地点』本庄市埋蔵文化財調査報告書第1集
 柴田 徹 (2004) 「利根川の流路変遷と関東造盆地運動について」『松戸市立博物館紀要』第11号
 鈴木 敏昭 他 (1978) 『東谷・前山2号墳・古川端』埼玉県遺跡調査報告書 第16集
 鈴木 徳雄 (1986) 「縄紋中期の集落用益圏と生態的居住型」『橋ノ入遺跡Ⅱ』児玉町文化財調査報告書第6集
 鈴木 徳雄 (1988) 「東葛地域における縄紋文化の展開」『東葛上代文化の研究』下津谷先生還暦記念祝賀事業実行委員会
 鈴木 徳雄 (1997) 「児玉郡における縄紋集落の占拠と居住形態」『将監塚東・平塚・藤塚遺跡』児玉町文化財調査報告書第26集
 鈴木 徳雄 (2002) 「北関東における堀之内式の様相」『縄紋後期前半の再検討』縄紋セミナー
 鈴木 徳雄 (2005) 「山崎貝塚」『野田市史』資料編考古
 鈴木 徳雄 他 (1986) 『橋ノ入遺跡Ⅱ』児玉町文化財調査報告書第6集
 鈴木 徳雄 他 (1997) 『将監塚東・平塚・藤塚遺跡』児玉町文化財調査報告書第26集
 高橋 清文 他 (2006) 『天ヶ堤遺跡Ⅴ』伊勢崎市文化財調査報告書第66集
 田島 三郎 (1984) 『児玉の民話と伝説』上巻 児玉町民話研究会
 樋泉 岳二 (1999) 「東京湾地域における完新世の海洋環境変遷と縄紋貝塚形成史」『国立歴史民俗博物館研究報告』第81集
 寺内 敏郎 (1998) 『C7神明北遺跡・C8谷内遺跡』藤岡市教育委員会
 寺内 敏郎 (2006) 『小野地区水田遺跡道下地点・谷内C遺跡』藤岡市教育委員会
 外山 一夫 (1989) 「板倉遺跡発掘調査報告」『板倉町史考古資料編』別巻9
 角田 祥子 他 (2006) 『史跡茅野遺跡』榛東村文化財調査報告書第10集
 永井 智則 他 (2005) 『脊戸谷遺跡－宮内古墳群の調査－』児玉町遺跡調査会報告書第19集
 堀越 正行 (1972) 「縄紋時代の集落と共同組織」『駿台史学』31
 松澤 浩一 (2005) 『宮内上ノ原遺跡－B地点の調査－』児玉町遺跡調査会報告書第18集
 宮井 英一 他 (1989) 『古井戸－縄紋時代－』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第75集
 三宅 敦気 (1993) 「縄紋後晩期のムラ－矢瀬遺跡」『東国史論』8
 宮崎 朝雄 他 (1980) 『甘粕山』埼玉県遺跡発掘調査報告書第10集
 茂木 努 他 (2002) 『中栗須滝川Ⅱ遺跡－縄紋時代集落編－』藤岡市教育委員会
 百瀬 新治 (2006) 「飾られない縄紋土器」『縄紋「ムラ」の考古学』雄山閣
 矢内 勲 (1991) 「下阿久原平遺跡の調査」『第24回埼玉県遺跡発掘調査報告会発表要旨』埼玉考古学会ほか
 矢内 勲 (1998) 『平西遺跡発掘調査報告書』神泉村教育委員会文化財調査報告書第1集
 矢内 勲 (1999) 『平遺跡発掘調査報告書－F地点の調査－』神泉村教育委員会文化財調査報告書第2集
 矢内 勲 (2001) 『村内遺跡発掘調査報告書－平遺跡G地点の調査及び村内遺跡試掘調査－』神泉村教育委員会文化財調査報告書第3集
 矢内 勲 (2002) 『門野遺跡・中居遺跡・平西遺跡・松の平遺跡発掘調査報告書』神泉村教育委員会文化財調査報告書第4集
 矢内 勲 (2005) 「原始の神泉」『神泉村誌』歴史編 神泉村教育委員会
 柳 進 (1976) 『県北の伝承と民俗』私家版
 山内 清男 (1941) 「安行式後半(板倉沼発見土器特輯)」『日本先史土器図譜』第XI輯(再刊)
 山本 千春 (2006) 『今井原屋敷遺跡－第4地点－』本庄市埋蔵文化財調査報告書第4集
 弓 明義 (2005) 『三ノ耕地遺跡Ⅰ』吉見町文化財調査報告書第4集
 渡辺 誠 (2002) 「水さらし場遺構研究の現状と課題」『明神前遺跡』鹿沼市埋蔵文化財報告書第14冊



版 図

見沼清水遺跡A地点より調査前のB地点を臨む（南東より）

図版 1



1. 児玉清水遺跡B地点
調査区全景（北東より）

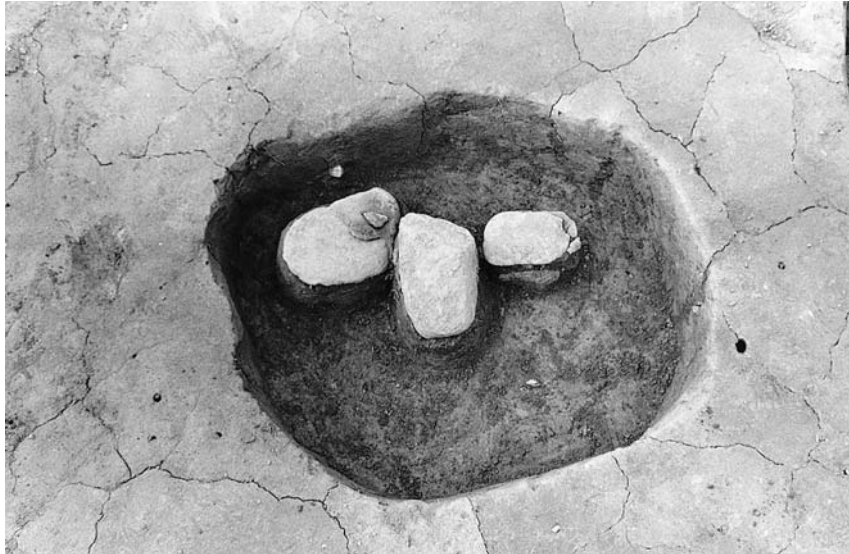


2. 第1号住居址
（南東より）



3. 第1号住居址
遺物出土状態（西より）

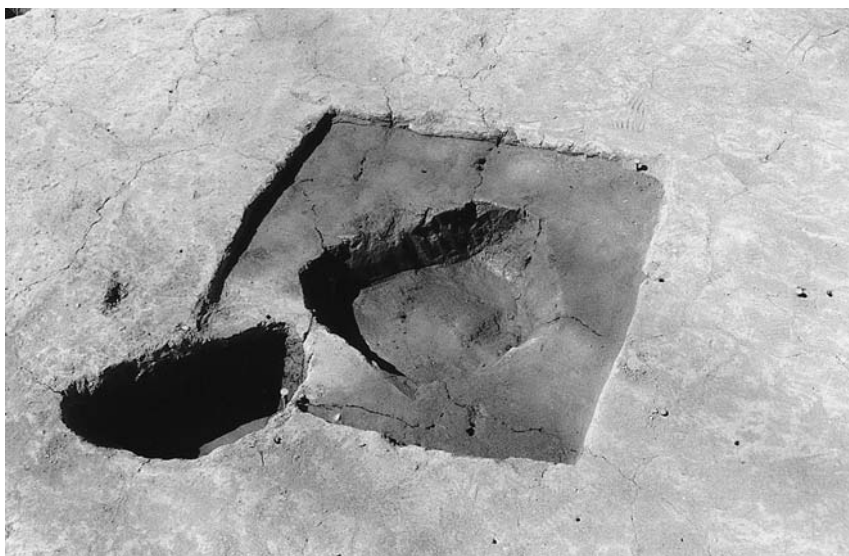
図版 2



1. 土壙SK1 (南より)



2. 土壙SK7 (北より)



3. 第1号土器集中区
下部落ち込み (南より)

図版 3



1. 土壙SK3 (南より)
遺物出土状態

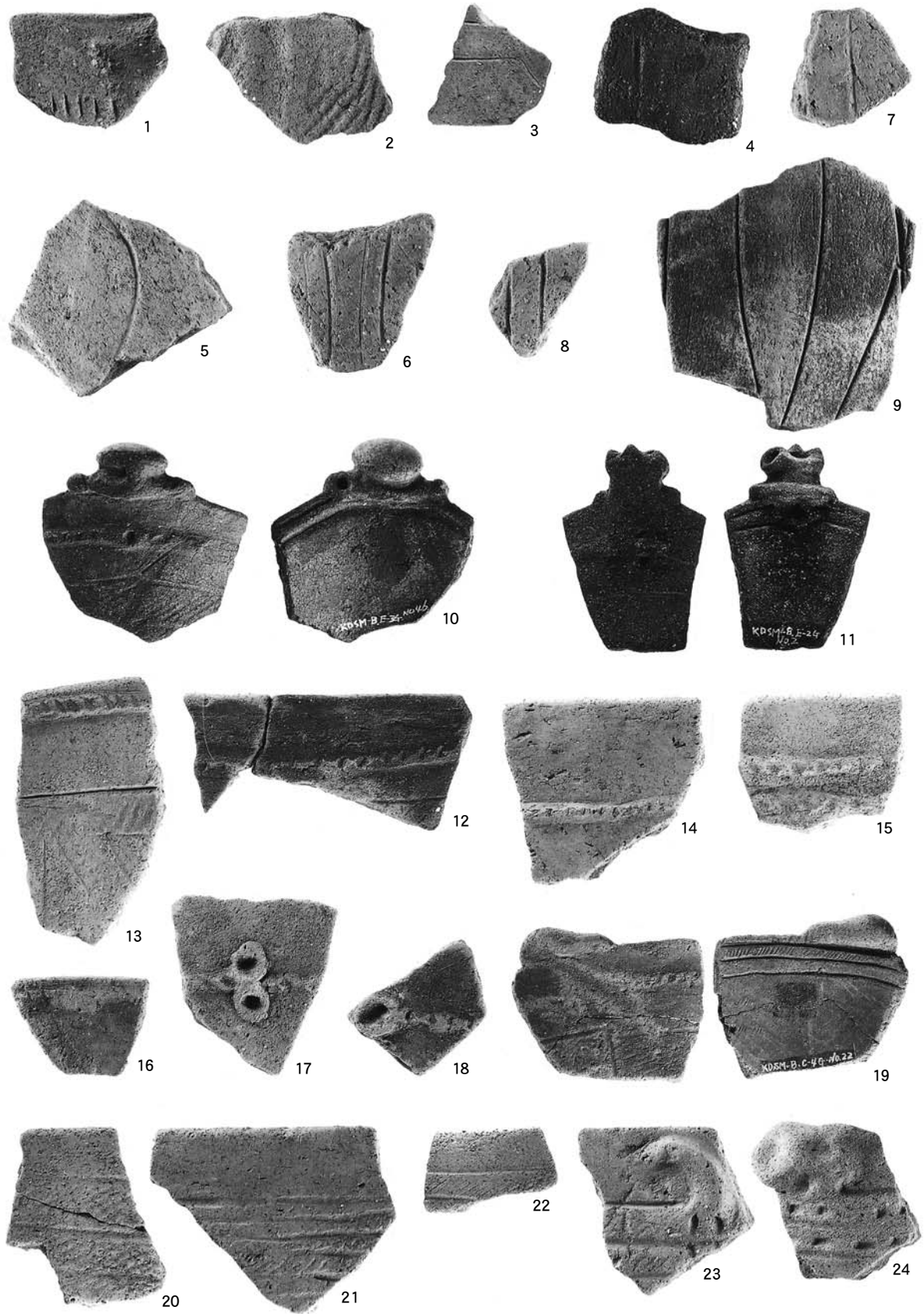


2. F-4G区
遺物出土状況(北西より)



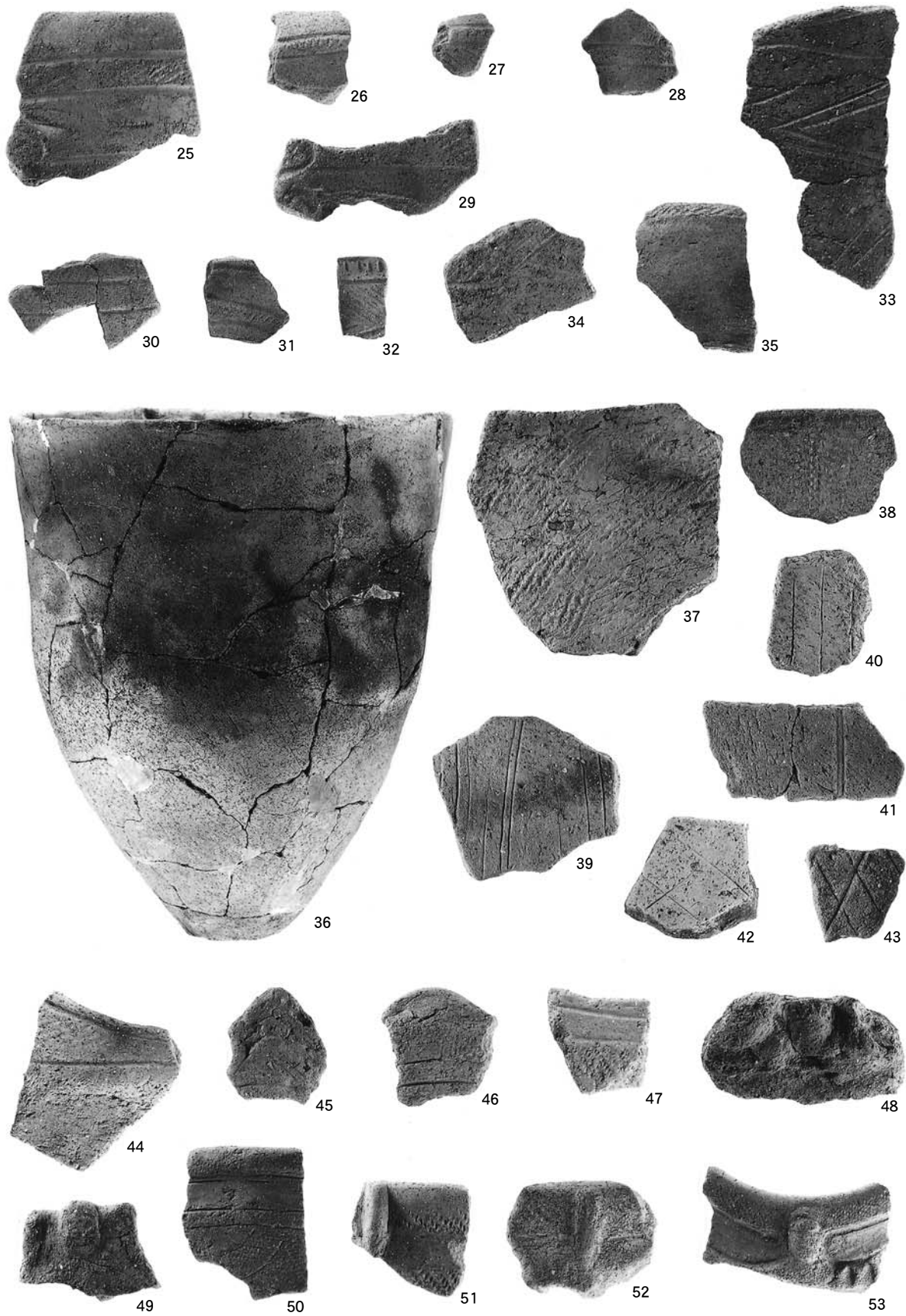
3. 発掘作業風景
(北東より)

图版 4



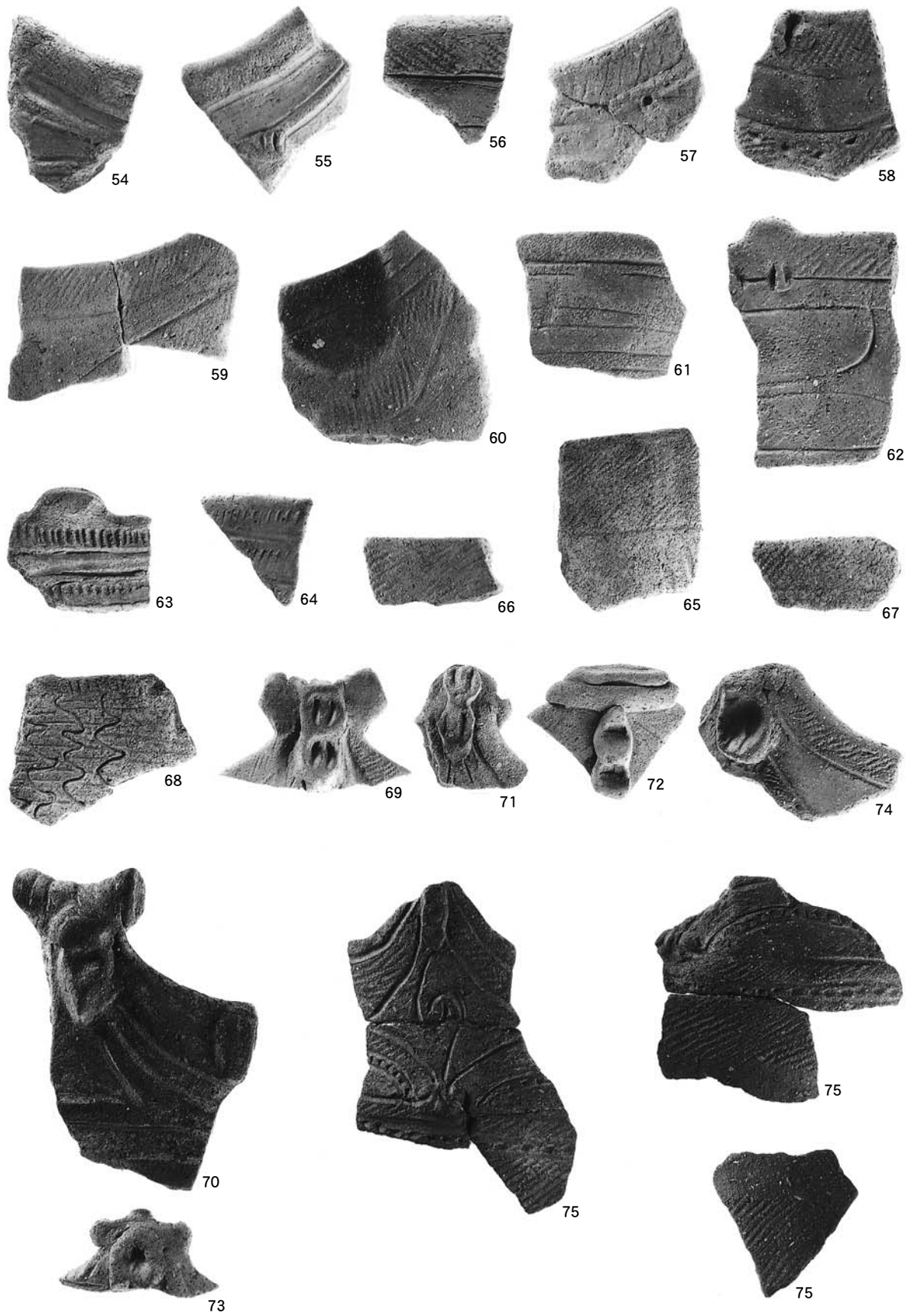
1. 児玉清水遺跡B地点出土遺物(1)

图版 5



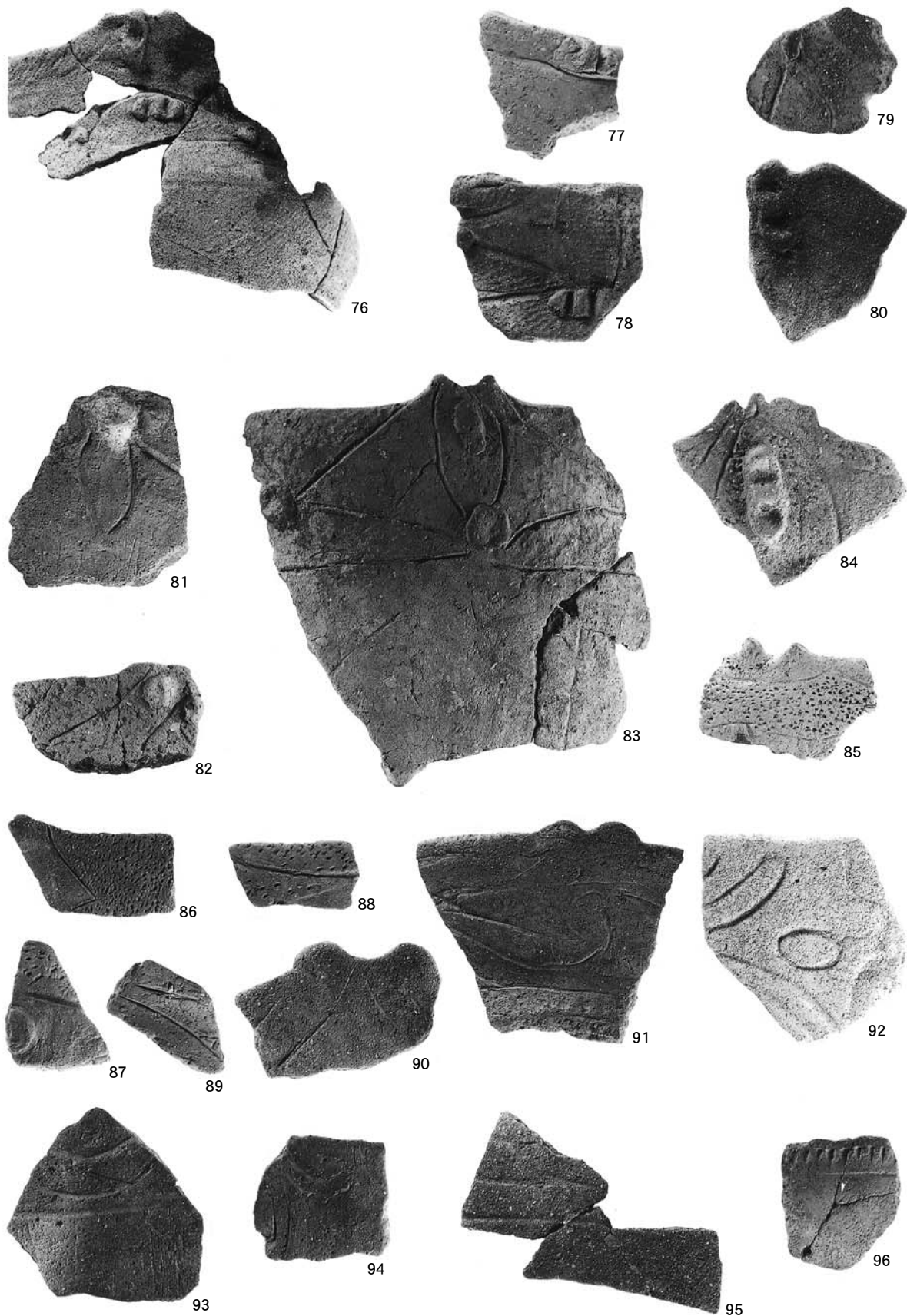
1. 児玉清水遺跡B地点出土遺物(2)

图版 6



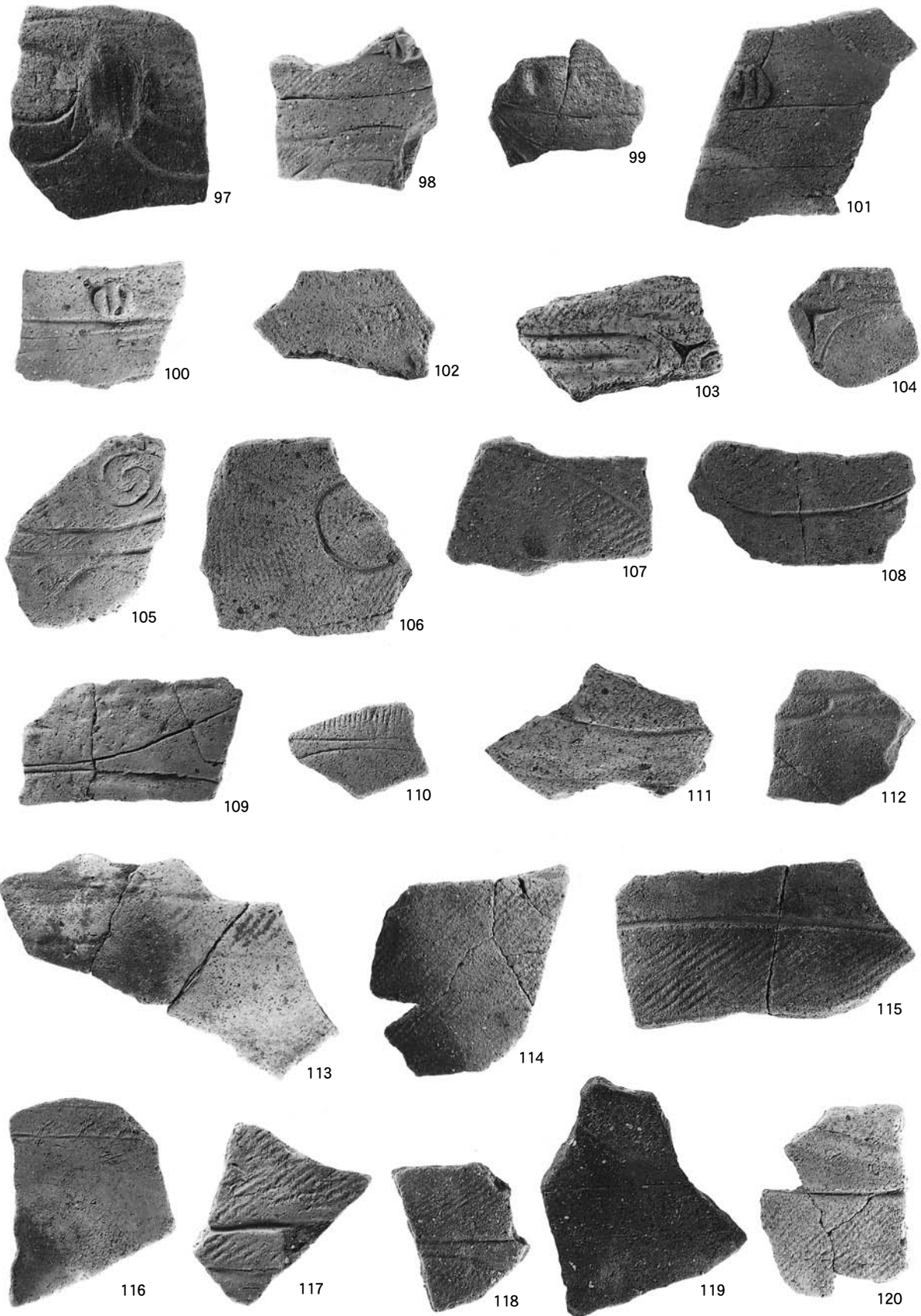
1. 児玉清水遺跡B地点出土遺物(3)

图版 7



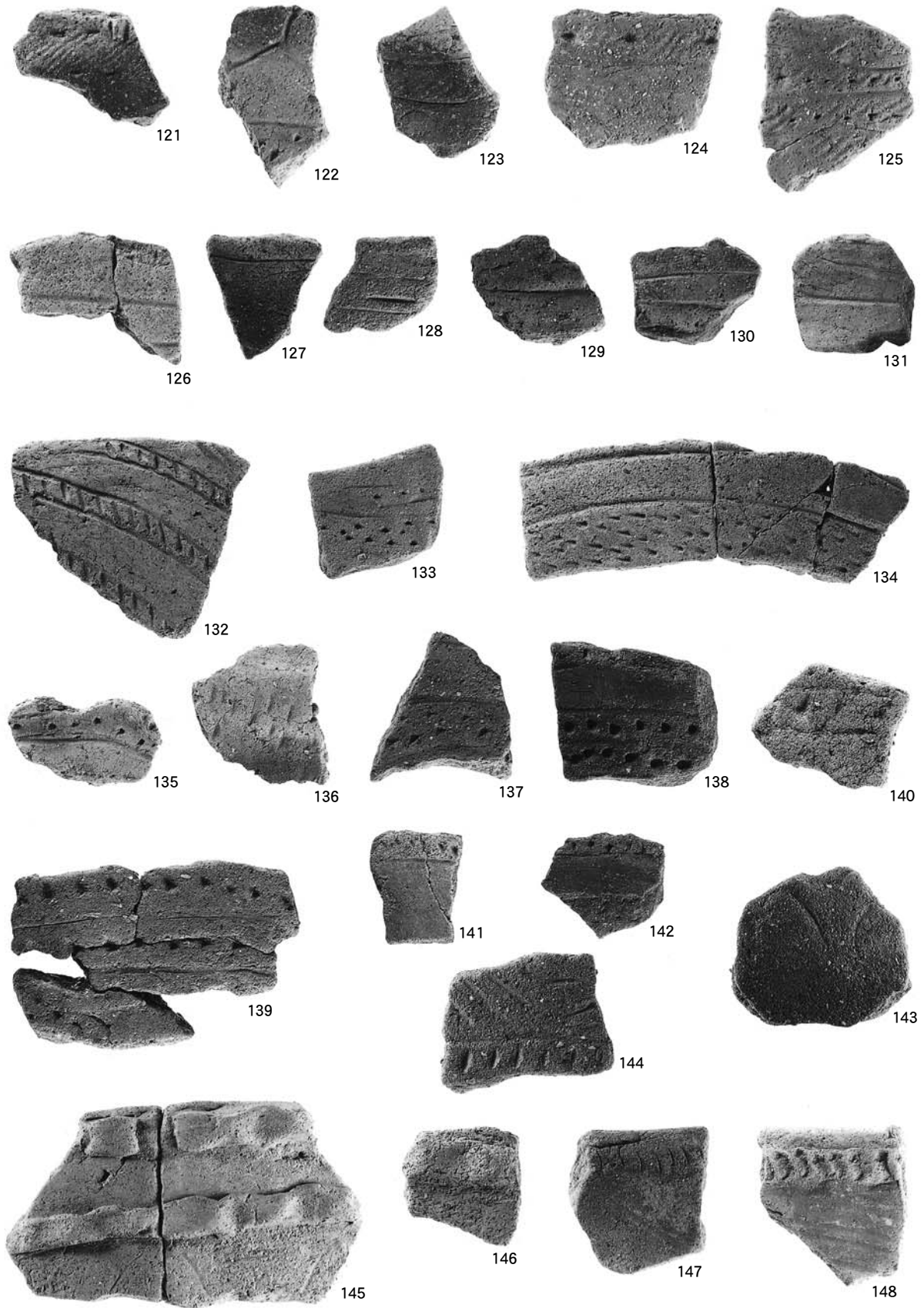
1. 児玉清水遺跡B地点出土遺物(4)

图版 8



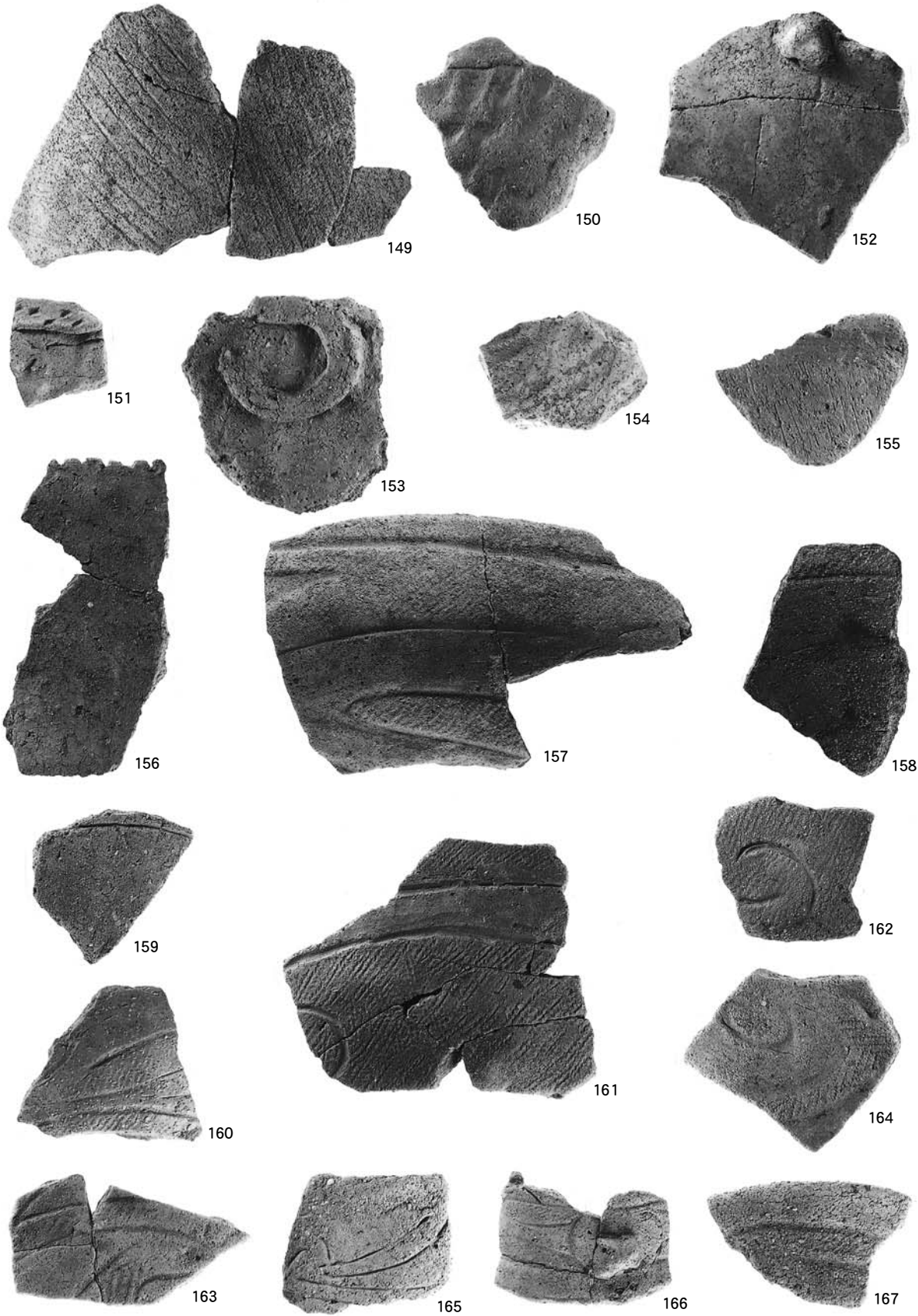
1. 児玉清水遺跡B地点出土遺物(5)

图版 9



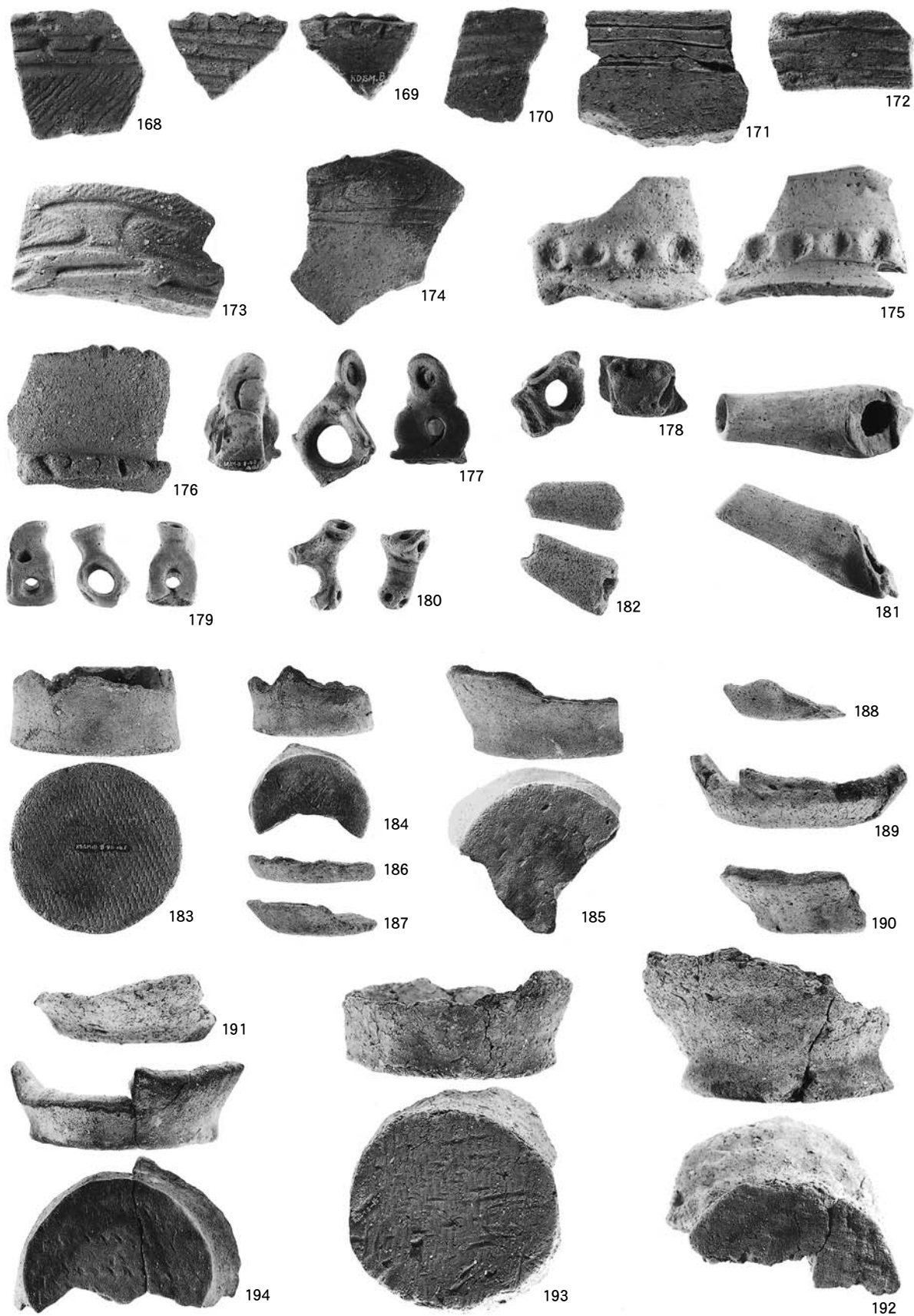
1. 児玉清水遺跡B地点出土遺物(6)

图版10



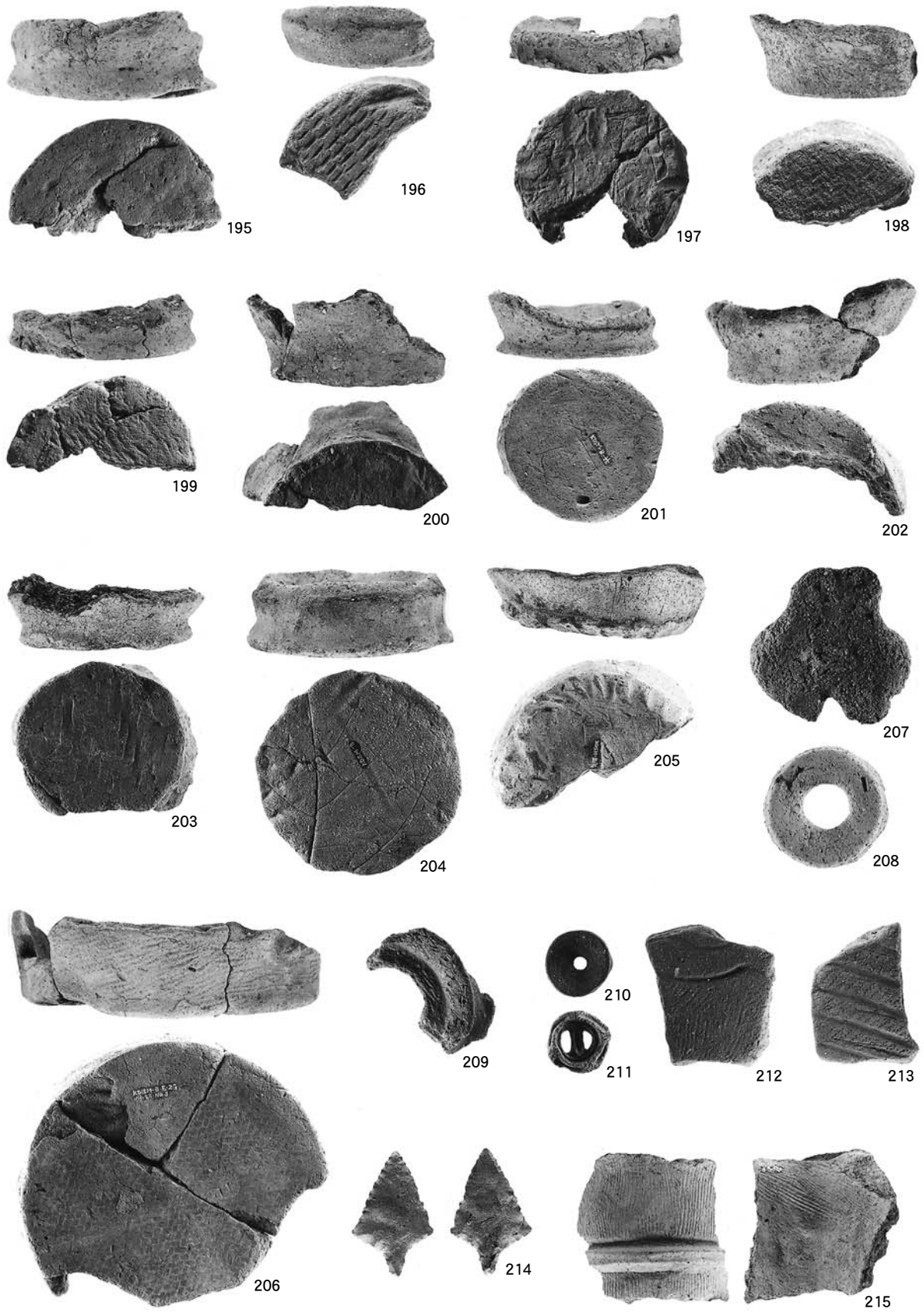
1. 兒玉清水遺跡B地点出土遺物(7)

图版11



1. 児玉清水遺跡B地点出土遺物(8)

图版12



1. 児玉清水遺跡B地点出土遺物(9)

報告書抄録

フリガナ	コダマシミズイセキ								
書名	児玉清水遺跡								
副書名	B地点の調査								
シリーズ	本庄市遺跡調査会報告書						巻次	第19集	
編著者	鈴木徳雄・尾内俊彦								
編集機関	本庄市遺跡調査会								
所在地	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 TEL 0495-25-1185								
発行日	西暦2007年（平成19年）9月20日								
フリガナ 所収遺跡	フリガナ 所在地	コード		北緯 (°'")	東経 (°'")	調査期間	調査 面積	調査 原因	
コダマシミズイセキ 児玉清水遺跡	ホンジョウシコダマチョウコダマ 本庄市児玉町児玉 アサシミス 字清水292-2外	112119	54- 309	36°11'28"	139°08'40"	19960402 ~19960516	200㎡	店舗 建設	
所収遺跡	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項		
児玉清水遺跡 B地点	集落	縄紋	竪穴住居跡		縄紋土器 土偶 耳飾 他		縄紋時代後・晩期集 落の一端が明らか になった。		

本庄市遺跡調査会報告書第19集

児玉清水遺跡Ⅱ

－ B 地点の調査 －

平成19年9月20日 印刷

平成19年9月20日 発行

発行／本庄市遺跡調査会

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

(本庄市教育委員会文化財保護課内)

印刷／たつみ印刷株式会社

